

# 豊田市環境基本計画

## 2018-2025



# 豊田市環境基本計画

---

<b>基本理念</b>	2
<b>第1章 計画の策定に当たって</b>	5
第1節 計画策定の背景	6
第2節 計画の基本的事項	7
<b>第2章 環境基本計画の目指すもの</b>	9
第1節 目指す分野・社会像	10
第2節 環境政策の長期的ビジョン	12
第3節 SDGs 達成のための環境関連分野からのアプローチ	22
<b>第3章 社会・分野別の施策展開</b>	23
第1節 脱炭素社会	26
第2節 自然共生社会	35
第3節 循環型社会	41
第4節 安全・安心社会	49
第5節 市民の環境行動力の向上と共働の分野	54
<b>第4章 計画推進に向けて</b>	61
第1節 計画の周知	62
第2節 計画の推進体制と進行管理	62
<b>資料編</b>	65
1 策定経緯	66
2 中間見直し経緯	71
3 事業一覧表	82
4 指標一覧表	104
5 用語解説	111

---

---

● 本計画の策定及び中間見直しを行うにあたり、以下のとおりアンケート調査等を行いました。

【計画策定時】

▶ アンケート調査

概要：【調査方法】郵送 【調査期間】2016年7月～8月 【対象地域】豊田市全域  
市民：【発送数】2,000人 【有効発送数】1,990人 【有効回収数】724人 【有効回収率】36.4%  
事業者：【発送数】2,000件 【有効発送数】1,932件 【有効回収数】730件 【有効回収率】37.8%

▶ ヒアリング

概要：【調査方法】グループヒアリング又はアンケート 【調査期間】2016年9月～12月  
【対象グループ】①中山間地活動者、②インタープリター（eco-T）、③学生、④外国人住民

▶ ワークショップ

市民：【実施日】全4回（2016年8月20日、9月10日、10月15日、11月19日） 【参加者】13名  
事業者：【実施日】全1回（2016年11月24日） 【参加者】15名

---

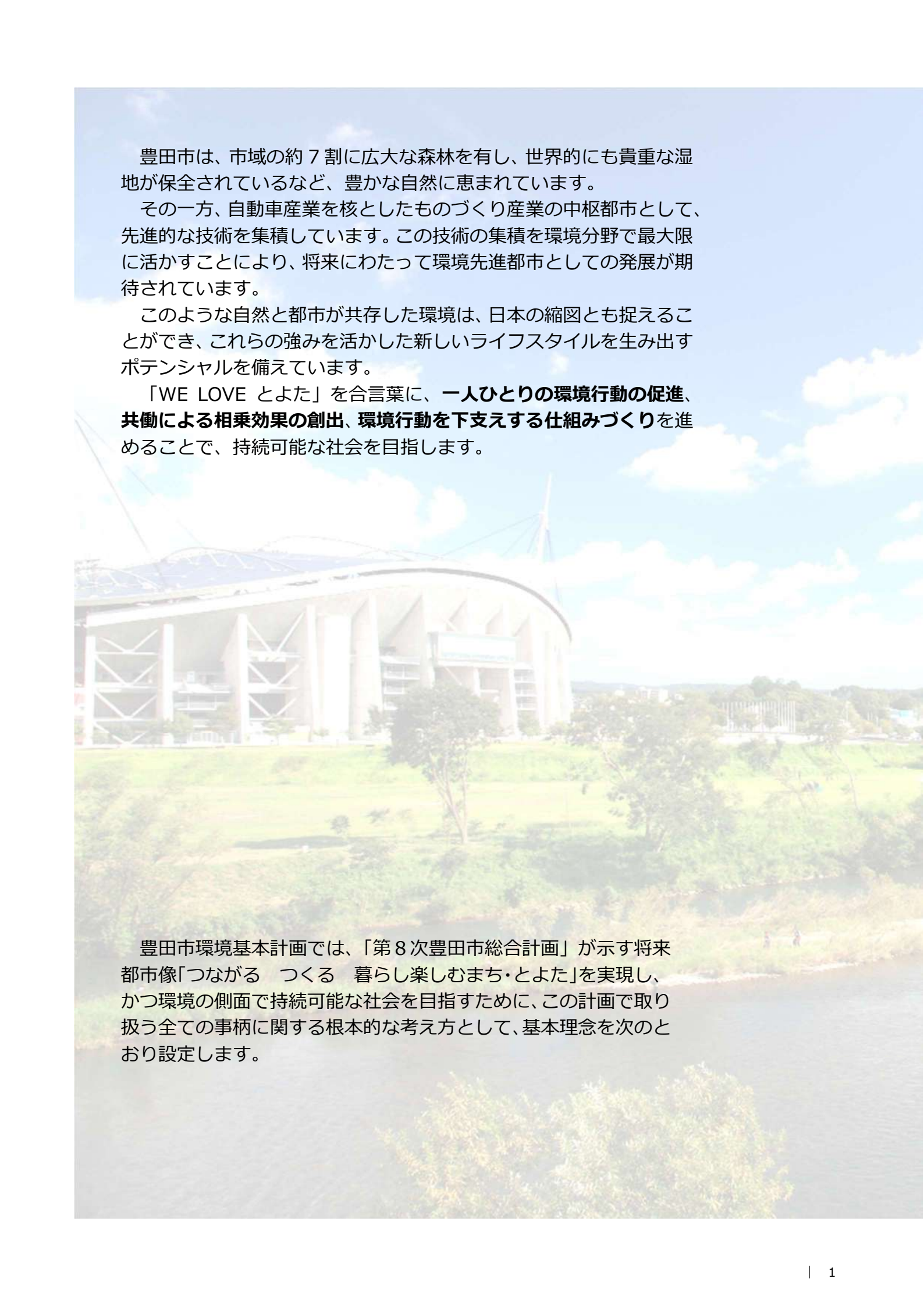
【中間見直し時】

▶ アンケート調査

概要：【調査方法】郵送※ 【調査期間】2020年11月～12月 【対象地域】豊田市全域  
市民：【発送数】2,000人 【有効発送数】1,994人 【有効回収数】1,407人 【有効回収率】70.6%  
事業者：【発送数】2,000件 【有効発送数】1,847件 【有効回収数】1,070件 【有効回収率】57.9%

※回答に当たっては、調査票に直接記入して返送する他に、インターネットによる専用フォームからの回答受付も実施

---



豊田市は、市域の約7割に広大な森林を有し、世界的にも貴重な湿地が保全されているなど、豊かな自然に恵まれています。

その一方、自動車産業を核としたものづくり産業の中核都市として、先進的な技術を集積しています。この技術の集積を環境分野で最大限に活かすことにより、将来にわたって環境先進都市としての発展が期待されています。

このような自然と都市が共存した環境は、日本の縮図とも捉えることができ、これらの強みを活かした新しいライフスタイルを生み出すポテンシャルを備えています。

「WE LOVE とよた」を合言葉に、**一人ひとりの環境行動の促進、共働による相乗効果の創出、環境行動を下支えする仕組みづくり**を進めることで、持続可能な社会を目指します。

豊田市環境基本計画では、「第8次豊田市総合計画」が示す将来都市像「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」を実現し、かつ環境の側面で持続可能な社会を目指すために、この計画で取り扱う全ての事柄に関する根本的な考え方として、基本理念を次のとおり設定します。



## 《基本理念》

私たちは、「WE LOVE とよた」を合言葉に、“豊かな自然の恵み”と“先進的な技術”を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくります。

1. 市民一人ひとりが高い意識を持ち、行動します。
2. 市民・事業者・行政が共働して、更に大きな行動につなげます。
3. 意識せずとも、環境にやさしい行動が選択される仕組みづくりを進めます。

# 第 1 章

## 計画の策定に当たって

## 第1節 計画策定の背景

豊田市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「豊田市環境基本条例」に基づいて策定するものです。

豊田市（以下「本市」という。）では、2008（平成20）年度に前計画を策定して以降、環境政策を取り巻く状況に関して様々な変化がありました。

本市は、持続可能な低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」として、2009（平成21）年に選定されました。

また、2012（平成24）年7月には、湿地の保全と賢明な利用を推進することを目的としたラムサール条約に基づき、《東海丘陵湧水湿地群》が「ラムサール条約湿地」に登録されるなど、国内外から注目されるまちとなりました。

2005（平成17）年4月に豊田市、旭町、足助町、稲武町、小原村、下山村、藤岡町が合併して以来、15年以上が経ち、「地域自治システム」等により、地域が主体となった様々な活動が行われています。

本市の豊かな自然環境を背景に、IターンやUターンにより山村部に移住する若者が増えるなど、自然とのつながりを求める新たな価値観やライフスタイルが出現し、人や地域とのつながりの重要性が再認識されつつあります。

一方で、地球温暖化の進行やそれがもたらす豪雨などの異常気象の増加、生物多様性の損失、高齢化の進展や社会構造の変化による廃棄物処理における対応の必要性など、今後の環境政策の在り方に大きな変化が求められています。

国連では、2015（平成27）年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs（Sustainable Development Goals）」を掲げました。この中では、エネルギー問題や気候変動対策などとともに、貧困やジェンダーの問題、製造・消費の責任、海・陸の豊かさを守るなど、複数の課題の統合的な解決を目指すことが求められています。また、同年12月には、「パリ協定」が採択され、全世界で地球温暖化対策に取り組むことが確認されています。

本市は、2018（平成30）年6月に、内閣府より「SDGs未来都市」に選定され、持続可能な社会の実現と、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の目標を達成すべく、様々なステークホルダーとの連携を実施していきます。

これらの目標を達成するためには、これまでの対策の延長ではなく、様々な政策分野との連携を図りながら、経済・社会・環境をともに変えていき、持続可能な社会を目指すことがこれまで以上に必要となっています。

本計画においては、本市における環境に関する状況や課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立った、環境政策の方向性を示します。

## 第2節 計画の基本的事項

### 1 環境基本計画の目的

本計画は、「豊田市環境基本条例」が目指す「持続的な発展が可能な社会」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、これらを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

### 2 環境基本計画の役割

本計画は、市政経営の基本である「豊田市総合計画」における環境分野のマスタープランとして位置付けられ、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となる計画です。

第8次豊田市総合計画の方向性を踏まえ、本市の環境政策の大綱を示します。



図 1.2.1 環境基本計画の位置付け

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、第8次豊田市総合計画の計画期間を踏まえ、2018（平成30）年度から2025（令和7）年度までの8年間とします。

計画期間を前期4年（2018～2021年度）、後期4年（2022～2025年度）に分け、前期4年の経過時点で中間見直しを行い、社会経済情勢の変化にも機動的かつ柔軟に対応できる計画とします。

なお、計画の策定に当たっては、第8次豊田市総合計画が見据える2040年、国の「地球温暖化対策計画」が目標とする2050年といった長期的ビジョンを見据える視点（バックキャスト型）を基礎としつつ、現状の課題を解決する視点（フォアキャスト型）も踏まえ、今後8年間に本市が目指す姿を示し、その姿の実現に向けた施策を定めています。



図 1.2.2 計画期間



## 第 2 章

# 環境基本計画の目指すもの

# 第1節 目指す分野・社会像

本市の環境に関する状況・課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立って環境政策の方向性を提示するため、本計画を「脱炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」、「安全・安心社会」の4つの社会と、それらの社会を横断的につなぐ「市民の環境行動力の向上と共働の分野」で構成します。

4つの社会と1つの分野の関係は、持続可能な社会の実現に向けて、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減されて「安全・安心」が確保されることを前提として、「脱炭素」、「自然共生」、「循環型」の各社会を総合的に実現し、健全で恵み豊かな環境を保全していくものです。そして、市民一人ひとりが高い意識の下、「環境行動力」を発揮し、各主体が「共働」で取り組むことにより、更に大きな取組を生み、これらの社会を実現していきます。

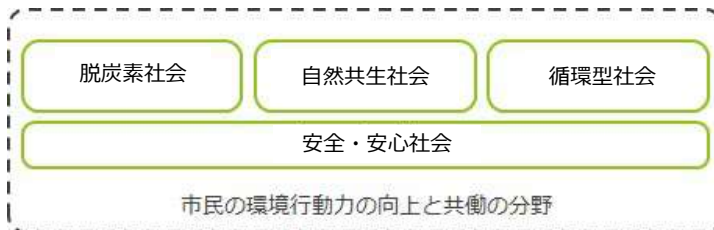


図 2.1.1 4つの社会と1つの分野の関係図

## ● 背景となる考え方：「WE LOVE とよた」

- ▶ 本市では、「WE LOVE とよた」を合言葉に、市民がとよたの魅力に改めて気づき、共に絆と信頼を深めながら、愛情と誇りを持って行動し、魅力にあふれたこのまちを次の世代に引き継ぐとともに、人や地域が優しさでつながり、多様な楽しみを尊重し分かち合うことにより、誰もが幸せを感じる「わくわくする世界一楽しいふるさと」を目指しています。
- ▶ 上に示す「WE LOVE とよた」の取組を全市的に推進し、市民のこのまちへの愛情と誇りを高めて自発的な行動につなげるとともに、幅広い市民の参画を促すために、2017（平成 29）年4月に「WE LOVE とよた」条例を制定しました。



## ● 背景となる考え方：「共働によるまちづくり」

- ▶ 本市では、「まちづくり基本条例」、「地域自治区条例」、「市民活動促進条例」を制定し、地域や市民活動が活発になり、市民・事業者・市が共に考え、行動することで住みよいまちをつくります。
- ▶ 本計画を進めるに当たっても、主体的に関わる市民・事業者・市などの様々な主体が、まちづくり基本条例の考え方を共有し、共にまちづくりを進めます。

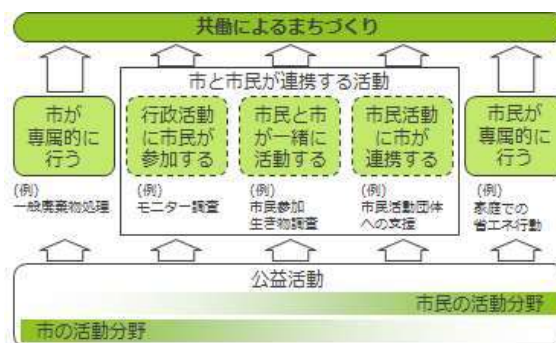


図 2.1.2 共働によるまちづくりの概念図

豊田市環境基本計画

基本理念

私たちは、「WE LOVE とよた」を合言葉に、“豊かな自然の恵み”と“先進的な技術”を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくります。

1. 市民一人ひとりが高い意識を持ち、行動します。
2. 市民・事業者・行政が共働して、更に大きな行動につなげます。
3. 意識せずとも、環境にやさしい行動が選択される仕組みづくりを進めます。

社会・分野別の施策展開

脱炭素社会

化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させる社会

自然共生社会

農林水産業を含む社会経済活動が自然に調和し、生物多様性が適切に保たれ、様々な自然とのふれあいの場や機会が確保された、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や再使用の推進などの取組により、新たに消費する資源をできるだけ少なくし、生産から廃棄までの段階で環境への負荷をできる限り少なくする社会

安全・安心社会

社会・経済活動による環境破壊や身体への影響などの公害の発生を防止して、基盤となる生活環境を確保するとともに、日常の生活における快適な環境を創造・維持し、さらに気候変動や災害に対する強靱性や柔軟性を備えた社会

市民の環境行動力の向上と共働の分野

4つの社会を実現するために、市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境への正しい理解を深めていくとともに、日常の生活や事業活動の中で環境に配慮した選択ができる支援や仕組みを整えていく、社会横断的な分野

## 第2節 環境政策の長期的ビジョン

### 1 脱炭素社会

#### 【現状と課題】

#### ○ 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）は順調に減少しているものの、更なる削減対策の必要があります

2021（令和3）年8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第6次評価報告書によると、地球温暖化は、人間の影響であることが「疑う余地がない」とされ、世界平均気温は、「向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5℃及び2℃を超える」と指摘しています。

本市においては、温室効果ガスのうち約94%がCO<sub>2</sub>によるもので、その排出量は、2019（令和元）年度には2013（平成25）年度に比べ約18%減少しています。

CO<sub>2</sub>排出量は着実に減少しているものの、気候変動対策として、これまで以上の削減対策が求められます。

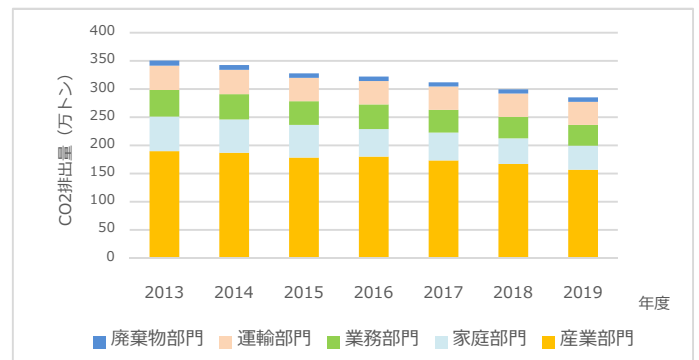


図 2.2.1 部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の推移

#### ○ 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて気候変動対策を加速させます

2019（令和元）年11月、本市は、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。また、2020（令和2）年10月、国も2050年までにカーボンニュートラルを目指す宣言を契機とした地球温暖化対策の推進に関する法律の改正など、脱炭素社会に向けた動きが加速しています。

本市は、2009（平成21）年持続可能な低炭素社会の実現に向け、CO<sub>2</sub>削減の高い目標

を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定され、着実に目標を達成してきました。低炭素から脱炭素社会に向けては、2050年の社会や生活のあり方のイメージを描いた上で、比較的近い将来である2030年をマイルストーンとして取組の目標を掲げ、その目標に向けて再生可能エネルギーや電動車の普及拡大などの気候変動対策を加速させる必要があります。

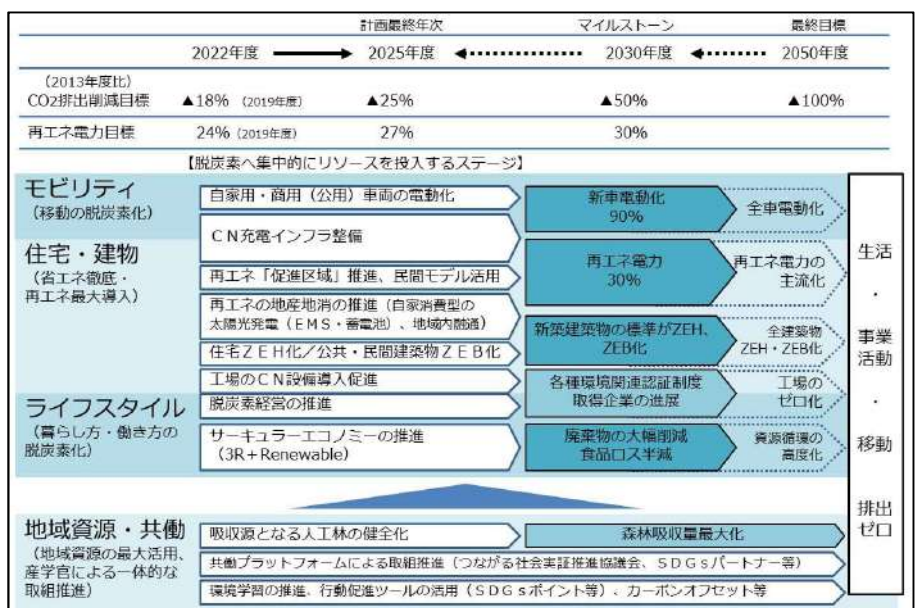


図 2.2.2 とよたゼロカーボンロードマップ

## ○ 気候変動の影響に備える適応策を推進する必要があります

地球温暖化による気候変動の影響が避けられない中、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」においても、その影響に適応することの重要性が改めて確認されました。これからの地球温暖化対策は、温室効果ガスの削減を行う「緩和策」だけでなく、気候変動による影響を計画的に回避・軽減する「適応策」についても実施し、それらを両輪として取り組む必要があります。

世界及び日本各地で気候変動の影響が報告されている中、本市においても大きな影響が予想されます。本市においては、気候変動への影響に対して、しなやかで持続可能な社会への適応に向け、豊田市地域気候変動適応計画を策定し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を持って、相互に連携・協力しながら「適応策」を推進することが重要です。

## ○ 広大な森林を活用し、CO<sub>2</sub> 吸収効果を高める必要があります

2005（平成 17）年の合併により、本市は広大な市域を有することとなりました。本市の強みである市域の約 7 割を占める広大な森林を活用し、間伐による健全な人工林づくりを進め、CO<sub>2</sub> の吸収効果を高める必要があります。また、木材は CO<sub>2</sub> を固定し、再び大気中へ放出されることを抑制するなど、炭素の貯蔵機能を持っており、有効活用を図ることも重要です。これらの森林の持つ様々な効果を活用する必要があります。

## ○ 民間活力の積極利用で共働での取組を推進します

これまで環境モデル都市として、豊田市つながる社会実証推進協議会を始めとした企業との連携で社会全体のエネルギーの最適利用に取り組む実証実験などを推進してきました。

発電・送電に関する法整備により、再生可能エネルギーで発電した電気・環境価値の融通の開始、発電設備の第三者所有モデル（再エネ PPA）や太陽光発電システムの共同購入など、同じ再生可能エネルギー導入でも新たな手法が多く生まれています。

事業者や行政の率先行動だけでなく、広く市民生活にも脱炭素型のエネルギー利用を普及させていくために、民間活力を上手く活用し、共働で取り組んでいくことが必要です。

### 【施策展開の方向性】

カーボンニュートラル実現に向けて、これまで以上に化石燃料の消費等に伴う温室効果ガス排出量を大幅に削減するとともに、気候変動による影響を計画的に回避・軽減できるまちづくりが求められています。

「脱炭素社会」では、本市ならではの強みである広大な森林資源や先進的な連携による取組を推進し資源・エネルギーの地産地消といった地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。

### 長期的ビジョン：計画期間を超えた 2040～50 年の将来の姿

- 脱炭素型インフラ・仕組みの下で、市民が脱炭素型の技術やサービスを使用しながら、無理なく環境行動を実践する社会が実現しています。
- 都市部と山村部の強みを活かしてエネルギーや資源の地産地消が行われ、脱炭素かつ適応力の高い社会となっています。
- 環境・エネルギーやモビリティに関する先進的な取組が提案・蓄積され、その成果が地域の課題解決に役立っています。

## 2 自然共生社会

### 【現状と課題】

#### ○ 充実した自然体験の場が存在しています

市内には「豊田市自然観察の森」を始め、様々な環境学習施設や体験の場があります。しかしながら、市民アンケートの結果を見ると、豊田市自然観察の森について「知っているが、行ったことがない」「知らない」と回答した市民が約7割という状況です。

これまではそれぞれの施設や団体が独自の活動を行っていましたが、活動を連携させて効果的な情報発信ができるように取り組む必要があります。

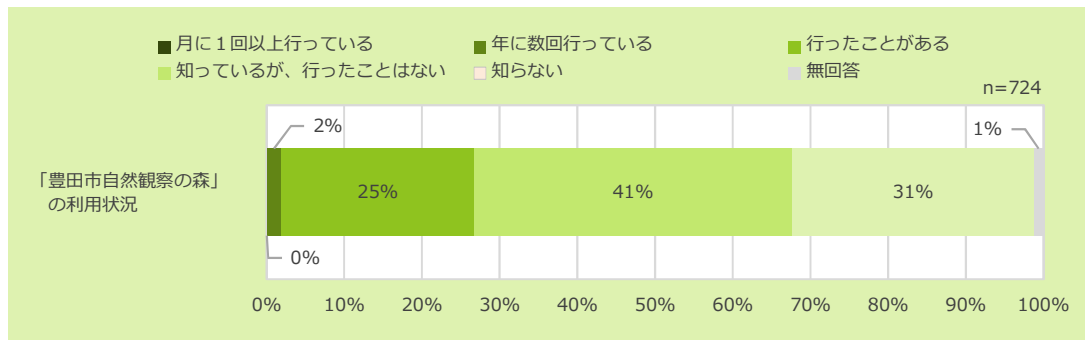


図 2.2.3 豊田市自然観察の森の利用状況（2016年 市民アンケート結果）

#### ○ 「生物多様性」の認知度を高めていきます

2010（平成22）年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県で開催され、国際的にも重要な議論がされましたが、市民アンケートでは「生物多様性」について言葉の意味も含めて知っていたのは約30%と、まだ生物多様性保全の重要性への理解は不十分であると推測されます。

様々な体験の場を活用しながら、自ら判断して行動できる人をつくり、生物多様性への理解を深めていく必要があります。

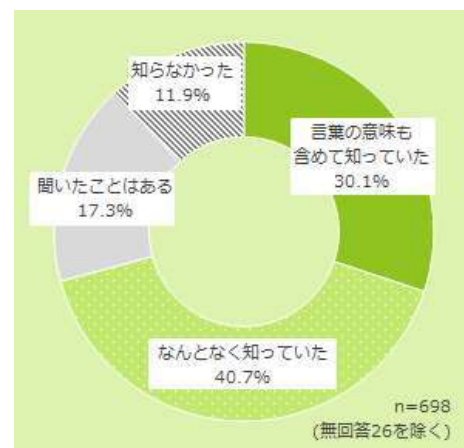


図 2.2.4 生物多様性の認知度（2016年 市民アンケート結果）

#### ○ 蓄積された自然環境情報を活用していく必要があります

2005（平成17）年度に、旧豊田市内についての「自然環境基礎調査」を実施し、報告書を作成しました。2015（平成27）年度には、合併後に豊田市となった地域を中心に市全域で「新修豊田市史編さんのための生物調査（市史生物調査）」を実施し、調査を終了しています。

このように継続して調査を実施し、データの蓄積とその情報を活用して取組を行うことが重要です。

また、市民参加生き物調査では、小学生を中心に約4,000名の市民が身近な生き物調査に参加しています。



市民参加生き物調査の様子

## ○ 地域の保全活動や事業者の関心が高まっています

東海丘陵湧水湿地群は、2012（平成 24）年に国際的に重要な湿地として「ラムサール条約」に登録され、保存会などの地元の団体等によって保全されています。このように人と自然との関わりの中で、自然を守る仕組みをつくる必要があります。

また、「ISO14001:2015 年版」に「生物多様性及び生態系の保護」が盛り込まれたこと等により、事業者において生物多様性保全への関心が高まっています。しかしながら、事業者アンケートでは「生物多様性保全に関する取組状況」に関する設問への回答率が、約 31%（730 社中、229 社が取組有りと回答）と低いことや、取り組んでいる事業者においても十分な取組ができていない印象です。

活動意欲のある事業者と活動を求める地域や市民団体とのマッチングが必要です。

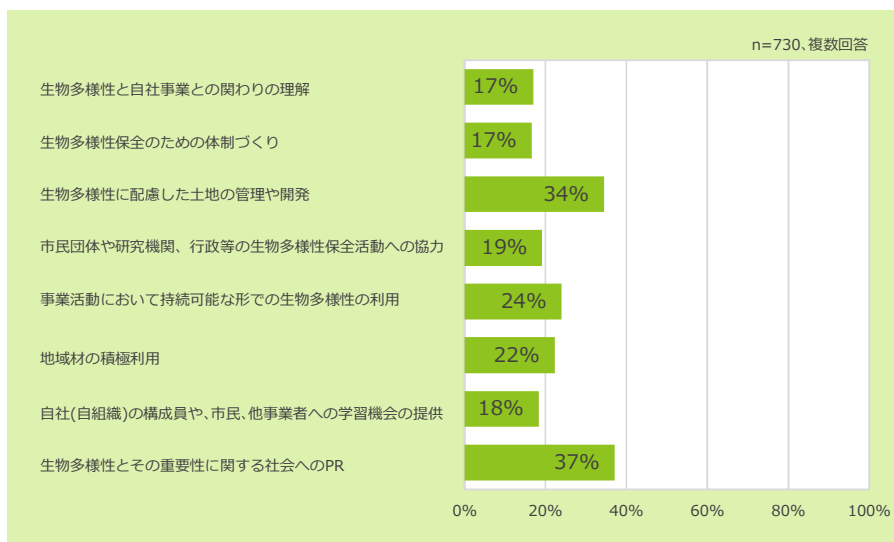


図 2.2.5 生物多様性の保全に関する事業者の取組状況  
(2016 年 事業者アンケート結果)

### 【施策展開の方向性】

生物多様性が適切に保たれるとともに、私たちにとっても自然とのふれあいの場や機会が確保されることが求められています。

「自然共生社会」では、本市の豊かな自然が守られ、また、私たちが自然と共に豊かに暮らせるよう、世代を越えて自然の恵みを楽しむための施策の方向性を示します。

#### 長期的ビジョン：計画期間を超えた 2040～50 年の将来の姿

- 生物多様性の重要性が広く理解され、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で自発的に行動し、地域の自立的な活動が活発化しています。
- 生物多様性に関する情報を調査・蓄積し、適切な保全措置を講ずることで、生物多様性の損失速度の維持・向上が図られています。
- 人が活用するエリアは積極的に保全し、人が活用しないエリアは本来の自然の姿に戻っています。

### 3 循環型社会

#### 【現状と課題】

##### ○ ごみの減量や分別に取り組むことが必要です

2011（平成 23）年度以降、ごみの排出量が増加していることから、従来から実施している資源の分別を促進するとともに、生ごみの減量を図るため、引き続き食品ロス削減に取り組んでいく必要があります。

また、リサイクルについては、民間事業者による資源回収などが行われていることから、民間活用も視野に入れた市域全体でのリサイクルを進めていく必要があります。

- ・市民一人当たりの排出量は、横ばい傾向でしたが、2020 年度は増加しました。（図 2.2.6）  
※2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により生活様式変容の影響で家庭系ごみは増加と推測。
- ・家庭系燃やすごみが排出量の 5 割以上を占めています。（図 2.2.6）
- ・家庭系燃やすごみの中には、資源化可能な紙類が 1 割以上、厨芥類（生ごみ等）が約 3 割含まれています。（図 2.2.7）
- ・事業系ごみの排出量は、2020 年度は減少したものの、計画策定時から同水準で推移し可燃ごみ排出量が減らない状況です。（図 2.2.6）  
※2020（令和 2）年度は、事業系ごみは新型コロナウイルス感染症拡大による時間短縮等の影響で減少。
- ・市の資源回収量は年々減少しており、特に資源回収量の大半を占める古紙類が、新聞販売店による自主回収やデジタル化などにより減少しています。
- ・最終処分量は一定量で推移していますが、最終処分場の残余容量を確保・維持するため、燃やすごみや埋めるごみの更なる削減が必要です。

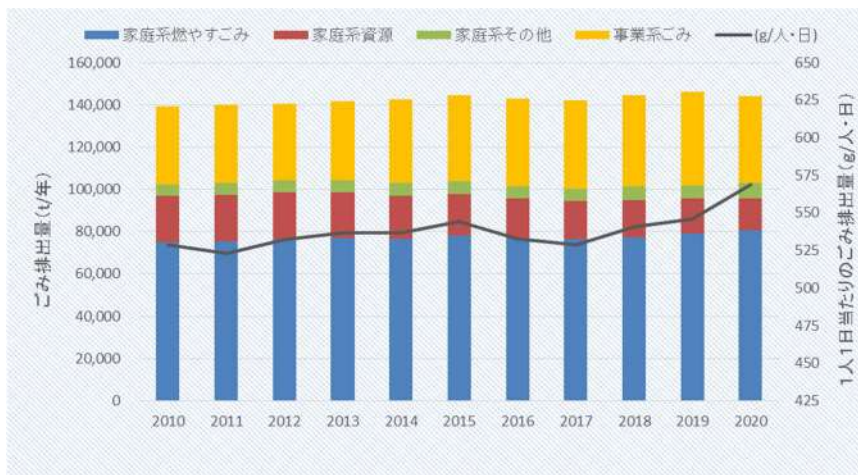


図 2.2.6 ごみ排出実績

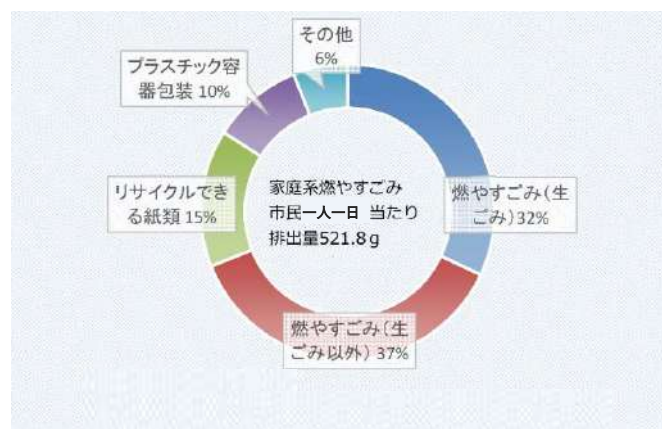


図 2.2.7 家庭系燃やすごみの組成分析(2020 年度)



## ○ 地球温暖化対策として、ごみ発電を進めています

国の「地球温暖化対策計画」(2021(令和3)年10月)に基づき、一般廃棄物の焼却量を削減するとともに、廃棄物(ごみ)焼却施設の発電によるエネルギー回収を推進することで、ごみ処理過程でのCO<sub>2</sub>排出量を削減していく視点が重要となります。

渡刈クリーンセンターでは、既に廃棄物焼却時に発生する熱エネルギー(高温蒸気)による発電及び施設内の冷暖房や給湯等への利用を行っています。

## ○ まだまだ不法投棄や不適正処理が発生しています

航空写真での解析調査により発見される不適正処理現場や、市民からの通報により発覚する不法投棄が依然として発生しています。また、2012(平成24)年度から実施している廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業では、6割以上の事業者が排出事業者責任をよく理解していないという結果が出ています。

合併による市域拡大により網羅的な監視が困難となっていることから、あらゆる方法を使って廃棄物の適正処理の徹底を図っていく必要があります。

## ○ 高齢化の進展や財政構造の変化による影響が見込まれます

2016(平成28)年1月に本市も超高齢社会に突入し、2019(令和元)年1月に後期高齢者(75歳以上)の占める割合が10%を超えたことから、増加する高齢者に対するごみ出し支援等の在り方を検討する必要があります。また、人口が集中する都市部と分散している山村部という異なる地域特性に応じて、効率的な収集・運搬を行う必要があります。

さらに、将来的にも安定したごみ処理を継続していくために、費用負担の平準化を踏まえて、ごみ処理施設を計画的に整備していく必要があります。

## ○ 資源循環を促進します

2019(令和元)年に施行された「食品ロス削減推進法」や、2021(令和3)年に施行された「プラスチック資源循環促進法」など、資源循環を促進する法律が次々策定されています。循環型の経済であるサーキュラーエコノミーの考え方を踏まえながら、本市でも食品ロス削減の強化や、プラスチック等資源循環の仕組みづくりを推進します。

### 【施策展開の方向性】

資源採取から生産、流通、消費、廃棄に至る社会経済活動の全ての段階において、廃棄物の発生を抑え、資源の循環利用を推進することで、環境負荷を減らすことが求められています。「循環型社会」では、市民・事業者が従来の3R(Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)の取組に加え、サーキュラーエコノミーへの視点を踏まえつつ、自発的に行動する上質な暮らしや活動が定着するよう、ごみを減らすための施策の方向性を示します。

#### 長期的ビジョン : 計画期間を超えた2040~50年の将来の姿

- 一人ひとりが高い意識を持ち、ごみの減量化・資源化を推進することにより、上質な循環型ライフスタイルが定着しています。
- 先進的な地域自治システムや共働の取組の中で培われてきたコミュニティを基盤として、互助・共助によりごみの分別・排出ができていく社会を実現しています。

## 4 安全・安心社会

### 【現状と課題】

#### ○ 市内事業者による「協定協議会」を中心に自主活動が行われています

2009（平成 21）年度から「環境の保全を推進する協定協議会」において、協定締結事業者による環境に配慮した取組等の情報交換や市内事業者への情報発信が行われてきました。中小事業者と構成員企業の先進的な取組情報を共有し、市内事業者における環境に対する取組・技術の底上げを推進していくとともに、事業者の自主的な活動を支援していく必要があります。

#### ○ 市内の環境はおおむね良好です

土壌・地下水汚染や幹線道路沿いの環境騒音などにおける一部環境基準の超過はあるものの、ほぼ環境基準を満たしており、市内の環境はおおむね良好であると言えます。

- ・生活環境に関する苦情は、大気汚染、騒音、悪臭で全体の約 8 割を占めます。（図 2.2.8）
- ・大気質は、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5）が全ての測定点で環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダントは全ての測定点で未達成でした。（図 2.2.9）
- ・河川の水質は、全ての地点で「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」を達成しています。「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」は 18 か所全てで適合しています。
- ・市内を一定のエリアに区切り実施した地下水の概況調査について、11 地点で調査を行った結果、1 地点において環境基準を超過していました。また、過去の概況調査において汚染があった地点や事業者からの土壌汚染の報告があったものについて、33 地点で調査を行った結果、8 地点において環境基準を超過していました。
- ・自動車騒音調査及び道路交通振動調査では、全ての地点で要請限度を下回っています。
- ・環境騒音調査では、幹線道路沿いにおいて環境基準に適合しない地点がありました。



図 2.2.8 公害に関する苦情件数

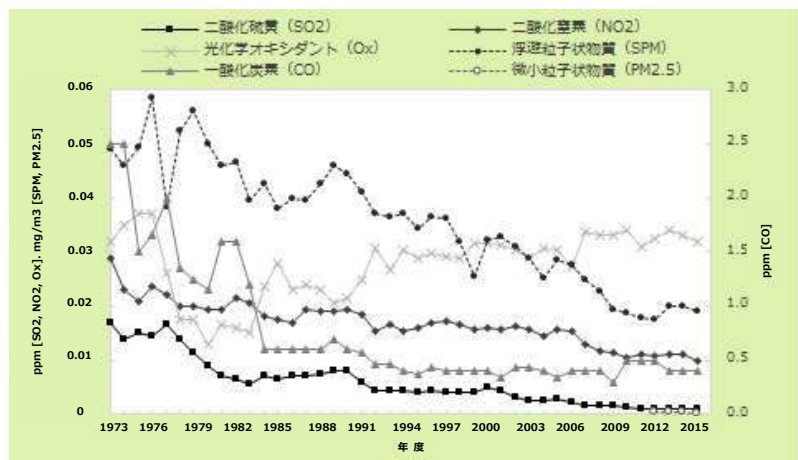


図 2.2.9 大気汚染の推移（年平均値）

### ○ ごみ屋敷など新たな課題が発生しています

ごみ等をため込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等の解決に向けて、2016（平成28）年4月に「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」を施行しました。

地域と行政が連携しながら支援を進め、不良な生活環境を解消していく必要があります。

### ○ 気候変動によって自然災害のリスクが高まっています

気候変動への適応に対して、市が策定する計画に気候変動への適応に関する視点を盛り込むだけでなく、市民や事業者への啓発などが必要であり、本市では、2021（令和3）年度に「豊田市地域気候変動適応計画」を策定します。

今後は、市民・事業者への普及啓発とともに、緩和策と適応策の両輪で気候変動リスクに対応していきます。

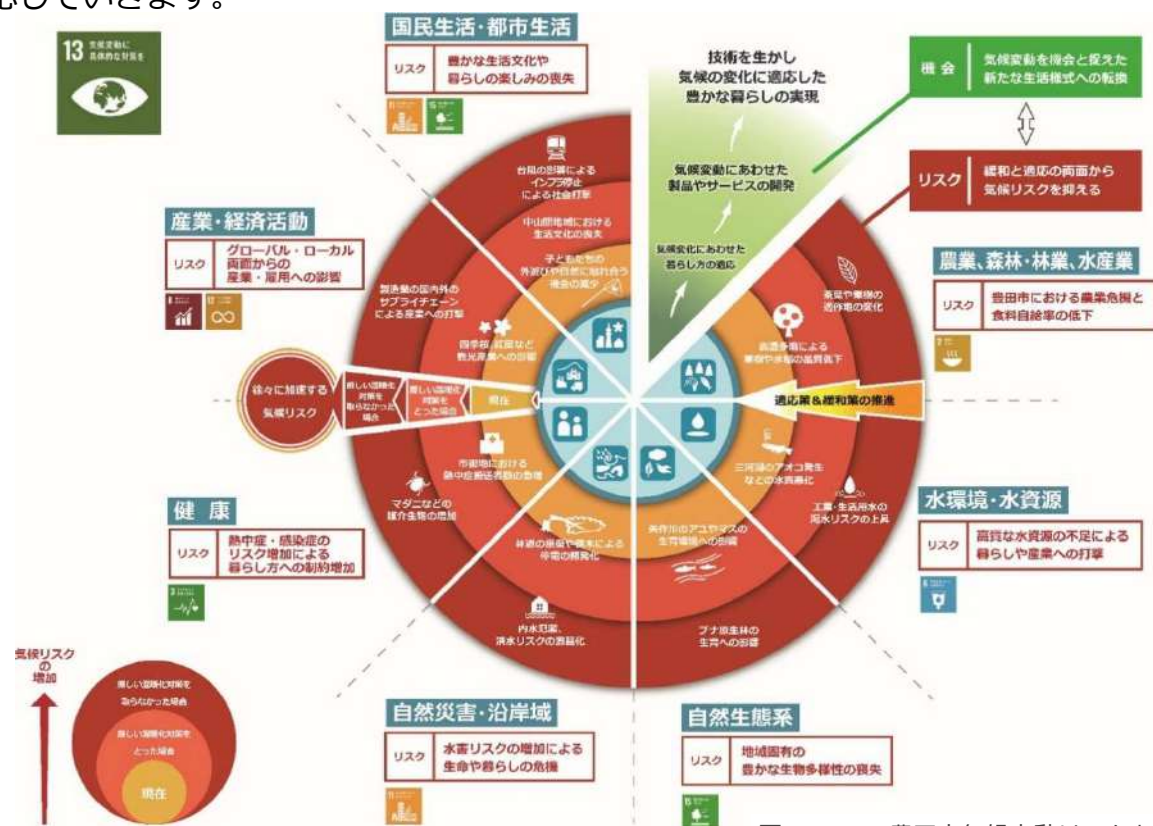


図 2.2.10 豊田市気候変動リスクと機会の輪

#### 【施策展開の方向性】

持続可能な社会に向けて「脱炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」を実現するためには、前提として大気・水質・土壌・騒音・振動などの私たちを取り巻く生活環境が暮らしや産業活動によって汚染されることなく適切に維持されるとともに、避けられない気候変動や将来起こり得る災害による環境影響にしっかり対応していくことが求められます。

「安全・安心社会」では、快適な暮らしが確立され、災害などに対して防御力・回復力のあるしなやかなまちをつくるための施策の方向性を示します。

#### 長期的ビジョン： 計画期間を超えた 2040～50 年の将来の姿

- 公害対策により身近な生活環境が快適に維持されるとともに、避けられない気候変動に対しての防災・減災力が向上し、安全で安心して暮らせるまちがつけられています。

## 5 市民の環境行動力の向上と共働の分野

### 【現状と課題】

#### ○ 環境学習・教育のための施設やツールがあります

本市には環境学習施設<sup>エコット</sup>eco-Tやとよたエコフルタウンなど、様々な施設があります。

このような施設や環境学習ツールの利用、体験機会を増やすとともに、学習を担う指導者の質の向上を目指していく必要があります。

- ・環境学習施設 eco-T では、市民ボランティアのインタープリターが環境学習プログラムを実施しています。
- ・豊田市自然観察の森では、自然観察会や自然とのふれあいを目的とした体験型講座を開催しています。
- ・環境モデル都市の取組を幅広く PR するために、2012（平成 24）年 5 月に低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」をオープンしています。
- ・ラムサール条約湿地を、貴重な環境教育の場として活用し、近隣の小学校による保全活動への参加などが行われています。
- ・矢作川の水質調査を実施している西広瀬小学校や愛鳥活動を継続している滝脇小学校、校舎を教材に ESD（持続可能な開発のための教育）を展開している土橋小学校などで、地域の人々の協力を得ながら特色のある活動を展開しています。
- ・2014（平成 26）年度に市内 3 つの小・中学校がユネスコスクールに認定され、環境教育を推進しています。

#### ○ 自主活動の継続や活動の輪を広げるための支援、事業者への支援が必要です

活動者の取組を支援し、活動の輪を広げていく必要があります。また、活動を希望する市民・事業者と、課題を抱えている地域等とのマッチングを図っていく必要があります。

- ・地域の「わくわく事業」として 102 団体\*の環境保全事業が実施されています。
- ・市民活動団体「とよたエコライフ倶楽部」は、ごみ減量に関する先駆的・独創的な取組が評価され、2014（平成 26）年度に「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」を受賞しました。
- ・市内事業者が中山間地域の耕作放棄地を活用し、「農ある暮らし」や定年後のライフワークを考える社会貢献事業を実施しています。

#### ○ I ターン等による山村部への移住者・活動希望者が増えています

山村部では、過疎化や高齢化に伴う耕作放棄地の増加や人工林の管理不足が起きている。こういった問題がある一方、「豊田市空き家・空き地情報バンク」による入居成約数は 40 世帯\*あり、山村部への移住・定住の取組が進みつつあります。さらに入居者の年齢は 30 代が最も多く、新たな形で自然や山村部とのつながりを創出する動きがあります。

自然とともに生きる新たなライフスタイルや、自然を活用した体験活動を広めていくという視点でも、山村部の環境を保全していくことができます。

\*2020（令和 2）年度実績。

## ○ 無関心層を引き込み、環境行動を底上げする必要があります

節電やごみの分別など日常的な環境行動は多くの方が実施していますが、公共交通の利用や不用品の再使用など取組が進んでいない行動もあります。

環境配慮行動の促進に重点を置いた制度として、エコファミリーとして登録した世帯に対し、「とよたエコポイント※」を付与する制度を2009（平成21）年6月から開始しており、環境配慮行動の促進、市民活動の活性化、異なる活動分野の横断的連携の促進を図っています。

このような環境行動の実践を促す支援や仕組みを創り出していくことが必要です。

（※2019（令和元）年度に「とよたSDGsポイント」と名称を変更し、翌年度にエコファミリー登録制度を廃止して新たなポイント事業としてリニューアルしています。）



## ○ SDGsの達成に向けて、事業者とのパートナーシップで取組を推進しています

本市は、SDGsの達成、持続可能なまちの実現に向けて、市や企業同士でSDGsの取組を実施する「とよたSDGsパートナー」制度があります。

市とパートナーが、それぞれ有する資源や知見等を生かし、地域課題解決に向け、連携して取り組みます。



### 【施策展開の方向性】

新型コロナウイルス感染症拡大防止を起因とする、新しいライフスタイルへの転換が起きています。今後は、SDGsの視点での新しいライフスタイルに合わせた環境実践行動を促進します。

また、持続可能な社会を実現するために、多様なライフスタイルを認め合いながら、本市に暮らす私たち一人ひとりが環境のために行動することが求められます。

「市民の環境行動力の向上と共働の分野」では、私たちが環境のために行動する力を養い、さらに周りと共に取り組んでいくための施策の方向性を示します。

### 長期的ビジョン：計画期間を超えた2040～50年の将来の姿

- まちへの愛着心を持ち、多様なライフスタイルへの考え方を認め、自らの豊かさを見つめ直すことで、環境配慮に対する意識を醸成するとともに、意識せずとも環境にやさしい行動を実践しています。

## 第3節 SDGs 達成のための環境関連分野からのアプローチ

### ○ SDGs 未来都市計画

本市は、2018（平成30）年に内閣府から持続可能な開発目標達成に向けた先進的な取組を先導的に進めていく自治体「SDGs 未来都市」に選定され、SDGs 達成を推進するため、「SDGs 未来都市計画」を策定しています。「エネルギー」・「モビリティ」・「ウェルネス」を優先的に取り上げる重点分野として設定し、本市が持つ「強み」である様々な主体が分野の垣根を越えて「つながる」まちづくりを進めることで、SDGs 達成を更に加速していきます。

#### ① エネルギー

環境モデル都市として先駆的に取り組んできた知見を生かし、これまでの取り組みの更なる加速化と、企業・市民と連携した再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの推進、CO<sub>2</sub>の排出抑制につながる新技術の率先導入を進め「無理なく無駄なく快適に、脱炭素な暮らし」へと転換を進めていく。




#### ② モビリティ

「誰もがどこからでも移動できる自由」の実現を目指し、本市をフィールドとした実証支援や社会実装に向けた規制緩和の支援、AI、IoT、ビッグデータの積極的活用等について、関係機関と連携して推進する。

#### ③ ウェルネス

山村地域等の活性化を住民主体で進めるため、都市部と山村部をつなぎ、魅力を発信するとともに地域資源や地域特性を生かした事業を共働で実施し、地域を支える担い手を育成する。

また、働き方や働く場だけでなく、就労の可能性を広く探ると共に、企業を含め新たな仕事に就くための能力開発に関する支援等も実施し、「心身ともに健康で、生きがいと満足感のあるそれぞれの暮らし」の実現を目指していく。

ゴール、ターゲット番号	環境基本計画関連施策名	環境基本計画掲載ページ
 7.2 再生可能エネルギー割合増 7.a クリーンエネルギーへのアクセス促進	エネルギーの地産地消の仕組みづくり	27 ページ
	再生可能エネルギーの普及促進	27 ページ
 12.3 廃棄物排出削減、再利用 12.8 環境配慮行動主流化	家庭系廃棄物の減量 事業系一般廃棄物の減量	42、43、44 ページ
	家庭系廃棄物の再利用・再生利用 事業系一般廃棄物の再利用・再生利用 環境行動を促す仕組みづくり	58 ページ
 17.17 パートナーシップ	国内外への情報発信	59 ページ

## 第 3 章

# 社会・分野別の施策展開

## 将来都市像

つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた

## 基本理念

私たちは、「WE LOVEとよた」を合言葉に、「豊かな自然の恵み」と先進的な技術を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくりたい。

1 市民一人ひとりが高い意識を持ち、行動します。

2 市民・事業者・行政が共働して、更に大きな行動につなげます。

3 意識せずとも、環境にやさしい行動が選択される仕組みづくりを進めます。

## 8年後のめざす姿

### 脱炭素社会

- 再生可能エネルギーの普及が進み、まち全体としてエネルギー利用の効率化が進んでいる
- 脱炭素型の暮らしが定着し、脱炭素型の交通システムやものづくりの基盤が確立している
- 人工林の間伐が進み、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量が増加している
- 気候変動への適応の認知度が高まり、取組が進んでいる
- 環境モデル都市としてモビリティなどの先進技術やインフラが普及し、取組が浸透している

### 自然共生社会

- 豊かな自然とふれあう機会を創出し、多くの市民が利用している
- 生物多様性の状況を把握し、その結果が施策へ反映されている
- 標本等の適正管理やインタープリターの育成がされている
- 市民による保全活動が促進され、連携が進んでいる
- 開発行為に対する適切な監視や指導がされている
- 森林が適正に管理されるとともに、緑地等が保全・創出されている
- 企業による生物多様性保全に関するCSR活動が活発化している
- 多面的機能を持つ農地が保全され、生態系に配慮した営農がされている

### 循環型社会

- 廃棄物の発生抑制が進んでいる
- 廃棄物の再使用・再生利用が進んでいる
- 廃棄物の適正処理が進んでいる
- 安心できるごみ処理体制が確保されている

### 安全・安心社会

- 生活環境が保全され、快適に暮らせている
- 災害に強いまちづくりが進んでいる

### 市民の環境行動の分野

- 充実した環境学習施設を拠点に、様々な世代へ適切な環境情報・学習の場が提供されている
- 学んだ知識を活かして、環境配慮行動を実践する市民が増えている
- 多様な暮らし方を認め、理想の暮らしを実現している
- 多くの市民・事業者が、自発的に環境行動を実践し、活動成果を共有している
- 特徴的な取組が市内外へ発信されている



## 施策の柱

## 主な施策 (抜粋) (★：重点施策)

1.1 エネルギーの地産地消の推進

★**エネルギーの地産地消の仕組みづくり** | 再生可能エネルギーの普及促進

1.2 民生・交通の脱炭素化の促進

★**街区・住宅等のスマート化** | 環境配慮行動の促進 | ★**次世代型脱炭素交通システムの導入** | 環境にやさしい交通への転換 | 先進的な交通インフラの導入

1.3 産業の脱炭素化の促進

自主的な取組の着実な実施 | 市内企業等への支援

1.4 森林吸収源対策の推進

★**健全な人工林づくりの推進** | 地域材の加工流通体制の構築と需要喚起

1.5 気候変動適応策の推進

★**気候変動適応策の推進**

1.6 連携による取組の推進

多様な主体の新たな取組への支援

2.1 自然とのふれあい機会の創出

体験型自然観察会の充実 | 水や緑とのふれあい空間の形成

2.2 生物多様性への理解の促進

★**環境教育・環境学習の充実** | ★**自然環境調査の充実** | 市民参加型調査の推進

2.3 生物多様性保全とネットワーク形成

生物多様性保全活動の推進 | 既存制度による保全

2.4 豊かな森林づくりと、市街地の緑化等の推進

健全な人工林づくりの推進 | 市街地の緑地創出 | 水循環の推進

2.5 環境保全と取組支援の推進

★**生物多様性保全に係る企業の理解・活動の促進** | 都市部と山村部との交流 | 農村環境の保全

3.1 廃棄物の発生抑制の促進

★**家庭系廃棄物の減量** | ★**事業系一般廃棄物の減量**

3.2 廃棄物の再使用・再生利用の促進

家庭系廃棄物の再使用・再生利用 | 事業系一般廃棄物の再使用・再生利用 | 分かりやすい情報発信 | 再生利用の促進

3.3 廃棄物エネルギーの活用

廃棄物からのエネルギー回収・活用

3.4 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導の推進 | 不法投棄や不適正処理現場の早期対応の推進

3.5 安心できるごみ処理体制の確保

安心かつ効率的なごみ処理体制の整備 | 費用負担の在り方の検討

4.1 環境汚染の防止とリスク低減

事業者との協定 | 有害化学物質による環境リスクの低減 | 環境情報の収集・発信 等

4.2 良好な生活環境の形成

★**良好な生活環境の形成**

4.3 気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避

★**気候変動適応策の推進** | 自然の機能を活かす取組の推進 | 災害廃棄物処理の体制整備

5.1 学習機会・知識の提供

環境学習機会の提供 | 環境学習の質の向上

5.2 共働の推進

市民・事業者との共働 | 地域との共働

5.3 多様な価値観・ライフスタイルに  
応えられる環境の整備

新たな価値観や暮らしに対する情報・体験機会の提供

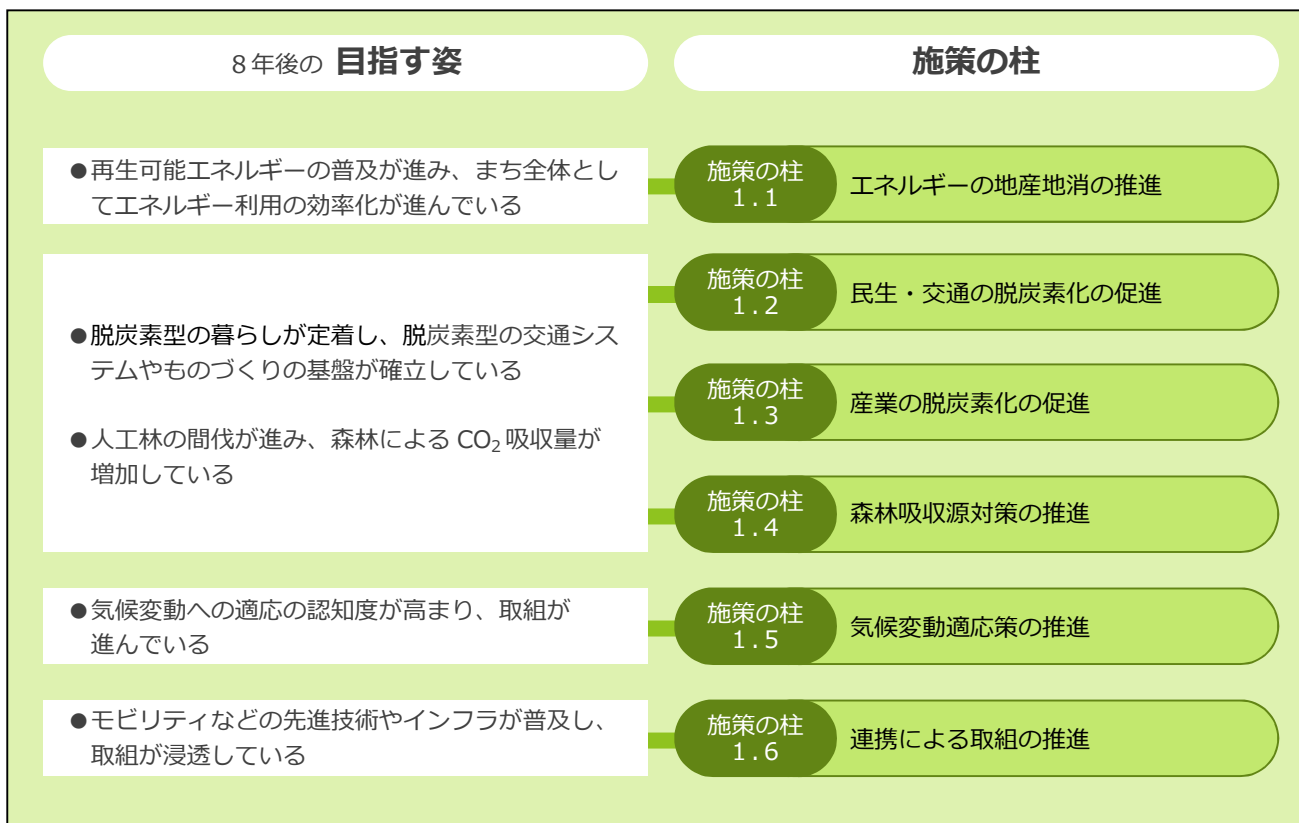
5.4 環境行動を促す支援・仕組みづくり

★**環境行動を促す支援** | ★**環境行動を促す仕組みづくり**

5.5 市内外への情報発信

市の環境情報の公開 | 環境情報の発信と周知 | 国内外への情報発信

# 第1節 脱炭素社会



## 8年後の まちの状態指標

指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
再生可能エネルギー導入率	23.6% (2016年度)	↑
市内の CO <sub>2</sub> 排出量	343 万 t-CO <sub>2</sub> (2014年度)	↓
森林による CO <sub>2</sub> 吸収量	14.6 万 t-CO <sub>2</sub> (2014年度) ※	↑
「気候変動への適応」の言葉を知っていて、積極的に取組を行っている市民の割合	23.1% (2016年度)	↑
「地球温暖化対策に取り組むまち」として満足している市民の割合	38.2% (2016年度)	↑

※計画策定時から算定方法を一部変更

## 成果指標

指標名
再生可能エネルギーの総発電量
スマートハウス支援件数
新車販売台数に占める次世代自動車の割合
(LED化していない) 公共施設の LED 化実施割合

指標名
中小企業向け脱炭素スクール修了事業者数
人工林の間伐実施面積
適応策推進事業への延べ参加者数
環境に関する先進技術実証事業の件数

【施策の基本的方向】

地域にある再生可能な資源を活用し、そのエネルギーを地域内で利用していくことは、CO<sub>2</sub>の削減とともに、災害に強いまちづくりにもつながります。

地域にある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活かしつつ、利活用を積極的に進めることで、エネルギーの地産地消を図っていきます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★エネルギーの地産地消の仕組みづくり	環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、エネルギーの地産地消モデルを構築します。また、小水力発電等、未利用エネルギーの有効活用等を進めます。	★地域エネルギー活用モデル構築事業 ・未利用エネルギーの有効活用	未来都市推進課 (上下水)企画課		●	●
再生可能エネルギーの普及促進	再生可能エネルギーを地域資源として捉え、市民生活や経済の発展、地域の活性化に役立つよう、再生可能エネルギー導入を円滑に進めるための促進区域の設定や制度設計等の検討を含め、再生可能エネルギーの普及を積極的に推進します。 民間事業者による再生可能エネルギー事業の促進、公共施設における率先導入などを実施するとともに、クリーンエネルギーの環境価値としてグリーン電力証書やJ-クレジット制度を活用します。 また、設備導入の初期費用の低減を図るため、補助金等の支援事業に加えて、再エネ PPA や共同購入などの民間ビジネスモデルも選択肢の一つとして推進していきます。	★スマートハウスの普及促進 ・再エネ導入に対する各種事業支援 ・再エネ発電設備に係る固定資産税の減免 ・省エネ相談事業の支援 ・公共施設への再エネ導入 ・グリーン電力証書等の活用 ・再エネ PPA や共同購入など民間モデルの活用	環境政策課 未来都市推進課 資産税課	●	●	●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
再生可能エネルギーの総発電量（市導入・関与分※）	104,333kW (2019年度)	-	119,500kW

※市が直接導入したものと及び市が減税・補助金等により支援したものの。

【施策の基本的方向】

市民生活に身近な暮らしの脱炭素化の実現のために、住宅等の建物の ZEH・ZEB を進めるとともに、市民一人ひとりの環境配慮行動を促進していきます。

また、自動車で移動する割合も高く、民生部門・運輸部門の脱炭素化を進め、暮らしやまちの CO<sub>2</sub> を減らし、環境にやさしい暮らしの定着や交通システムの確立を目指します。

民生・交通部門の脱炭素化を促進するために、市が行う事務・事業においても、環境配慮行動を率先して実践します。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★街区・住宅等のスマート化	<p>新築住宅における ZEH の普及を促し、断熱と創エネ性能に優れた快適で高効率の暮らしの実現を促進します。また、既存住宅においても、再エネ導入により、ZEH の水準に近い建物へと推進していきます。</p> <p>また、ZEB の普及促進も推進し、公共施設や商業施設など、住宅以外の建物の脱炭素化も図ります。</p> <p>一つひとつの住宅や建築物の脱炭素化に加え、街区など一定の区画の中で、再生可能エネルギーの最大限の活用や、面的にエネルギーをマネジメントする等の技術を組み合わせ、脱炭素社会を実現したモデルとなるような「スマートタウン」を市内に増やします。</p>	<p>★スマートハウスの普及促進（再掲）</p> <p>★スマートハウス減税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ PPA や共同購入など民間モデルの活用（再掲）</li> <li>ZEH・ZEB 啓発事業</li> <li>スマートタウンの普及促進</li> </ul>	<p>資産税課 環境政策課 未来都市推進課</p>	●	●	●
環境配慮行動の促進	<p>国民運動（COOL CHOICE）の展開や地産地食の推進など、様々な取組・支援によって環境配慮行動を促進します。</p> <p>また、行政が率先して事務事業における環境負荷の低減を着実に推進していくために、「とよたエコアクションプラン」の取組を実践します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民運動（COOL CHOICE）等による環境行動転換の促進</li> <li>地産地食の推進</li> <li>「とよたエコアクションプラン」の推進</li> </ul>	<p>環境政策課 農政企画課</p>	●	●	●
★次世代型脱炭素交通システムの導入	<p>EV（電気自動車）や PHV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池自動車）などの環境性能に優れた次世代自動車の導入促進や、CASE の社会実証・実装を促進するなど、次世代型の脱炭素交通システムを導入し、交通の脱炭素化を図ります。</p> <p>市公用車においては、次世代自動車で代用できることが可能な車両から順次、次世代自動車に切り替えていきます。</p>	<p>★次世代自動車の普及促進</p> <p>★電気軽自動車減税</p> <p>★SAKURA プロジェクトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CASE の社会実証・実装の促進</li> <li>公用車の次世代自動車導入の推進</li> </ul>	<p>市民税課 環境政策課 未来都市推進課 交通政策課 総務部庶務課</p>	●	●	●

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
環境にやさしい交通への転換	交通手段や自動車の利用の仕方を変更して交通混雑の緩和を図るとともに無駄なCO <sub>2</sub> 排出量を削減する TDM (交通需要マネジメント) の推進などを通じて、環境にやさしい交通への転換を図ります。 また、移動時の環境負荷軽減を図るため、目的や状況に応じた交通手段の使い分けを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ交通に関する啓発事業</li> <li>・事業者等による TDM (交通需要マネジメント) 活動の充実</li> <li>・パーク＆ライドの推進</li> </ul>	交通政策課	●	●	●
先進的な交通インフラの導入	脱炭素型の次世代自動車の充電施設の整備・運用・普及促進、市内への水素ステーションの整備促進など、先進的な交通インフラの導入を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充電インフラの普及促進</li> <li>・水素ステーションの普及促進</li> </ul>	未来都市推進課		●	●

### 【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
スマートハウス支援件数(累計) 新築及び既築	165件 (2016年度)	665件	2,000件
うち、新築 ZEH (スマート・ゼロハウス <sup>※1</sup> )	66件 (2020年度)	—	280件
新車販売台数に占める次世代自動車の割合	39% (2019年度)	—	50%
(LED化していない)公共施設のLED化実施割合	— <sup>※2</sup>	—	50%

※1 スマートハウスに加えて、住宅の高断熱化・高効率化によって年間に消費する正味のエネルギー量を概ねゼロとする住宅

※2 中間見直しで成果指標を新たに設定したため、現状値及び中間目標値はなし。2022年に現状値を調査予定。

【施策の基本的方向】

本市は自動車産業を中心とした産業都市であり、産業部門のCO<sub>2</sub>排出量は全体の6割近くを占め、当該部門の更なる排出削減が必要となっています。

また、脱炭素化の実現に向けては、大手企業だけでなくサプライチェーン全体でのCO<sub>2</sub>削減が求められており、中小企業の脱炭素化対策も必要となっております。

市内企業等の自主的な取組を支援することで、着実にCO<sub>2</sub>を減らし、脱炭素型のものづくり基盤の確立を目指します。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
自主的な取組の着実な実施	市内企業の環境活動を支え、伸ばし、自主的な取組を着実に推進するため、市内の中心的な企業の持つ環境取組のノウハウを共有するとともに、中小企業の環境対策を進めることで、環境と経済が両立する社会の形成を図ります。	★協定協議会の活動の推進	環境保全課		●	●
市内企業等への支援	サプライチェーン全体でゼロエミッションの実現を目指し、設備投資支援に加え、脱炭素経営に率先して取り組む企業への人的支援などハードとソフトの両面で支援を実施し、市内企業等の脱炭素化の取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーボンニュートラルに係る設備投資等への支援</li> <li>カーボンニュートラル相談窓口事業</li> <li>中小企業向け脱炭素スクール</li> </ul>	環境政策課 産業労働課 次世代産業課		●	●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
中小企業向け脱炭素スクール修了事業者数	16者 (2021年度)	-※	100者

※中間見直しで成果指標を新たに設定したため、中間目標値はなし。

【施策の基本的方向】

森林は、CO<sub>2</sub>の吸収、土砂流出・山地崩壊防止、水源かん養等の様々な機能を有しています。しかしながら、戦後に植林された人工林は適切な管理がされず、放置・荒廃していることが課題となっています。

産業都市である本市において、様々な先進技術によるCO<sub>2</sub>削減の取組とともに、過密人工林の間伐を促進し、健全な人工林づくりを通じて、森林の持つCO<sub>2</sub>吸収効果を高めます。

あわせて、地域材の利用を促進することで、長期間にわたるCO<sub>2</sub>の貯蔵を推進します。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★健全な人工林づくりの推進	「豊田市 100 年の森づくり構想」等に基づき、過密人工林の間伐を強力に実施し、健全な人工林づくりに取り組むことで、CO <sub>2</sub> の吸収効果を高めます。また、この取組を進めることで、土砂流出や山地崩壊の防止、水源かん養等様々な効果を高めることにも寄与します。	★間伐事業	森林課	●	●	●
地域材の加工流通体制の構築と需要喚起	地域材の加工流通体制の構築と、利用の促進によりCO <sub>2</sub> の貯蔵を推進していきます。また、「豊田市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針」に基づき、地域材の利用促進を図るよう努めます。	・地域材利用促進事業	森林課	●	●	●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021 年度)	最終目標 (2025 年度)
人工林の間伐実施面積 (年間)	830 ha (2015 年度)	1,200 ha	1,200 ha

※公有林等を除く

【施策の基本的方向】

地球温暖化による気候変動の影響が不可避となる中、CO<sub>2</sub> 排出量の削減を通じた気候変動の緩和とともに、その影響により発生リスクが高まる豪雨等の自然災害などに適応することが重要となっています。

国では「気候変動の影響への適応計画」が策定され、本市においても市独自の適応計画に基づき、地域の実情に応じた適応等の推進が必要となっています。

今後、気候変動対策の両輪である「適応策」について、行政を始め、市民・事業者に啓発し、気候変動の影響・リスクを理解した上で対策を実施できるよう進めていきます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★気候変動適応策の推進	気候変動への適応に向け、豊田市地域気候変動適応計画に基づき、地域の実状に応じた取組を着実に実施します。特に、短期的に対策が必要な、暑さに打ち勝つ暮らしの実現、気候変動に備えた産業の強靱化、中山間地域の豊かな生活文化の継承及び、未来を先取る居心地のよい都市環境の形成に向け、重点的に取り組めます。 また、気候変動適応プラットフォームを活用したセミナーなどを通じて適応策を推進する人材・体制づくりを行います。	★気候変動適応策推進事業	環境政策課 適応策の推進に関連する所属 (防災部局、健康部局、農業部局、都市整備部局等)	●	●	●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
適応策推進事業への延べ参加者数(累計)	83人 (2021年度)	-*	1,200人

※中間見直しで成果指標を新たに設定したため、中間目標値はなし。



【施策の基本的方向】

本市は、企業や大学などとともに、先進的な実証事業等を行っており、実証事業の成果を社会に実装していく取組が求められています。

こうした先進的な連携による取組を推進し、資源やエネルギーの地産地消で地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
多様な主体の新たな取組への支援	市民の豊かな暮らしにつながる新たな取組を加速するため、本市をフィールドとした環境に関する実証支援や社会実装に向けた規制緩和の支援、AI、IoT、ビッグデータの積極的活用等について、関係機関と連携して推進していきます。	・次世代社会システム推進事業	未来都市推進課		●	●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
環境に関する先進技術実証事業の件数	3件 (2018年度)	毎年度3件	毎年度3件

## CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスに関する取組

CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスについては、様々な法規制等において対策が取られているため、市において独自施策は設けず、国等の取組の推進を図っていきます。

まちの状態を把握するため、CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出量についても算定し、状態を監視していきます。

## 第2節 自然共生社会

8年後の 目指す姿	施策の柱
●豊かな自然とふれあう機会を創出し、多くの市民が利用している	施策の柱 2.1 自然とのふれあい機会の創出
●生物多様性の状況を把握し、その結果が施策へ反映されている	施策の柱 2.2 生物多様性への理解の促進
●標本等の適正管理やインタープリターが育成されている	
●市民による保全活動が促進され、連携が進んでいる	施策の柱 2.3 生物多様性保全とネットワーク形成
●開発行為に対する適切な監視や指導がされている	
●森林が適正に管理されるとともに、緑地等が保全・創出されている	施策の柱 2.4 豊かな森林づくりと市街地の緑化等の推進
●企業による生物多様性保全に関するCSR活動が活発化している	施策の柱 2.5 環境保全と取組支援の推進
●多面的機能を持つ農地が保全され、生態系に配慮した営農がされている	

### 8年後の まちの状態指標

指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
「自然とふれあえる場の多さ」として満足している市民の割合	44.4% (2016年度)	↑
生物多様性を理解している市民の割合	30.1% (2016年度)	↑
①希少野生動植物種、②特定外来生物が豊田市にも生息・生育していることを知っている市民の割合	①35.5% ②68.4% (2016年度)	↑
生物多様性を保全する活動・イベントに参加したことがある市民の割合	13.2% (2016年度)	↑
市内で確認された希少種の種数	413種 (2015年度)	→
健全化に向かっている人工林の割合	57% (2015年度)	↑
「公園や緑地が身近にあるまち」として満足している市民の割合	55.3% (2016年度)	↑
生物多様性保全活動に取り組む企業の割合	15.1% (2016年度)	↑

### 成果指標

指標名	指標名
豊田市自然観察の森における講座等の受講者数	人工林の間伐実施面積
新たに整備された水辺や緑地等のふれあい空間の箇所数	みどりのまちづくり推進事業補助金による緑地整備面積
環境学習施設を利用した小学生の生物多様性の理解度	自然共生に関する企業と地域・市民活動団体とのマッチング件数
サイエンスミュージアムネットに登録された標本の数	山村部の暮らしに関する情報受信者数
市民参加生き物調査における一般参加者数	経営耕地面積
生物多様性保全に関する活動団体数	

【施策の基本的方向】

本市の山村部には豊かな自然が広がっており、移住者が山村部の暮らしや生業を紹介したり、企業が耕作放棄地を活用して農作業研修を行ったり、自然の中での体験プログラムを展開しています。

市民・事業者・行政がそれぞれの立場から、豊かな自然とふれあう機会を提供していきます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
体験型自然観察会の充実	市内には、自然観察などを通じた自然保護教育推進の拠点として全国に 10 か所整備された「自然観察の森」の一つがあります。 豊田市自然観察の森及びその周辺地域を計画的に整備し、引き続き展示や観察会などの充実を図ります。 また、自然の中で活動する機会を促進し、気付きを得る機会を設けます。	★自然観察の森を拠点とした自然環境学習事業 ・矢作川学校	環境政策課 矢作川研究所	●	●	●
水や緑とのふれあい空間の形成	自然とのふれあいの場や機会を確保するために、生物多様性が適切に保たれた緑地・公園・ため池・水辺などを保全、整備していきます。 また、新たな治水整備などの河川事業に合わせて、計画段階から市民参加による河畔づくりを実施することで、保全活動の促進や水辺愛護会の設立に向けた支援を行います。	・ため池整備事業 ★身近な公園・緑地の整備 ★河畔環境整備支援事業 ・多自然川づくり事業 ★ふるさとの川づくり事業	農地整備課 公園緑地つくる課 河川課 矢作川研究所	●	●	●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021 年度)	最終目標 (2025 年度)
豊田市自然観察の森における講座等の受講者数	4,767 人 (2015 年度)	5,200 人	5,500 人
新たに整備された水辺や緑地等のふれあい空間の箇所数	2 か所 (2018 年度)	3 か所 (2018～2021 年度)	3 か所 (2022～2025 年度)

【施策の基本的方向】

自然の中では多種多様の生き物全てが複雑に関わり合って存在しており、この「生物多様性」の中で暮らしが成り立っていることを理解する必要があります。

生物多様性への理解を促進するために、環境教育・学習を充実させるとともに、本市の豊かな自然をフィールドとした調査などを行っていきます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★環境教育・環境学習の充実	<p>市内には、国際的に重要な湿地として2012（平成24）年に「ラムサール条約」に登録された東海丘陵湧水湿地群や、市域の7割を占める森林、豊田市自然観察の森のような生物多様性の仕組みを知ることができる貴重なフィールドがあります。</p> <p>これらのフィールドを活用した本市ならではの環境教育・環境学習を展開します。</p> <p>また、市民の中から、参加者の気付きや学びをサポートするインタープリターとなって活動する人材を育成し、インタープリターによる出前授業や様々な媒体を用いた情報提供を行います。</p>	<p>★自然観察の森の学校支援プログラム</p> <p>★ラムサール条約湿地を活用した環境学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新博物館における人と自然との関わりに関する展示</li> <li>・インタープリター・リーダー育成</li> <li>・森林普及事業</li> </ul>	環境政策課 文化財課 森林課	●	●	●
★自然環境調査の充実	<p>本市は面積が約918km<sup>2</sup>と広域で、高低差も大きく、地形や気候、植生においても多様性を有しています。</p> <p>生物多様性の状況を把握するとともに、豊富な情報を活用し、施策の検討を行います。</p> <p>これらの貴重なデータや調査によって得られた標本などを、生物多様性保全に資する財産として適切に管理していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種モニタリング調査</li> <li>・標本の適切な管理・活用</li> </ul>	環境政策課	●		●
市民参加型調査の推進	<p>市民が参加して気軽に行える生き物調査等を市内各所で実施し、生き物とふれあい、自然と親しむことで自然を大切にすることを育るとともに、調査結果を全市的・経年的にまとめて、本市における自然環境の状況と変化を把握する基礎調査とします。</p> <p>また、調査活動を実施するボランティアや調査員の育成を行っていきます。</p>	<p>★市民参加生き物調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物調査</li> <li>・川しらべ</li> </ul>	環境政策課 環境保全課	●		●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
環境学習施設を利用した小学生の生物多様性の理解度	98.9% (2018年度)	80%以上	80%以上
サイエンスミュージアムネットに登録された標本の数（累計）	14,970件 (2016年度)	30,000件	40,000件
市民参加生き物調査における一般参加者数	927人 (2016年度)	1,300人	1,700人

【施策の基本的方向】

矢作川流域の上～中流域に位置し、流域の約半分を占める本市は、広大な森林と都市を併せ持っており、都市近郊林や水辺、湿地など多様な自然が存在しています。これらの貴重な自然環境を保全するために、市民・事業者と共働して保全活動を推進するとともに、法令や計画に基づく行政指導などによって保全を行っていきます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
生物多様性保全活動の推進	市内には、貴重な湿地性植物群の自生する小規模な湧水湿地が多数点在しています。これらの湿地は周辺の連続した環境の中で存在しているものであり、一体的な環境の保全が必要です。 企業や市民活動団体との共働により保全活動を推進するとともに、各地域で行われているこれらの活動を繋げ、全市的に生物多様性保全のネットワークを形成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラムサール条約湿地保全事業</li> <li>水辺愛護会活動</li> <li>共働による外来種防除活動</li> <li>生きもの共生する地域づくり支援事業</li> </ul>	環境政策課 河川課	●	●	●
既存制度による保全	森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づく行政指導により森林や緑地の保全を行います。 市街化区域内にある農地については生産緑地制度などにより保全していきます。 また、周辺環境に影響を与える土地利用に関して、市条例に基づき承認手続きを行うことで、環境に配慮した開発を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林計画制度</li> <li>緑地保全に関する制度</li> <li>指定緑地制度</li> <li>農業振興地域制度</li> <li>開発行為に関する承認手続制度</li> </ul>	森林課 都市計画課 公園緑地つかう課 農政企画課 開発調整課			●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
生物多様性保全に関する活動団体数	24 団体 (2015年度)	31 団体	35 団体 (2024年度)

※第8次総合計画後期実践計画に基づき設定。

【施策の基本的方向】

森林は、多くの野生動植物にとって重要な生息・生育の場となっています。放置された人工林は、過密で林内が暗く、地表面を浸食から保護する下層植生が乏しいなど、生物多様性の保全にとって深刻な影響を及ぼします。

将来にわたって生物多様性の恵みを楽しむことができるよう、市域の約7割を占める広大な森林を健全に維持・保全していきます。

また、市街地においては、緑による生活環境の向上を図るため、公共施設や民有地の緑化の推進に取り組んでいきます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
健全な人工林づくりの推進	「豊田市100年の森づくり構想」等に基づいて計画的に間伐を行います。過密人工林を一掃し、林内の環境を適切に保全することで、植生等の回復やそれに伴う野生生物の生息・生育環境の場の確保を進めていきます。 また、環境保全上、人工林が適さない場所については針広混交林化や天然林化に向けて取り組みます。	★間伐事業（再掲）	森林課	●	●	●
市街地の緑地創出	市街地において、生活環境の向上と良好な都市景観を図り、市民生活に潤いと安らぎある空間を創出するために、緑化を推進します。 緑化地域制度により敷地面積の一定程度の緑化を義務化するほか、公共施設などについても緑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化地域制度</li> <li>都心緑化創出</li> <li>公共施設緑化の推進</li> <li>民有地緑化の推進</li> </ul>	公園緑地つかう課 公園緑地つくる課	●	●	●
水循環の推進	水道使用量1立方メートル（1トン）当たり1円を積み立て、水道水源林の間伐等により水源かん養機能の維持向上や水質保全対策等を推進します。 また、雨水貯留浸透施設の整備を進めることで、雨水の流出抑制や水循環機能の再生、雨水の有効利用につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道水源保全基金事業</li> <li>雨水貯留浸透施設整備補助</li> <li>浄化槽雨水貯留施設転用費補助</li> </ul>	森林課 （上下水）総務課 下水道建設課	●		●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
人工林の間伐実施面積※1	830 ha (2015年度)	1,200 ha	1,200 ha
みどりのまちづくり推進事業補助金による緑地整備面積	—	—※2	3,200 m <sup>2</sup> (2021～2024年度)

※1 公有林等を除く

※2 中間見直しで成果指標を新たに設定したため、中間目標値はなし。

【施策の基本的方向】

生物多様性を保全するため、企業の社会貢献活動としての取組をより一層促進させる様々な支援を行います。

また、山村部の活性化がその地域の環境保全と密接に結び付いていることから、移住施策も環境施策の一つとして位置付け、都市部と山村部との交流を促します。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★生物多様性保全に係る企業の理解・活動の促進	<p>「おいでん・さんそんセンター」では、都市部の企業と山村部のマッチング支援や、山村部でのソーシャルビジネスへの助言、研修・体験・CSR 事業のコーディネートなどを行い、双方の課題解決を図る新たな関係づくりを推進します。</p> <p>また、市民活動を応援する拠点である「とよた市民活動センター」の事業を通して、市民活動の相談・研修・ネットワークづくりを推進します。</p> <p>さらに、生物多様性の保全に向けて企業の取組を促進するため、相談窓口などにより支援します。</p>	★中間支援組織連携事業	企画課 市民活躍支援課 環境政策課		●	●
都市部と山村部との交流	田舎暮らしを目指す移住希望者を市内外から受け入れるための支援を行い、都市部と山村部との交流を促進し、山村部の活性化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家・空き地情報バンク</li> <li>豊田市山村地域等定住応援補助金</li> <li>山村地域等空き家再生事業補助金</li> <li>「農ある暮らし」の推進</li> </ul>	地域支援課 定住促進課 農業振興課		●	●
農村環境の保全	<p>農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、様々な支援事業を行います。</p> <p>また、高齢化などにより適切な保全・管理が困難となってきた農地などに対し、地域住民や集落ぐるみで積極的な保全・管理を行うための制度を継続します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多面的機能支払交付金事業</li> <li>中山間地域等直接支払交付金事業</li> <li>環境保全型農業直接支援対策事業</li> </ul>	農地整備課 農業振興課			●

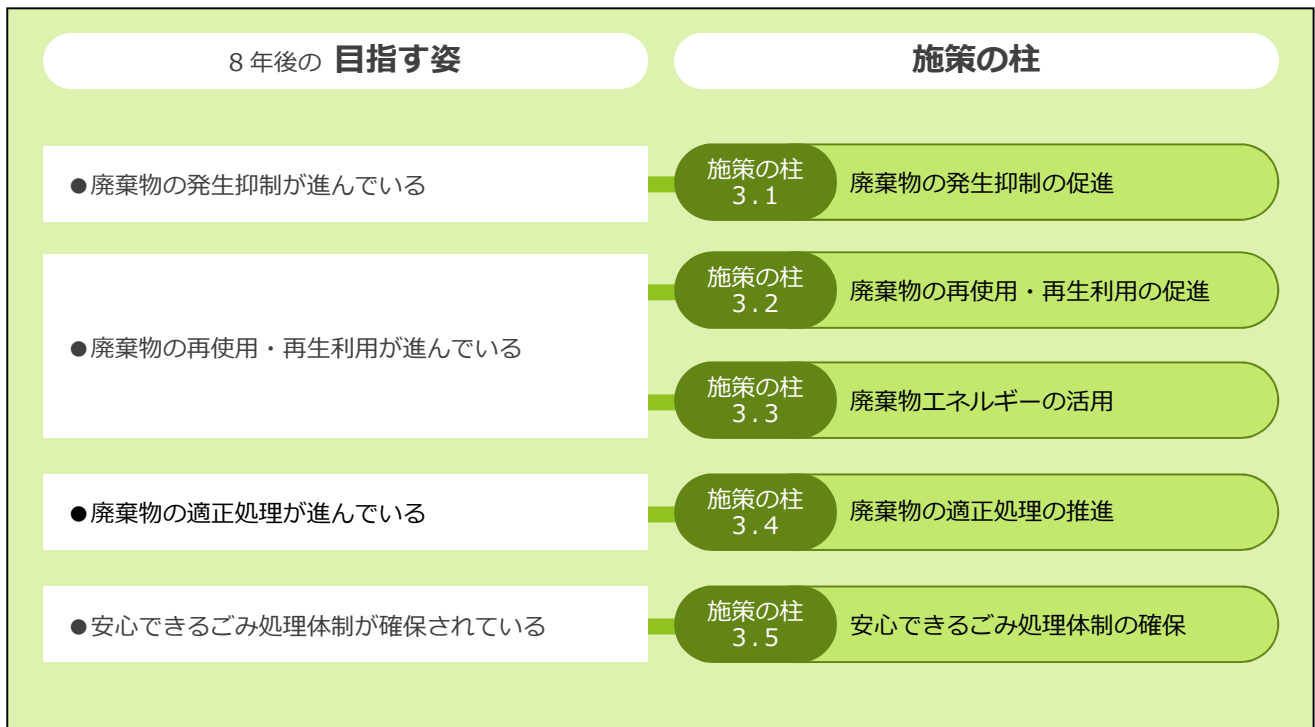
【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
自然共生に関する企業と地域・市民活動団体とのマッチング件数	年間 4 件 (2020年度)	2 件※	年間 5 件
山村部の暮らしに関する情報受信者数	1,640 件 (2016年度)	増加	増加
経営耕地面積	3,381ha (2015年度)	維持	維持

※前期計画では 2018～2021 年度までの累計で中間目標値を設定していた。



## 第3節 循環型社会



### 8年後の まちの状態指標

指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
市民一人当たりのごみの排出量	544 g (2015年度)	↓
事業系可燃ごみの排出量	35,723 t (2015年度)	↓
廃棄物の不適正処理現場の数	129 か所 (2015年度)	↓
最終処分場の容量確保	54,624m <sup>3</sup> (2015年度)	↑
施設の稼働率	60%以上 (2015年度)	→

### 成果指標

指標名	指標名
市民一人当たりのごみ排出量	事業系可燃ごみ排出量
家庭系ごみ+資源回収量	ごみ処理 1 t 当たりの発電量
家庭系ごみ	廃棄物の不適正処理現場の数
家庭系ごみ (燃やすごみ)	焼却施設の稼働率
最終処分量 (直接埋立量)	

【施策の基本的方向】

循環型社会の構築のためには、まずはごみを出さないことが大切であり、一人ひとりが意識を持ってリフューズ（不要なものは断る）、リデュース（発生抑制）を優先的に実行することが重要です。そのために市民へ減量に向けた行動を促したり、事業者とともに食品ロスを削減するなどの取組を進めます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★家庭系廃棄物の減量	<p>自治区環境委員との情報交換会や、各種団体へのごみの分け方・出し方に関する出前講座等を通して、自治区や団体の単位で分別等の周知・徹底を図ります。</p> <p>また、「とよたSDGsポイント制度」を活用し、市民の環境配慮行動を促進します。</p> <p>さらに、市が啓発を行い、食材の使い切りや食べ残しの抑制などの食品ロス削減に向けた取組を習慣化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減啓発ポスターの募集と掲示</li> <li>フードドライブの実施</li> <li>食品ロス削減「手前どり運動」の開催</li> <li>表彰制度の活用</li> <li>食品ロス量の実態調査等の実施</li> <li>食品ロスの削減に関する情報の収集及び提供</li> <li>水分ひとしぼり運動の促進</li> <li>環境に配慮した食生活の啓発</li> <li>エコットを拠点とした暮らしの環境学習事業</li> <li>出前講座「資源・ごみの分別とダイエット作戦」</li> <li>環境委員情報交換会の開催</li> <li>ダンボールコンポスト等の活用促進</li> <li>雑紙分別袋の利用促進</li> <li>地域へのごみ減量・分別の啓発強化</li> <li>ごみチェックリストの活用</li> </ul>	<p>ごみ減量推進課 環境政策課 (保) 総務課</p>			● ●
★事業系一般廃棄物の減量	<p>事業系一般廃棄物の中でも特に食品ロスの削減についての取組を強化します。</p> <p>飲食店等に対しては、食材の使い切りや食べ残しの抑制を啓発します。また、販売店・飲食店と市が連携して、食品ロスの削減に関する取組を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減「手前どり運動」の開催(再掲)</li> <li>表彰制度の活用(再掲)</li> <li>食品ロス量の実態調査等の実施(再掲)</li> <li>食品ロスの削減に関する情報の収集及び提供(再掲)</li> <li>フードドライブの実</li> </ul>	<p>ごみ減量推進課</p>			● ●

		施（再掲） ・ごみチェックリスト の活用（再掲）			
--	--	--------------------------------	--	--	--

## 【成果指標】

指標名		現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
市民一人当たりのごみ排出量	家庭系ごみ+資源回収量	672 g (2015年度)	664 g	660 g
	家庭系ごみ	544 g (2015年度)	530 g	520 g
	家庭系ごみ（燃やすごみ）	505 g (2015年度)	493 g	485 g
最終処分量（直接埋立量）		1,574 t (2015年度)	1,563 t	1,527 t
事業系可燃ごみ排出量		35,723 t (2015年度)	35,289 t	35,000 t

【施策の基本的方向】

リフューズ、リデュースの次に、リユース（再利用）やリサイクル（再生利用）によって、「もの」や「資源」を循環させます。まだ利用可能なものも、ごみとして排出されている現状を踏まえ、徹底した分別と有効利用を進めます。

また、再利用・再生利用については市だけで完結させず、事業者や民間施設とも連携し、効率的な資源化を進めます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
家庭系廃棄物の再利用・再生利用	<p>燃やすごみに入っている雑紙や、埋めるごみに入っている飲食用ガラスびん等について、自治区の環境委員への案内や、環境学習・各種イベント時の啓発を通じて、分別の徹底を進めます。</p> <p>また、物を大事に長く使う意識啓発等や、資源の有効活用を進めます。</p> <p>さらに、市内で発生した生ごみを資源化して地域で再利用する地域循環の仕組みを検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食用ガラスびん等の資源化推進事業</li> <li>・ 雑紙の資源化推進事業</li> <li>・ 生ごみの堆肥化等による地域循環の検討</li> <li>・ ダンボールコンポスト等の活用促進（再掲）</li> <li>★ 粗大ごみの再生施設「リユース工房」事業</li> <li>・ ごみステーション管理者等への啓発活動の推進</li> <li>・ 集団回収活動の促進</li> <li>・ プラスチック資源の一括回収の検討・促進</li> <li>・ リサイクルステーションの利用促進</li> <li>・ 雑紙分別袋の利用促進（再掲）</li> <li>・ 地域へのごみ減量・分別の啓発強化（再掲）</li> <li>・ 資源の水平リサイクルの推進</li> </ul>	<p>ごみ減量推進課 清掃業務課 清掃施設課</p>			
事業系一般廃棄物の再利用・再生利用	<p>市内小売店等から発生した事業系生ごみは、堆肥化、飼料化等の民間資源化施設の活用も含め、資源化を進めます。</p> <p>また、市では刈草・せん定枝、食品残さを緑のリサイクルセンターで堆肥化して販売し、地域内循環を図ります。</p> <p>さらに、販売店による資源の自主回収を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売店における資源の自主回収の促進</li> <li>・ 事業系生ごみの資源化（優良な民間施設の活用を含む）</li> <li>・ 刈草・せん定枝、食品残さの資源化</li> </ul>	<p>ごみ減量推進課 清掃施設課</p>			
分かりやすい情報発信	<p>分別アプリの普及促進など、情報技術を活用した分かりやすい情報発信を進めていきます。</p> <p>また、情報を受け取った市民がごみ問題を楽しく考え、環境配慮行動を一步先へ進めるための仕掛けづくりについても検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分かりやすい情報発信と仕掛けづくり</li> <li>・ 「資源・ごみの分け方・出し方」ごみカレンダー等を活用した情報発信</li> <li>・ 多言語によるごみ出しマナーの周知</li> </ul>	<p>ごみ減量推進課</p>			

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
再生利用の促進	<p>整備計画に基づいたリサイクルステーションの新設・移転・拡充等を行い、資源の回収を進めます。</p> <p>また、市が収集したごみの再生利用を進めるために、家庭から排出された金属ごみの中から小型家電を取り出して資源化する、燃やすぐみを処理して溶融スラグとして資源化するなどの取組を継続します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電回収事業</li> <li>・溶融スラグの資源化</li> <li>・公共工事等で発生する廃棄物の資源化・再生材の活用</li> <li>・リサイクルステーション整備事業</li> </ul>	<p>ごみ減量推進課 清掃業務課 清掃施設課 施設管理担当課 工事発注担当課</p>			●

### 【成果指標】

(施策の柱3.1と同じ)

【施策の基本的方向】

適正なごみの処理や資源の循環だけにとどまらず、ごみの焼却量を減らすことで地球温暖化対策にも取り組みます。また、焼却時のエネルギーを回収し、無駄なくエネルギーを有効活用します。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
廃棄物からのエネルギー回収・活用	市内には2か所の市の焼却施設がありますが、このうち「渡刈クリーンセンター」では処理の過程で発生する廃熱を利用して発電を行っており、エネルギーを回収しています。 また、焼却施設において回収したエネルギーの活用等、エネルギーの地産地消モデルを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな廃棄物のエネルギー活用の検討</li> <li>地域エネルギー活用モデル構築事業（再掲）</li> <li>植物性廃食用油資源化事業</li> <li>焼却施設におけるエネルギー回収</li> </ul>	未来都市推進課 環境政策課 ごみ減量推進課 清掃施設課			●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
ごみ処理1t当たりの発電量	440kWh/t <sup>※</sup>	440kWh/t以上	440kWh/t以上

※2008年度～2020年度までの運用実績をもとに算出。

【施策の基本的方向】

廃棄物をルールに則って適正に処理するために、排出者に義務と責任を啓発したり、不法投棄・不適正処理現場の早期発見や適切な処理の指導を行います。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導の推進	<p>排出事業者が廃棄物の適正処理と分別を徹底するよう、廃棄物適正処理推進員を配置し、事業者を訪問して啓発します。</p> <p>また、許可業者が搬入する事業系一般廃棄物について検査を実施し、搬入物の適正処理を図ります。</p> <p>産業廃棄物については、処理業者への立入検査の強化や排出事業者、処理業者への講習会の開催、警察等と合同の運搬車両の路上検査の実施などにより、監視や指導を強化します。</p>	<p>★廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理に関する監視・指導の強化・啓発</li> <li>搬入前検査の実施</li> </ul>	<p>廃棄物対策課 ごみ減量推進課 清掃施設課</p>			●
不法投棄や不適正処理現場の早期対応の推進	<p>生活環境の保全や市民一人ひとりによるきれいなまちづくりを推進するため、市民と共働で、不法投棄防止に向けたまちの美化活動を行います。</p> <p>また、市は、航空写真を解析して不法投棄等を早期に発見し、速やかに対応します。</p> <p>さらに、ごみステーションからのごみの持ち去り禁止条例に基づいた監視・指導を行い、ごみステーションに排出されたごみを適正に処理します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄対策連絡会による不適正処理対策の連携</li> <li>★不法投棄パトロール隊との連携</li> <li>不法投棄物の回収・処理</li> <li>不用品回収業者への監視・指導</li> <li>ごみステーションからのごみの持ち去りの監視・指導</li> <li>★不法投棄等の早期発見・対応</li> </ul>	<p>廃棄物対策課 ごみ減量推進課 清掃業務課</p>			●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
廃棄物の不適正処理現場の数	129 か所 (2015年度)	前年度から 3 か所以上減	前年度から 3 か所以上減

【施策の基本的方向】

将来的にも安定したごみ処理を継続していく必要があるため、収集運搬から中間処理・最終処分に至るまでの効率的なごみ処理システムを計画的に整えます。

また、超高齢社会におけるごみ出しが困難な世帯への共助の仕組みや、災害時の廃棄物処理体制の構築を進めます。

排出者負担の公平性を確保するため、費用負担の在り方を検討します。

【施策】

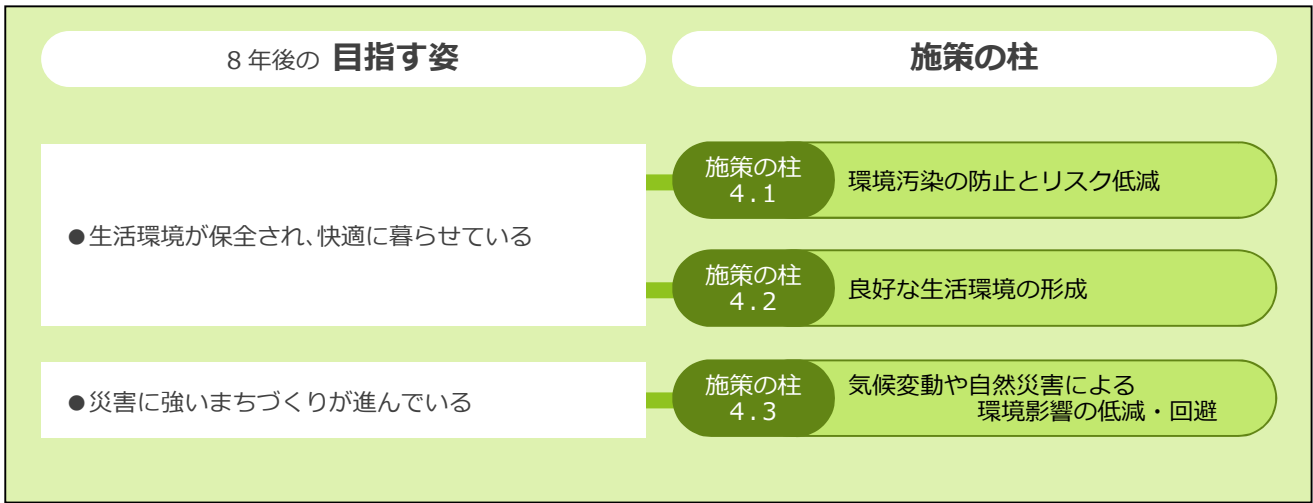
施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	<p>広大な市域を効率よく収集するための収集運搬体制を構築するとともに、計画的な設備修繕や延命化整備を実施し、ごみ処理施設を安定的かつ効率的に稼働させます。</p> <p>また、将来のごみ発生量の見込みに対するごみ処理体制を確保するため、現有施設の延命化を図りつつ、経費の削減と平準化の視点を踏まえ、最終処分場の受入容量を確保します。</p> <p>さらに、大規模災害の発生に備えるため、災害廃棄物処理計画に基づき、民間事業者等と連携した災害廃棄物処理体制や広域連携体制を構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却施設の効率的な運転</li> <li>災害廃棄物処理の体制整備</li> <li>効率的な収集運搬体制の整備</li> <li>処理施設の維持管理と計画的整備</li> <li>★ふれあい収集によるごみ出し支援</li> <li>グリーン・クリーンふじの丘の残余容量の確保</li> <li>グリーン・クリーンふじの丘第2期埋立処分場の整備</li> <li>★渡刈クリーンセンター大規模修繕等による整備</li> </ul>	<p>ごみ減量推進課 清掃業務課 清掃施設課</p>	●	●	●
費用負担の在り方の検討	<p>将来の施設整備に備え、基金等の設置を検討します。</p> <p>また、排出者負担の公平性を確保するため、排出量に応じたごみ処理費用負担等を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担の在り方の検討</li> </ul>	<p>ごみ減量推進課</p>			●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
焼却施設の稼働率	60%以上 (2015年度)	60%以上	60%以上



## 第4節 安全・安心社会



### 8年後の まちの状態指標

指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
周辺環境への満足度 (全体)	44.9% (2016年度)	↑
「気候変動への適応」の言葉を知っていて、積極的に取組を行っている市民の割合	23.1% (2016年度)	↑

### 成果指標

指標名
環境の保全を推進する協定等で定めた協定値を超過した事業所の数
不良な生活環境の解消率

指標名
適応策推進事業への延べ参加者数

【施策の基本的方向】

事業活動によって周辺の大気や水質などの生活環境が損なわれたり、化学物質等に暴露したりしないよう、事業者は対策を推進し、行政は法令等に基づき、適正な規制や指導を行います。

また、市内の環境の状況を調査・把握し、市民・事業者に速やかに情報を発信します。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
事業者との協定	従来の「公害防止協定」を見直し、2008(平成20)年度から市内の主要な事業者と行政が「環境の保全を推進する協定」を締結しています。 協定締結事業者と共に「環境の保全を推進する協定協議会」を組織し、先進的な環境配慮取組について情報交換し、ここで得られた知見を広く発信することで、市内企業全体の環境配慮取組・技術の底上げを目指します。	★協定協議会の活動の推進(再掲)	環境保全課		●	●
大気汚染の防止	大気汚染を防止し、更に負荷を低減するために、行政及び事業者がそれぞれ対策を講ずるとともに、環境配慮技術への転換を推進していきます。 行政は、ばい煙発生施設等を設置している工場や事業場に対して、大気汚染防止法や条例に基づき、規制・指導を実施します。 また、工場・事業場で使用される燃料を、天然ガスや再生可能エネルギーなどの環境負荷の低いものへの転換を促します。 また、次世代自動車化の推進や公共交通への転換を進め、自動車に起因する大気環境への負荷を低減します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場や事業場等への規制・指導</li> <li>環境負荷の少ない燃料・エネルギーへの転換</li> <li>事業者等によるTDM(交通需要マネジメント)活動の充実(再掲)</li> <li>パーク＆ライドの推進(再掲)</li> </ul>	環境政策課 環境保全課 交通政策課	●	●	●
水質汚濁の防止	水質汚濁を防止するために、行政及び事業者がそれぞれ対策を講じます。 行政は、特定施設等を設置している工場や事業場に対して、水質汚濁防止法や条例に基づき、排水基準等が遵守されるよう、規制・指導を実施します。 また、公共下水道の整備や合併浄化槽の普及等を推進し、生活排水が適正に処理されるよう取組を進めるとともに、市民に対して汚れた水を流さないなどの啓発を実施し、公共水域の水質保全を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場や事業場への規制・指導</li> <li>公共下水道の整備</li> <li>合併浄化槽の普及と適正維持管理の促進</li> </ul>	環境保全課 下水道施設課 (上下水)企画課	●	●	●
土壌・地下水汚染の防止	土壌及び地下水汚染を防止するために、行政及び事業者等がそれぞれ対策を講じます。 行政は、特定有害物質を取り扱う工場や事業場に対して、土壌汚染対策法や条例に基づき、規制・指導を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場や事業場等への規制・指導</li> </ul>	環境保全課		●	●

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
騒音・振動、悪臭の防止	騒音・振動及び悪臭を防止するために、行政及び事業者がそれぞれ対策を講じます。 行政は、規制対象となる施設へ騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び条例に基づき、規制・指導を実施します。	・工場や事業場への規制・指導	環境保全課		●	●
有害化学物質による環境リスクの低減	PRTR 制度や条例に基づき、有害化学物質の排出量等を把握します。また、市民・事業者に対して、化学物質に関する情報の提供などの啓発を行います。	・化学物質に関する情報提供と適正管理の推進 ・PCB 使用・保管事業者への指導・監視 ・PCB 廃棄物処理計画に基づく処分期間内処理指導 ・PCB 使用機器・廃棄物の掘り起こし調査の実施 ・工場や事業場への指導	環境保全課 廃棄物対策課		●	●
環境情報の収集・発信	大気測定局における常時監視や各種モニタリング調査を行い、市内の環境情報を適切に管理します。 また、環境調査の状況をまとめた報告書の作成や「緊急メールとよた」による大気環境緊急情報の提供を行います。	・環境の常時監視 ・環境調査報告書の作成	環境保全課		●	●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
環境の保全を推進する協定等で定めた協定値を超過した事業所の数	1件 (2016年度)	0件	0件

【施策の基本的方向】

公害となるような環境の悪化以外にも、より身近なところでごみ屋敷や路上喫煙、ポイ捨てなどのマナーやモラルに関する問題により、市民の快適な暮らしが脅かされることのないよう、対策や指導を行います。

また、誰でも理解できる分かりやすい周知・啓発方法を検討し、マナーやモラルの向上を図っていきます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★良好な生活環境の形成	<p>快適な暮らしが形成できるよう、ごみ屋敷等の不良な生活環境の解消、路上喫煙の防止、大規模開発に伴う生活環境影響の防止、ポイ捨てなどのマナーやモラルに関する周知・啓発、中高層建築物による電波障害の防止などの対策を行います。</p> <p>これらの対策はコミュニティと連携しながら実施し、安全で安心して暮らすことができる生活環境の形成を推進します。</p>	<p>★不良な生活環境の解消</p> <p>★路上喫煙防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大開発に伴う環境保全調整会議の運用</li> <li>・マナーやモラル向上に向けた周知・啓発</li> <li>・電波障害指導</li> </ul>	<p>環境政策課 環境保全課 清掃業務課</p>	●	●	●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
不良な生活環境の解消率	48% (2016年度)	50%	50%

【施策の基本的方向】

近年の気候変動によって極端な気象現象が起きるリスクが高まっています。

自然災害が起こった場合にも、大きな被害が生じないようなまちづくりや森林・川づくり、災害時の暮らしを支えるインフラの普及促進、災害廃棄物の処理体制などを整えていきます。また、災害発生時に次世代自動車の外部給電機能を活用して非常用電力を得るような、ソフト面の対策も併せて行います。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★気候変動適応策の推進	豊田市地域気候変動適応計画を着実に実施し、気候変動適応セミナーなどを通じた情報発信を行います。 さらに、「SAKURA プロジェクト」として、災害発生時に次世代自動車の外部給電機能を活用して非常用電力を得るような、具体的な災害支援策を普及促進します。	★気候変動適応策推進事業（再掲） ★SAKURA プロジェクトの推進（再掲）	環境政策課 適応策の推進に関連する課（防災部局、健康部局、農業部局、都市整備部局等） 未来都市推進課 防災対策課	●	●	●
自然の機能を活かす取組の推進	森林や農地、川は、災害被害を防ぐ機能を持っています。これらの機能を正常に発揮できる健康な自然をつくります。 土砂災害を防止できる健全な人工林を育てるために計画的な間伐を行ったり、豪雨などの出水時には水がめとして被害を防ぐよう農地を維持・活用します。 また、本来の生物の良好な生育環境に配慮した「多自然川づくり」を行い、氾濫の起きにくい河川整備を推進します。	★間伐事業（再掲） ・多面的機能支払交付金事業（再掲） ・中山間地域等直接支払交付金事業（再掲） ・多自然川づくり事業（再掲）	森林課 農地整備課 農業振興課 河川課			●
災害廃棄物処理の体制整備	大規模災害の発生に備えるため、災害廃棄物処理計画に従って、民間事業者等と連携した災害廃棄物処理体制や広域連携体制を構築します。	・災害廃棄物処理の体制整備（再掲）	ごみ減量推進課		●	●

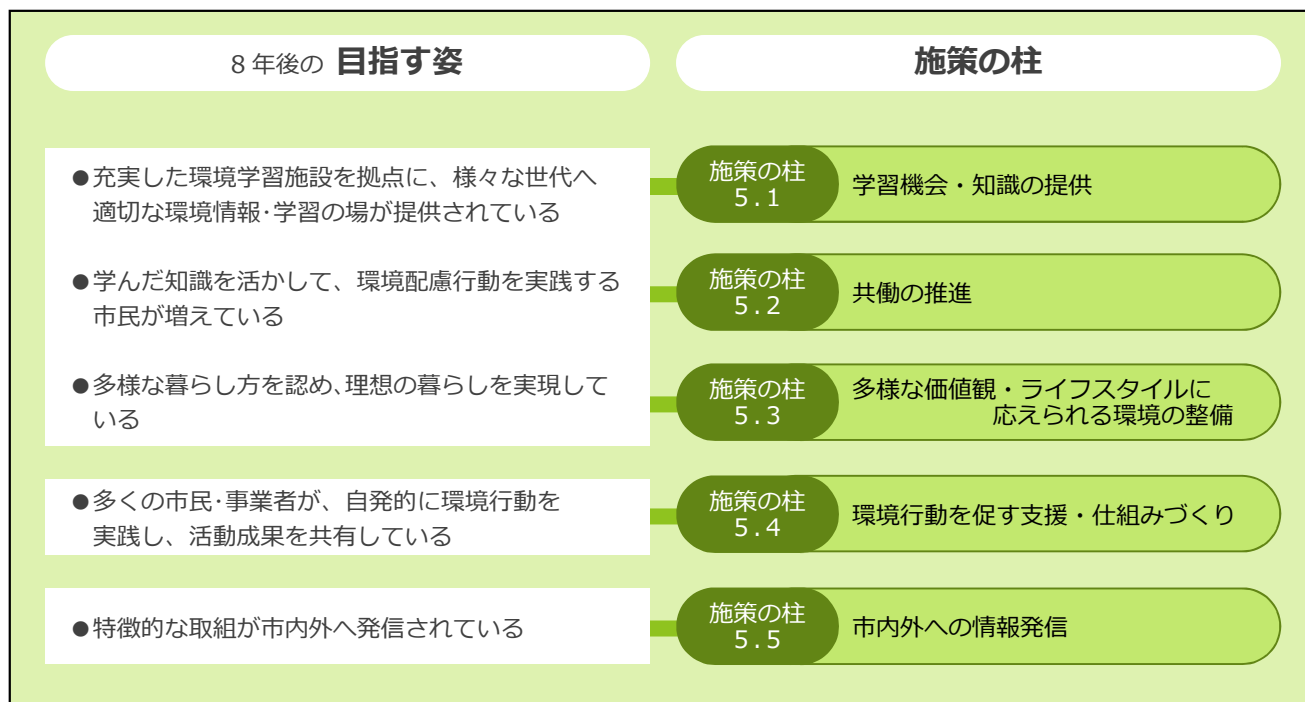
【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
適応策推進事業への延べ参加者数（累計）	83人	-※	1,200人

※中間見直しで成果指標を新たに設定したため、中間目標値の設定なし。



## 第5節 市民の環境行動力の向上と共働の分野



### 8年後の まちの状態指標

指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
「市民や企業が環境に配慮しているまち」として満足している市民の割合	55.0% (2016年度)	↑
環境配慮行動を実践している市民の割合	65.6% (2016年度)	↑
環境に関連する取組を行っている事業所の割合	35.5% (2016年度)	↑
豊田市や住んでいる地域に対して愛着を感じている市民の割合	76.7% (2016年度)	↑

### 成果指標

指標名	指標名
環境学習施設を利用した小学生の地球温暖化や生物多様性の理解度	とよた SDGs ポイント新規加入者数
とよた SDGs パートナーの連携事業数	協定協議会 WEB サイト閲覧者数
都市部と山村部の暮らしに関する情報受信者数	環境情報提供ツールの利用者数
環境学習施設 eco-T におけるインタープリター登録数	SDGs 関連プロモーション事業数

【施策の基本的方向】

環境意識を醸成するための第一の段階は、身近な環境問題に気付き、目を向けることです。本市では、全国的にも有数の環境学習施設を整備し、教材や学習プログラムを開発するなど、様々な環境学習・環境教育の場を提供しています。

まずは市民一人ひとりが、情報を受け取り、環境問題に興味を持つところから始めます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
環境学習機 会の提供	環境学習施設 eco-T（エコット）や豊田市自然観察の森等を環境学習拠点として環境に関する学習や講座を実施していきます。 また、講師派遣による講座や学習会等への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコットを拠点とした暮らしの環境学習（再掲）</li> <li>出前講座「資源・ごみの分別とダイエット作戦」（再掲）</li> <li>環境学習施設への送迎支援</li> </ul>	環境政策課 ごみ減量推進課	●	●	●
環境学習の 質の向上	様々な世代の市民や事業者の環境に関する知識や理解が深まるように、環境学習関係者が連携して、体験型の環境学習プログラムや環境学習補助教材を作成する等、学習内容の充実化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコットを拠点とした暮らしの環境学習（再掲）</li> </ul>	環境政策課	●	●	●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
環境学習施設を利用した小学生の地球温暖化や生物多様性の理解度	93.2% (2018年度)	80%以上	80%以上

【施策の基本的方向】

本市では、自立した地域社会の実現を目指して都市内分権が進んでおり、12の地域自治区が行政とのパートナーシップの下で地域づくりを行っています。

また、本市には独自の「共働」という考え方があり、多様な主体（自治区・NPO・ボランティア団体・企業・大学・行政など）が協力し合ったり、共通する目的に向けて活動したりしています。

これらの取組の中に、環境配慮行動を組み込み、実践していくことが大切です。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
市民・事業者との共働	<p>持続可能なまちづくりに向け、とよたSDGs パートナーを組織し、その登録団体による新たな連携の取組が展開されており、地域課題の解決や市民の暮らしの改善を加速させることが期待されます。</p> <p>さらに、市民や事業者等によって組織する「とよたエコライフ倶楽部」や、企業の持つ環境取組のノウハウを企業間で情報共有するとともに、市民へ情報を発信する「環境の保全を推進する協定協議会」などの活動を推進します。</p> <p>また、おいでん・さんそんセンターやとよた市民活動センターのようなコーディネートを行っている組織と連携し、事業者と地域との橋渡しを行います。</p>	<p>★とよた SDGs パートナー連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>とよたエコライフ倶楽部の活動支援</li> </ul> <p>★協定協議会の活動の推進 (再掲)</p> <p>★中間支援組織連携事業 (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減啓発ポスターの募集と掲示 (再掲)</li> <li>フードドライブの実施 (再掲)</li> <li>食品ロス削減「手前どり運動」の開催 (再掲)</li> </ul>	<p>未来都市推進課 環境政策課 環境保全課 企画課 市民活躍支援課 ごみ減量推進課</p>	●	●	●
地域との共働	<p>自治区ごとに市民が自主的に行っている「わくわく事業」において、地域の環境課題の解決に向けて市民と行政が連携し、必要に応じて行政が支援を行います。</p> <p>また、いわゆる「ごみ屋敷」などの不良な生活環境の解消に向けた支援についても、地域のコミュニティや自治区活動と連携して活動を実施します。</p> <p>さらに、ごみ出しが困難となった高齢者や障がい者に対して、地域と行政で見守りや支援をしていきます。</p>	<p>★わくわく事業等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄パトロール隊との連携 (再掲)</li> <li>環境委員情報交換会の開催 (再掲)</li> <li>集団回収活動の促進 (再掲)</li> <li>ふれあい収集によるごみ出し支援 (再掲)</li> </ul> <p>★不良な生活環境の解消 (再掲)</p>	<p>地域支援課 環境政策課 清掃業務課 環境保全課 ごみ減量推進課</p>	●		●

【成果指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
とよた SDGs パートナーの連携事業数	5件 (2019年度)	—	毎年度 5件以上



【施策の基本的方向】

本市の山村部には若い移住者や活動者が増えています。全国的にも、自然と調和したスローライフを志向する動きが 2000 年代からあり、東日本大震災を契機にその動きが加速しています。

本市においては、都市部での暮らしと自然豊かな山村部での暮らしのどちらも選択することができます。

多様な価値観やライフスタイルに対応し、どのような場所でも環境に配慮した暮らしができるまちを作り、その情報を発信していきます。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
新たな価値観や暮らしに対する情報・体験機会の提供	都市・山村・農村といった本市のフィールドの強みを最大限に活かして、多様な地域での新しい暮らし方を発信し、どのような場所でも豊かで環境に配慮した暮らしができることを認識してもらえるようにします。 また、山村部においては、移住を促進することが、その地域の環境を活かし保全することと直結するため、都市部と山村部の交流についてコーディネートして、移住や活動を促進します。	★中間支援組織連携事業（再掲） ・空き家・空き地情報バンク（再掲） ・定住促進プロモーション	企画課 地域支援課 定住促進課	●	●	●

【成果指標】

指標名		現状値 (把握年度)	中間目標 (2021 年度)	最終目標 (2025 年度)
都市部と山村部の暮らしに関する情報受信者数	ファースト暮らしとよた	45,900 件 (2020 年度)	60,000 件	60,000 件
	おいでん・さんそんセンター	1,640 件 (2016 年度)	増加	増加

【施策の基本的方向】

市民や事業者が、ボランティアや企業活動を通して環境配慮行動を実践しようとするとき、何を、どうすればいいかがすぐに分かるよう、支援や仕組みを整えます。

また、活動者同士が連携し、更なる取組を推進できるよう、サポートができる人材づくりやネットワークづくりを行います。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
★環境行動を促す支援	<p>環境学習施設 eco-T (エコット) には、環境学習の案内や解説を行う「インタープリター」と呼ばれる市民ボランティアがいます。インタープリターを養成するとともに、様々な場面で環境活動のリーダーやサポーターを増やし、多くの市民の環境行動を支援します。</p> <p>また、行政は、市民団体や企業に対して情報を提供したり相談を受けたりして、活動を支援します。</p> <p>さらに、市内には既に環境活動を行っている団体が多数あるため、今後は地域で活動する市民活動団体等をネットワーク化し、情報共有等を図ることで、活動の促進を進めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコットを拠点とした暮らしの環境学習 (再掲)</li> <li>★中間支援組織連携事業 (再掲)</li> </ul>	環境政策課 企画課 市民活躍支援課	●	●	●
★環境行動を促す仕組みづくり	<p>本市では「SDGs につながる行動」のきっかけや発見を市民や事業者へ促すポイント制度を引き続き運用していきます。</p> <p>また、協定協議会の活動を推進し、企業同士の環境に配慮した取組の共有、他の企業や市民への情報発信を行い、事業者や市民の環境配慮行動を促進します。</p> <p>さらに、まち全体で取り組める仕掛けづくりを行い、誰もが環境活動を行える機会の創出を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★とよた SDGs ポイント事業</li> <li>・国民運動 (COOL CHOICE) 等による環境行動転換の促進 (再掲)</li> <li>・共働による外来種防除活動 (再掲)</li> <li>・協定協議会の活動の推進 (再掲)</li> </ul>	環境政策課 環境保全課	●	●	●

【成果指標】

指標名		現状値 (把握年度)	中間目標 (2021 年度)	最終目標 (2025 年度)
環境学習施設 eco-T におけるインタープリター登録数 (積木キャラバン隊含む)		108 人 (2020 年度)	100 人体制を維持	100 人体制を維持
とよた SDGs ポイント新規加入者数	加入者数	—	毎年度 500 人以上	毎年度 500 人以上
協定協議会 WEB サイト閲覧者数 (4 年間累計)		1,759 人 (2020 年度)	—	10,000 人 <sup>※</sup> (2021-2024 年度)

※第 8 次総合計画後期実践計画に基づき設定。

【施策の基本的方向】

本市における環境取組の結果や自然の現状などについて、広くデータを開示し、誰もがいつでも情報を取り出せるようにします。

また、本市への来訪者や市外に向けても情報を発信し、SDGs 未来都市としての本市のブランドイメージを構築することで、より一層魅力的な都市を目指します。

【施策】

施策名 (★：重点施策)	概要	事業 (★：重点事業)	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
市の環境情報の公開	本市の環境の状況や環境活動の実績について、毎年報告書を公開し、市民に向けて分かりやすく紹介します。	・環境報告書・環境調査報告書・清掃事業概要の発行	環境政策課 環境保全課 ごみ減量推進課			●
環境情報の発信と周知	欲しい情報がすぐに手に入り、また関心のない人にも情報が行き渡るように、情報周知の在り方について工夫し、意識せずとも環境情報に注目する仕組みづくりや、特に重要な環境情報については市内全戸に向けて発信するなど、徹底した情報提供を進めます。 また、ホームページやメールリストなど、様々な情報提供ツールを整備し、多くの人が情報を受け取れるように環境を整備します。	・スマートハウスの普及促進（再掲） ・次世代自動車の普及促進（再掲） ・「資源・ごみの分け方・出し方」ごみカレンダー等を活用した情報発信（再掲） ・分かりやすい情報発信と仕掛けづくり（再掲）	環境政策課 ごみ減量推進課			●
国内外への情報発信	エネルギー・モビリティ・ウエルネス分野での先駆的な取組を中心に、ショーケースとしての都心を有効活用しながら、未来の暮らしを国内外に発信し、世界から認められる先進都市のイメージを構築します。	・SDGs 関連プロモーション事業	未来都市推進課		●	●

【成果指標】

指標名		現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
環境情報提供ツールの利用者数	分別アプリさんあ〜る	8,975件 (2016年度)	60,000件	96,000件
SDGs 関連プロモーション事業数		5件 (2019年度)	—	毎年度3件以上

## 第4章

# 計画推進に向けて

## 第 1 節 計画の周知

本計画に掲げている施策・事業を着実に実施して目標を達成するためには、多くの市民や事業者、市がそれぞれの基本的な役割を認識して主体的に行動を起こすことが大切です。それと同時に、各主体が相互に連携・協力することで、より高い効果を発揮することができます。

まずは、市民一人ひとりが本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取組の第一歩として必要不可欠です。

したがって、広報や市のホームページ、テレビや新聞といったマスメディアなどの様々な媒体を活用して、本計画の趣旨や内容について周知を図ります。

## 第 2 節 計画の推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制

市は、持続可能な豊田市づくりの担い手である市民・事業者と共に、学識経験者や関連団体にも意見を聴きながら、本計画を確実に推進していきます。

本計画を推進する主体は、次のとおりです。

#### ①市民・事業者・地域

主体的・自発的に環境行動を実践し、本計画に示す事業に参画して共働で取り組みます。また、取組の成果や意見・課題などを市の求めに応じてフィードバックし、事業の効率的な推進に協力します。

#### ②豊田市

市民や事業者の環境行動を支援するとともに、本計画に示す事業を所管する関係各課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施します。

さらに、国や県等と連携・協力し、国等が実施する環境政策を本市においても着実に推進します。

#### ③豊田市環境審議会

豊田市環境基本条例第 22 条に基づき設置するもので、学識経験者、市民公募委員、関係団体の代表者などで構成します。

市長の諮問に応じ、本計画に関すること、廃棄物の処理及び清掃に関すること、その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について、それぞれの立場から調査・審議し、意見を市長に提出します。

## 2 計画の進行管理

進行管理の要点は、「取組状況の把握」「課題の認識」と「課題に対する適切な是正」にあります。本計画に掲げる施策・事業を計画的かつ実効性のあるものとして推進するために、施策・事業の進捗状況を定期的に確認し、取組の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。

進行管理の方法は、“PDCA サイクル”（Plan・Do・Check・Action）に基づいて進めます。“PDCA サイクル”は、各年度の「小さいサイクル」と、計画改訂時の「大きいサイクル」の両方に適用します。

また、本計画では“M V G”（Mission・Vision・Goal）を意識して、施策・事業の方向性に沿った進行管理を行います。本計画における、Mission は「施策の柱」、Vision は「長期的ビジョン」、Goal は「まちの状態指標」及び「成果指標」を指します。

### ○「小さいサイクル」（各年度）

- ・市民・事業者等が単独又は共働で実施している取組は、適宜ヒアリング等を行って、取組の成果や意見・課題を把握します。
- ・市の取組は、施策管理シートを用いて、「成果指標」の目標達成状況や施策の進捗及び課題を把握します。
- ・取組の状況を「豊田市環境審議会」へ報告し、評価や提案を受け、「環境報告書」に取りまとめ、毎年発行します。

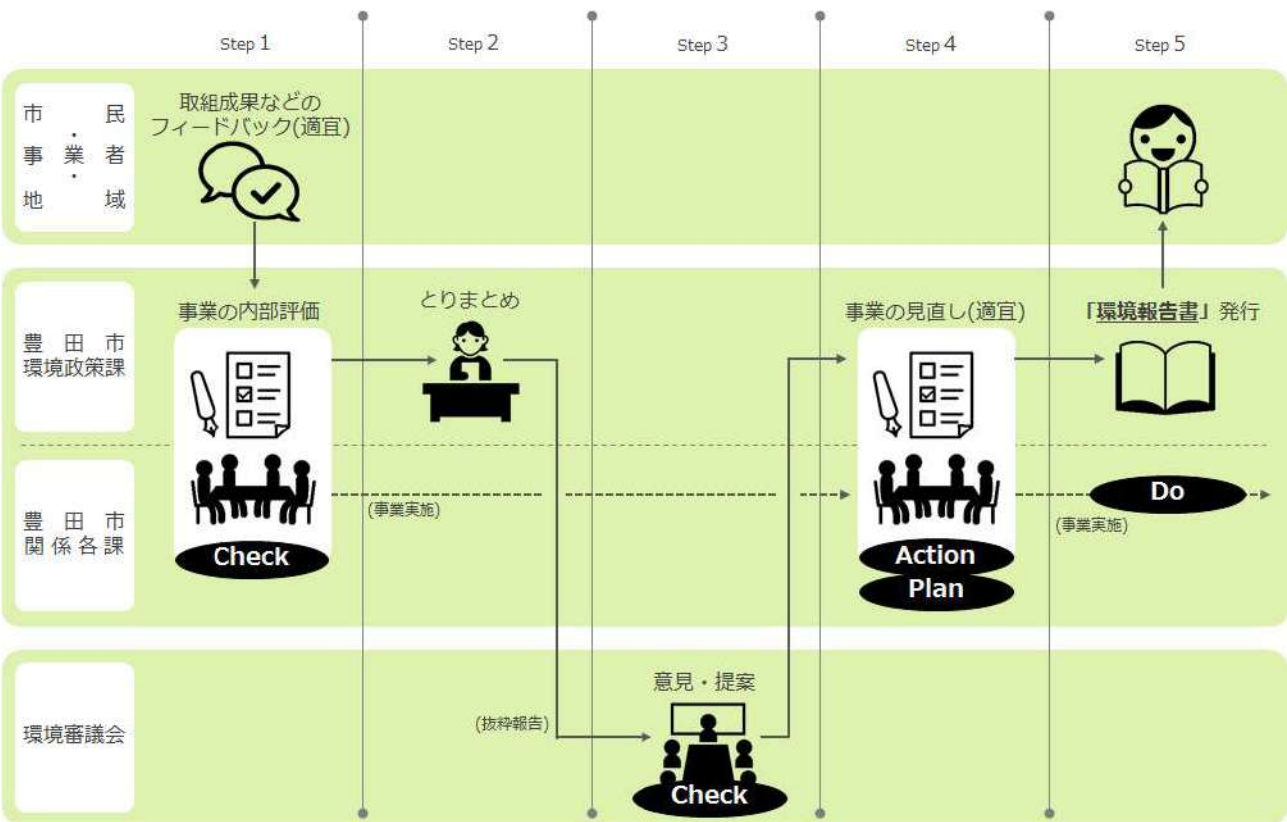
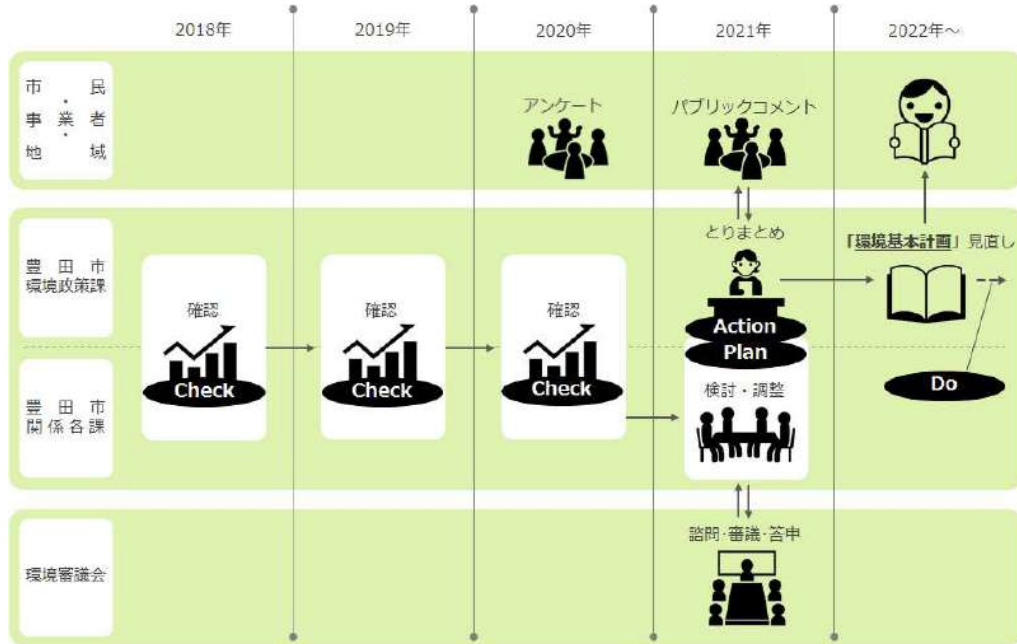


図4.2.1 PDCAの小さいサイクル（各年度）

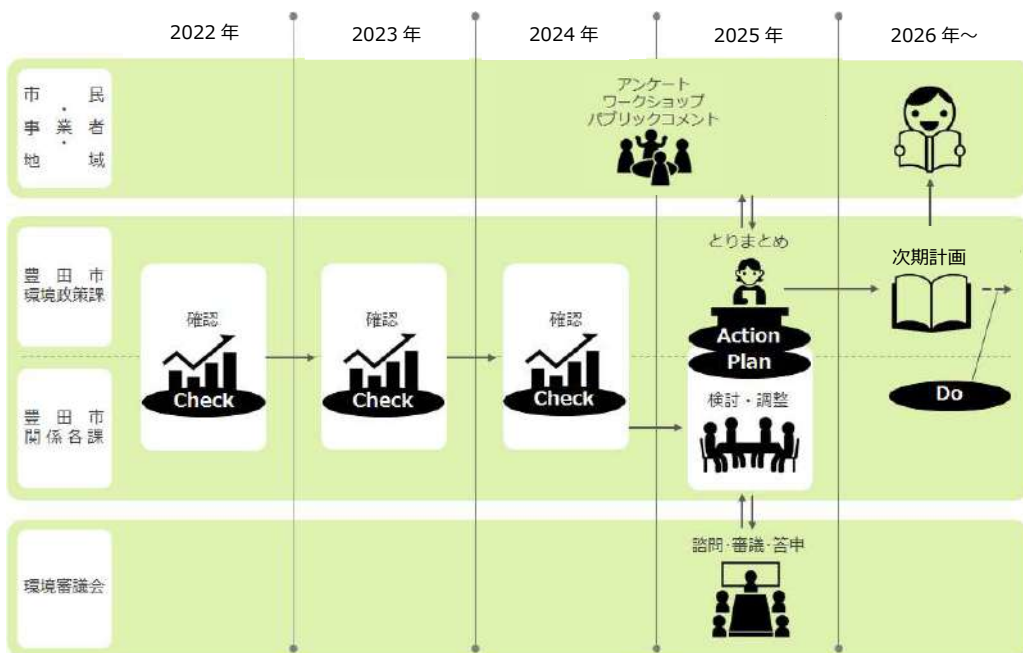
○「大きいサイクル」(中間見直し及び計画改訂時)

- ・市民・事業者等にアンケートやワークショップ、パブリックコメント等を実施し、取組状況や意見・課題を把握します。
- ・「まちの状態指標」はその状況を毎年又は必要な時期に確認し、想定する方向に進んでいない場合は、適宜「小さいサイクル」に立ち戻って修正を行います。
- ・「豊田市環境審議会」へ諮問し、必要な審議を行った上で、答申を受け、本計画を改訂又は見直します。

<中間見直し>



<計画改訂時>



# 資料編



## 第1節 策定経緯

### 1) 豊田市環境審議会、意見聴取の経緯

日付	環境審議会		意見聴取	議題、概要等
	全体会	専門部会		
平成 28 年 4 月 26 日	平成 28 年度 第 1 回			(1) 会長及び副会長の選任 (2) 諮問について (3) 環境審議会の進め方について (4) 環境基本計画等の改訂方針について (5) 本市を取り巻く社会環境の変化と現行計画の進捗状況等 ほか
6 月 21 日		平成 28 年度 第 1 回 自然共生		(1) 環境基本計画の改訂について (2) 現行計画の進捗状況について
6 月 23 日		平成 28 年度 第 1 回 低炭素		(1) 低炭素分野における環境政策の課題・方向性について (2) 地球温暖化対策実行計画の基本的考え方について
6 月 24 日		平成 28 年度 第 1 回 廃棄物 ・循環		(1) 現行の環境基本計画の概要と改訂方針について (2) 廃棄物・循環部会の進め方について (3) 新環境基本計画（循環型分野）と新一般廃棄物処理基本計画等との関わりについて (4) 現行計画の進捗状況及び課題について (5) 本市を取り巻く社会環境の変化について (6) 本市における廃棄物の処理状況
7 月 22 日	平成 28 年度 第 2 回			(1) 各専門部会における審議状況について (2) 環境基本計画の全体フレームについて (3) 「市民の環境行動力の向上と共働の推進」について (4) 「安全・安心で快適な生活環境の保全」について
7 月 28 日 ～8 月 18 日			市民・事業者 アンケート	市民 2,000 人、事業者 2,000 件に対して郵送調査
8 月 20 日			第 1 回 市民 ワークショップ <sup>o</sup>	・オリエンテーション ・ミライの環境行動について考えよう (参加者数：8 人)
9 月 10 日			第 2 回 市民 ワークショップ <sup>o</sup>	・ミライの環境行動アワードを決めよう ・写真の構図を考えよう (参加者数：10 人)
9 月 21 日		平成 28 年度 第 2 回 自然共生		(1) 豊田市の生物多様性等について各委員より報告 (2) 矢作川研究所からの提言
9 月 29 日			ヒアリング	中山間地活動者に対してヒアリング (参加者数：7 人、場所：すげの里)
10 月 5 日		平成 28 年度 第 2 回 低炭素		(1) 気候変動への適応策の検討について (2) 低炭素分野における施策体系（案）について
10 月 6 日			ヒアリング	eco-T インタープリターに対してヒアリング (参加者数：6 人、場所：環境学習施設 eco-T)
10 月 11 日		平成 28 年度 第 2 回 廃棄物 ・循環		(1) 廃棄物・循環社会における施策体系整理について (2) 新環境基本計画等における指標（案）及び目標値（案）について (3) 新環境基本計画等における施策（案）について
10 月 15 日			第 3 回 市民 ワークショップ <sup>o</sup>	写真撮影会
10 月 21 日			ヒアリング	学生に対してヒアリング (参加者数：6 人、場所：とよた市民活動センター)

日付	環境審議会		意見聴取	議題、概要等
	全体会	専門部会		
平成 28 年 10 月 28 日		平成 28 年度 第 3 回 自然共生		(1) 第 2 回自然共生部会の振り返り (2) 市民及び事業者アンケート結果について(詳細) (3) 自然共生社会における施策体系(案)について
11 月 19 日			第 4 回 市民 ワークショップ <sup>o</sup>	・振り返り ・環境行動の輪を広げていくには (参加者数：9 人)
11 月 22 日	平成 28 年度 第 3 回			(1) 各専門部会における審議状況について (2) 市民・事業者意見徴収結果報告(速報) (3) 新・環境基本計画における基本理念及び基本方針(案) (4) 「市民の環境行動力の向上と共働の推進」における施策体系(案)について (5) 「安全・安心で快適な生活環境の保全」における施策体系(案)について
11 月 24 日			事業者 ワークショップ <sup>o</sup>	・講演「中小企業の環境経営」(飯田哲也氏) ・環境落語「環境配慮型屋台」(飯田哲也氏) ・環境経営についてのグループワーク
12 月 4 日			ヒアリング	外国人住民に対してヒアリング (外国人市民会議でのアンケート配布、回答者：8 名)
平成 29 年 1 月 26 日		平成 28 年度 第 3 回 低炭素		(1) 環境基本計画及び地球温暖化防止行動計画の素案について ア 低炭素社会における施策体系について イ 環境基本計画等における指標・目標値について (2) 環境審議会からの申し送り事項について ア 安全・安心社会における施策体系について イ 環境行動力の向上と共働の分野における施策体系について ウ 基本理念(案)について
1 月 31 日		平成 28 年度 第 4 回 自然共生		(1) 環境基本計画の素案について ア 自然共生社会における施策体系について イ 環境基本計画等における指標・目標値について (2) 環境審議会からの申し送り事項について ア 安全・安心社会における施策体系について イ 環境行動力の向上と共働の分野における施策体系について ウ 基本理念(案)について
2 月 9 日		平成 28 年度 第 3 回 廃棄物 ・循環		(1) 環境審議会からの申し送り事項 ア 安全・安心社会における施策体系について イ 環境行動力の向上と共働の分野における施策体系について ウ 基本理念(案)について (2) 豊田市環境基本計画(素案)について (3) 豊田市一般廃棄物処理基本計画(素案)について
3 月 2 日	平成 28 年度 第 4 回			(1) 各専門部会における審議状況について ア 各部会からの審議結果の報告について イ 審議会からの申し送り事項及び基本理念について (2) 環境基本計画及び個別計画の骨子案について ア 環境基本計画について イ 豊田市地球温暖化防止行動計画骨子案について ウ 豊田市一般廃棄物処理基本計画素案について
6 月 2 日	平成 29 年度 第 1 回			(1) 環境基本計画策定スケジュール及び素案について (2) 豊田市地球温暖化防止行動計画の素案について (3) 豊田市一般廃棄物処理基本計画の素案について
8 月 2 日	平成 29 年度 第 2 回			(1) 環境基本計画等に対するパブリックコメント意見への対応について (2) 環境基本計画後期重点プロジェクトの進捗状況の報告について (3) 環境基本計画等に関する答申案について (4) 市民向け啓発冊子について

## 2) 豊田市環境審議会

### (1) 平成 28~29 年度豊田市環境審議会 委員名簿

所属部会	役職	委員名	所属・出身団体及び役職等	選任区分
—	◎	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部 教授	学識
低炭素部会	●	加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科 教授	学識
		杉山 範子	名古屋大学大学院環境学研究科附属 持続的共発展教育研究センター 特任准教授	学識
		福間 陽子	NPO法人とよたエコ人プロジェクト	関係団体等
		築瀬 孝之	豊田商工会議所第1工業部会 部会長	関係団体等
		大久保 竜治	豊田商工会議所第2工業部会 副部会長	関係団体等
		杉野 和志		
	(前)	梅村 豊作	市民公募	市民公募
自然共生部会	●	高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科 教授	学識
		篠田 陽作	名古屋経営短期大学子ども学科 講師	学識
		島田 知彦	愛知教育大学教育学部 准教授	学識
		大熊 千晶	日本野鳥の会 チーフレンジャー	関係団体等
	○	光岡 金光	豊田市自然愛護協会 会長	関係団体等
		山内 徹	市民公募	市民公募
		—	—	—
廃棄物・循環部会	●	谷口 功	椋山女学園大学人間関係学部 教授	学識
		前田 洋枝	南山大学総合政策学部 准教授	学識
		山田 恭江	とよたエコライフ倶楽部 運営委員長	関係団体等
	(前)	小山 克弘	あいち豊田農業協同組合 常務理事	関係団体等
		須賀 伸人		
		(前)	大村 誠治	豊田市区長会 理事
	那須 進治			
	(前)	杉山 佐江子	市民公募	市民公募

※◎：会長、○：副会長、●：部会長、(前)：前任者

## (2) 豊田市環境審議会への諮問

豊環政発 第157号  
平成28年4月26日

豊田市環境審議会  
会長 千頭 聡 様

豊田市長 太田 稔 彦

### 豊田市環境基本計画等の改訂について（諮問）

豊田市環境基本計画、豊田市地球温暖化防止行動計画及び豊田市一般廃棄物処理基本計画の改訂について、豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号）第23条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

### (3) 豊田市環境審議会からの答申

平成29年9月19日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市環境審議会

会長 千頭 聡

#### 豊田市環境基本計画等の改訂について（答申）

平成28年4月26日付け豊環政発第157号で諮問のありました豊田市環境基本計画等の改訂について、本審議会においてこれまでに16回（全体会6回・専門部会10回）にわたる会議を重ね、慎重に審議を行った結果、別添の豊田市環境基本計画（案）、豊田市地球温暖化防止行動計画（案）及び豊田市一般廃棄物処理基本計画（案）につきまして、結論を得たので答申します。

市政経営の基本となる第8次豊田市総合計画では、将来都市像として「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」を掲げ、2040年の長期を展望しながら施策を進めていく方針となっています。豊田市環境基本計画等においても、総合計画と同様、長期的なビジョンを持つと同時に、計画の適切な進行管理を行うよう要望します。

また、豊田市に関わる市民等が「WE LOVE とよた」を合言葉に、まちへの愛情や誇りを持つことは、環境配慮行動を後押しする重要なものです。このような精神を背景に、市民一人ひとりの意識的な行動とともに、市民・事業者・行政の共働による更なる大きな行動への発展、先進的な技術の導入や意識せずとも環境配慮行動が選択される仕組みづくりを進め、これらの取組が市民へ浸透するよう、効果的な周知・啓発を行うよう要望します。

市長におかれましては、この答申及び審議過程で各委員から出された意見を十分に踏まえ、各計画を決定されますよう要望します。

#### 別添

- 1 豊田市環境基本計画（案）
- 2 豊田市地球温暖化防止行動計画（案）
- 3 豊田市一般廃棄物処理基本計画（案）
- 4 豊田市環境審議会議事録

## 第2節 中間見直し経緯

### 1) 豊田市環境審議会、意見聴取等の経緯

日付	環境審議会		意見聴取	議題、概要等
	全体会	専門部会		
令和2年 11月～12月			市民・事業者 アンケート	市民2,000人、事業者2,000件に対して郵送調査
令和3年 6月23日		令和3年度 第1回 自然共生		(1) 豊田市環境基本計画中間見直しについて (2) 環境基本計画の自然共生社会における前年度取組について
6月25日		令和3年度 第1回 循環型		(1) 豊田市環境基本計画中間見直しについて (2) 環境基本計画の循環型社会における前年度取組について
6月28日		令和3年度 第1回 脱炭素 (低炭素)		(1) 豊田市環境基本計画中間見直しについて (2) 豊田市地域気候変動適応計画の策定について (3) 豊田市環境基本計画等中間見直しに関するスケジュール ※部会名を低炭素部会から、脱炭素部会に変更
8月3日	令和3年度 第1回			(1) 豊田市環境審議会への諮問について (2) 各専門部会における施策進捗評価に対する審議結果 (3) 「安全・安心社会」及び「市民の環境行動力の向上と共働の分野」における中間見直しについて
8月18日		令和3年度 第2回 自然共生		(1) 環境基本計画の自然共生社会における中間見直し内容の確認 (2) 環境基本計画自然共生社会における施策管理について
8月24日		令和3年度 第2回 循環型		(1) 環境基本計画の循環型社会分野における中間見直しについて (2) 一般廃棄物処理手数料の算定の在り方について
8月25日		令和3年度 第2回 脱炭素		(1) 豊田市環境基本計画脱炭素社会における中間見直しについて（脱炭素ロードマップ（案）について）
10月11日	令和3年度 第2回			(1) 豊田市環境基本計画の中間見直しの概要 (2) 「安全・安心社会」及び「市民の環境行動力の向上と共働の分野」における中間見直しについて
令和4年 1月21日		令和3年度 第4回 循環型		(1) 一般廃棄物処理手数料の算定のあり方について (2) 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて
2月9日	令和3年度 第3回			(1) 豊田市環境基本計画等の中間見直しに係る答申について (2) 一般廃棄物処理手数料の算定のあり方について (3) 新城・設楽風力発電事業の環境影響評価に係る本市の対応について

## 2) 豊田市環境審議会

### (1) 令和3年度豊田市環境審議会 委員名簿

所属部会	役職	委員名	所属・出身団体及び役職等	選任区分
—	◎	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部 教授	学識
脱炭素部会	●	杉山 範子	東海国立大学機構名古屋大学 大学院環境学研究附属持続的共発展教育研究センター 特任准教授	学識
		梅村 豊作	市民公募	市民公募
		近藤 琢也	豊田商工会議所第2工業部会 副部会長	関係団体等
		近藤 恭弘	豊田商工会議所第1工業部会 部会長	関係団体等
		匂坂 照二	気象庁名古屋地方気象台	学識
		杉山 佐由紀	NPO法人とよたエコ人プロジェクト	関係団体等
自然共生部会	●	増田 理子	名古屋工業大学 社会工学専攻 教授	学識
		大熊 千晶	日本野鳥の会 チーフレンジャー	関係団体等
		篠田 陽作	名古屋経営短期大学子ども学科 講師	学識
		島田 知彦	愛知教育大学教育学部 准教授	学識
		山内 徹	市民公募	市民公募
	○	渡部 教行	豊田市自然愛護協会 会長	関係団体等
循環型部会	●	谷口 功	椋山女学園大学人間関係学部 教授	学識
		梅村 良	とよたエコライフ倶楽部	関係団体等
		加藤 勝	豊田市区長会 理事	関係団体等
		加藤 智和	市民公募	市民公募
		寺田 安孝	あいち豊田農業協同組合 常務理事	関係団体等
		永江 榮司	市民公募	市民公募
		前田 洋枝	南山大学総合政策学部 准教授	学識

※◎：会長、○：副会長、●：部会長

## (2) 豊田市環境審議会への諮問

豊環政発第351号  
令和3年6月1日

豊田市環境審議会  
会長 千頭 聡 様

豊田市長 太田 稔 彦

### 豊田市環境審議会への諮問について

豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号）第23条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

#### 記

豊田市環境基本計画始め、豊田市地球温暖化防止行動計画及び豊田市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

#### (説明)

本市では、環境基本計画、地球温暖化防止行動計画及び一般廃棄物処理基本計画を2018年（平成30）年度に策定しました。これらの計画期間は2018年度から2025（令和7）年度であり、今年度で前期4か年が経過することから、計画期間後期に向けた中間見直しを実施するに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。



### (3) 豊田市環境審議会からの答申

令和4年2月9日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市環境審議会  
会長 千頭 聡

#### 豊田市環境基本計画等の中間見直しについて（答申）

令和3年6月1日付け豊環政発第351号で諮問のありました豊田市環境基本計画等の中間見直しについて、本審議会において、これまでに10回（全体会3回・専門部会7回）にわたる会議を重ね、慎重に審議を行った結果、別添の豊田市環境基本計画（案）、豊田市地球温暖化防止行動計画（案）及び豊田市一般廃棄物処理基本計画（案）につきまして、結論を得たので答申します。

近年、気候変動を巡る国内外の動向やその影響に対する強い危機感から、社会全体でカーボンニュートラルの実現が求められています。とりわけ、豊田市の基幹産業である自動車製造業は、サプライチェーン全体でカーボンニュートラル達成に向けた対策を開始しており、地域産業の競争力の維持・向上という視点からも、市民生活の環境対策と合わせて早急な対策を講じていく必要があります。

本審議会では、前期計画期間の評価や社会情勢の変化等を踏まえて、カーボンニュートラル実現に向けた「気候変動対策の加速化」、食品ロス削減などの「資源循環の促進」、SDGsの視点で新しいライフスタイルに合わせた「環境配慮行動の促進」の3つの観点を特に重視して、計画を見直しました。

市長におかれましては、この答申及び審議過程で各委員から出された意見を十分に踏まえ、各計画を見直されますよう要望します。

また、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を認識して行動するとともに、相互のパートナーシップ（共働）によって、SDGs未来都市の推進及び計画の目標が達成され、環境にやさしい持続可能な社会の実現に向けて前進することを要望します。

#### 別添

- 1 豊田市環境基本計画（案）
- 2 豊田市地球温暖化防止行動計画（案）
- 3 豊田市一般廃棄物処理基本計画（案）
- 4 豊田市環境審議会議事録

### 3) 意見聴取

#### (1) 市民及び事業者アンケート

##### ① 実施概要

市民及び事業者に対してアンケート調査を実施した。

##### ア：計画策定時

###### <市民向け>

調査対象：豊田市民（年齢・性別・居住地区比率により按分し、無作為抽出）

調査時期：2016年7月～8月

回収数：発送数2,000通、有効発送数1,990通、有効回収数724通、有効回収率36.4%

###### <事業者向け>

調査対象：豊田市内事業者（産業分類別内訳比率により按分し、無作為抽出）

調査時期：2016年7月～8月

回収数：発送数2,000通、有効発送数1,932通、有効回収数730通、有効回収率37.8%

##### イ：中間見直し時

###### <市民向け>

調査対象：豊田市民（年齢・性別・居住地区比率により按分し、無作為抽出）

調査時期：2020年11月～12月

回収数：発送数2,000通、有効発送数1,994通、有効回収数1,407通、有効回収率70.6%

###### <事業者向け>

調査対象：豊田市内事業者（産業分類別内訳比率により按分し、無作為抽出）

調査時期：2020年11月～12月

回収数：発送数2,000通、有効発送数1,847通、有効回収数1,070通、有効回収率57.9%

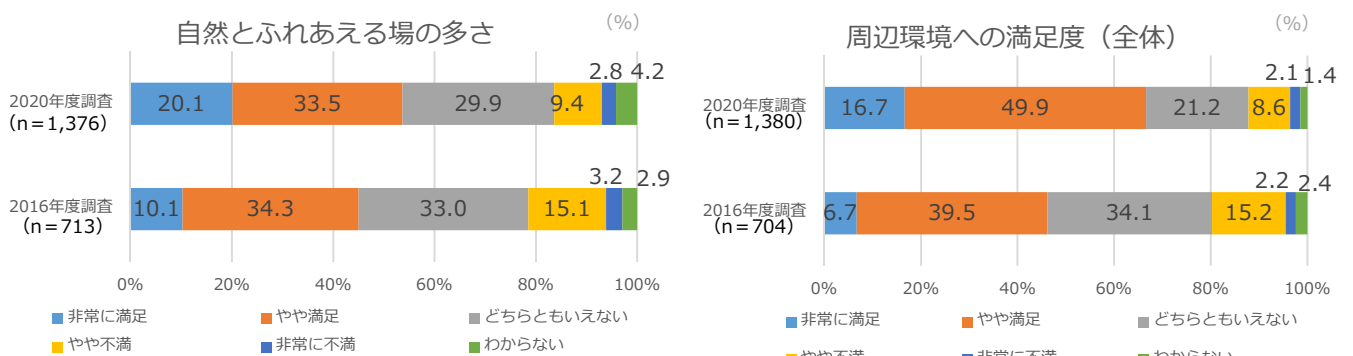
##### ② 市民アンケート結果（抜粋）

※8年後のまちの状態指標項目

**問 10-6 お住まいの周辺の環境の満足度について、自然とふれあえる場の多さについて教えてください。**  
**問 10-8 お住まいの周辺の環境の満足度について、「全体として周辺の環境への満足度」を教えてください。**

自然環境とふれあえる場の多さについては、「非常に満足」「やや満足」と回答した割合は、2016年度調査では44.4%だったところ、2020年度調査では53.6%に増加した。

全体として周辺の環境に対しては、「非常に満足」「やや満足」と回答した割合は、2016年度調査では46.2%だったところ、2020年度調査では66.6%に増加した。

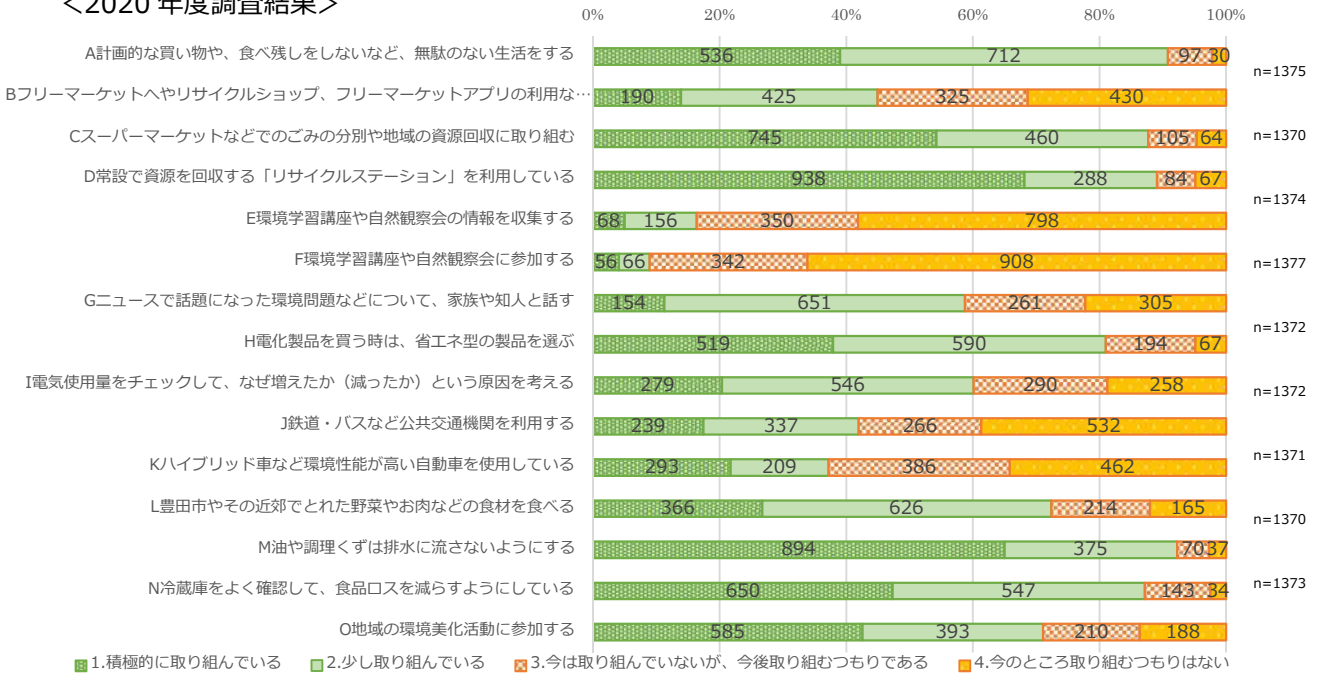


**問11 あなたは、環境にやさしいライフスタイルとして、日頃からどのような取組を行っていますか？**

「豊田市の環境に関する市民アンケート」において、環境取組15項目のうち8項目以上で、「積極的に取り組んでいる」又は「少し取り組んでいる」と回答した市民の割合。2016年度調査では65.6%だったところ、2020年度調査では76.3%と増加した。

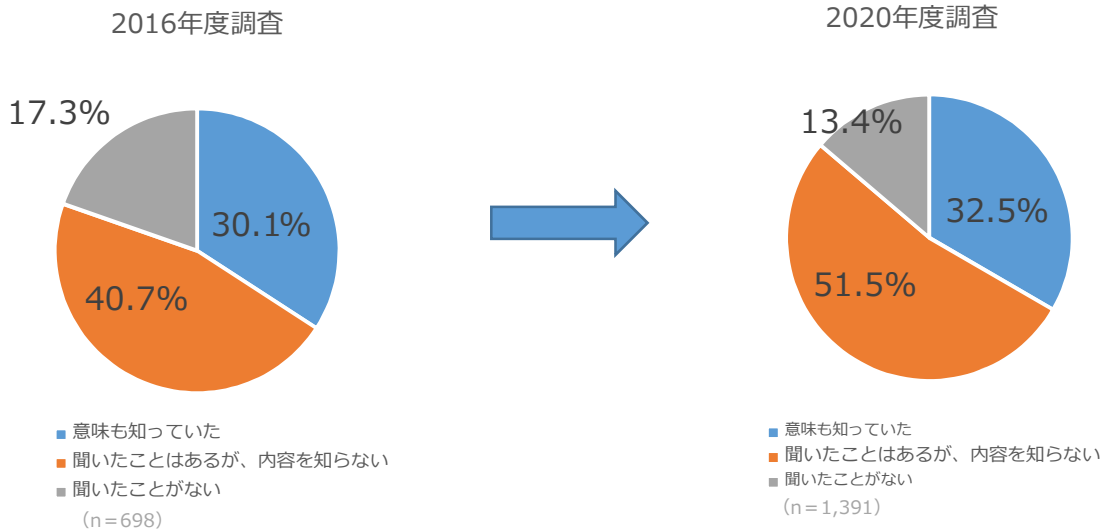
各項目を具体的に見ると、環境学習、エネルギー、緑・生き物、ごみの減量、その他のほぼ全項目において改善した。

<2020年度調査結果>



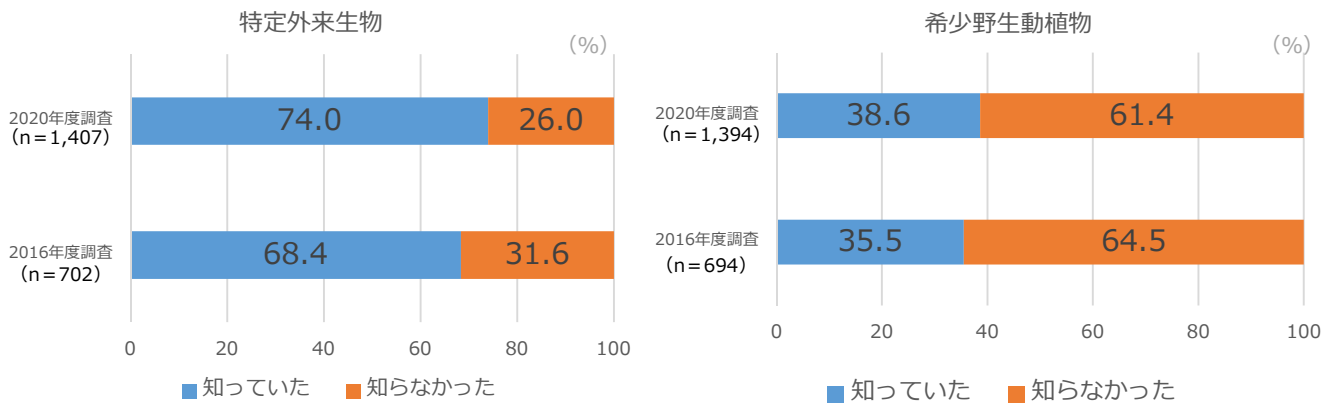
**問13 「生物多様性」という言葉を知っていますか？**

「生物多様性」の言葉の認知度について、「言葉の意味も含めて知っていた」のは2016年度調査では30.1%であったところ、2020年度調査では32.5%であった。



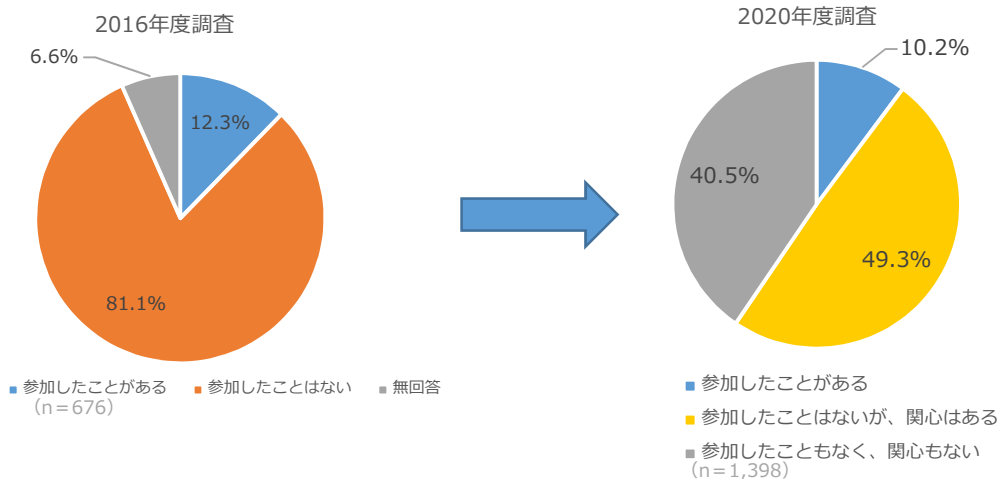
**問15 「特定外来生物」や「希少野生動植物種」が豊田市にも生息していることを知っていましたか？**

「特定外来生物」の生息については68.4%、「希少野生動植物種」の生息については35.5%が知っていた。



**問16 自然環境を守るボランティア活動や自然観察会など、生物多様性を保全する活動・イベントに参加したことがありますか？**

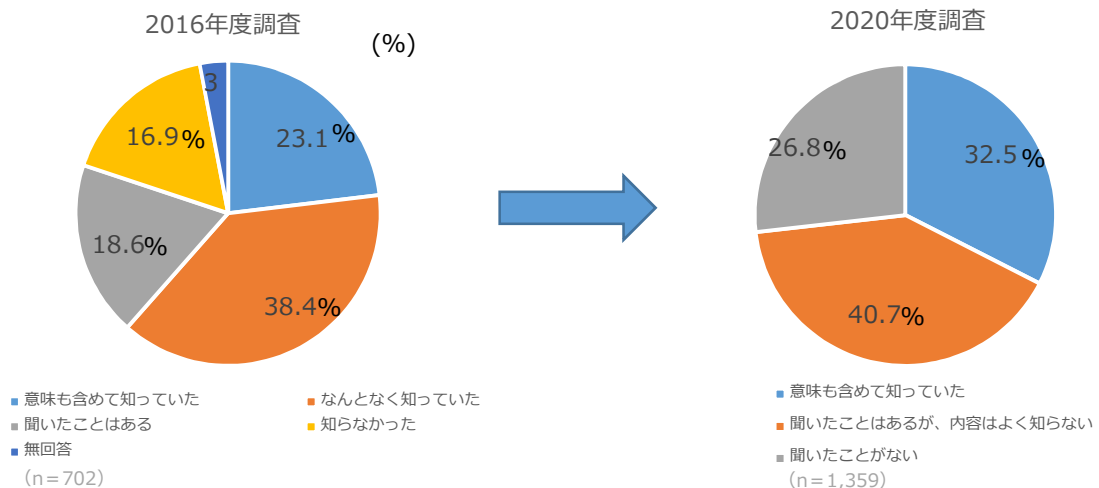
生物多様性を保全する活動・イベントに参加したことがあるのは、2016年度調査時は12.3%であったところ、2020年度では10.2%だった。「参加したことはないが、関心はある」と回答した割合は49.3%だった。



資料編

**問9 「気候変動への適応」という言葉を知っていますか？**

「気候変動への適応」に関する言葉の認知度について、「言葉の意味も含めて知っていた」のは23.1%から32.5%に増加した。



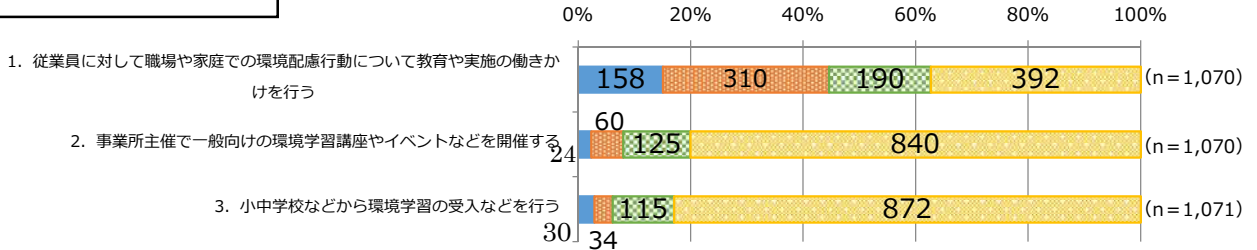
### ③ 事業者アンケート結果（抜粋）

#### 問2 貴事業所は、環境に関連してどのような取組を行っていますか？

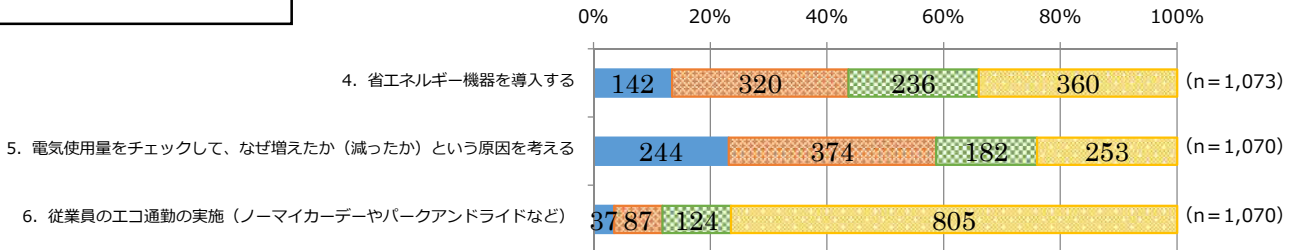
「ごみの減量に関すること」については、半数以上の事業者が「積極的に取り組んでいる」又は「少し取り組んでいる」と回答している。

「ペーパーレス化を推進する」「事業所内で発生する食べ残しや調理くずなどの食品ごみを削減する」等の項目について、2016年度調査と比較すると「積極的に取り組んでいる」と回答した事業者が増加した。

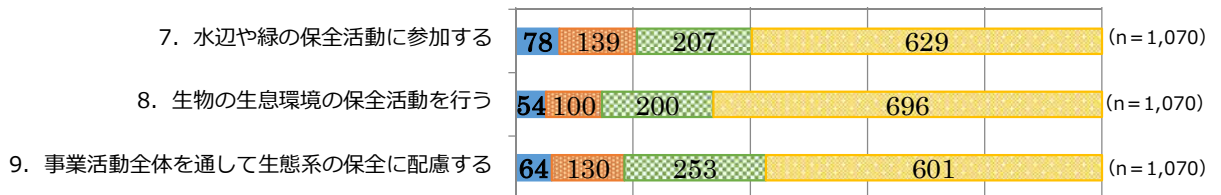
#### 環境学習に関すること



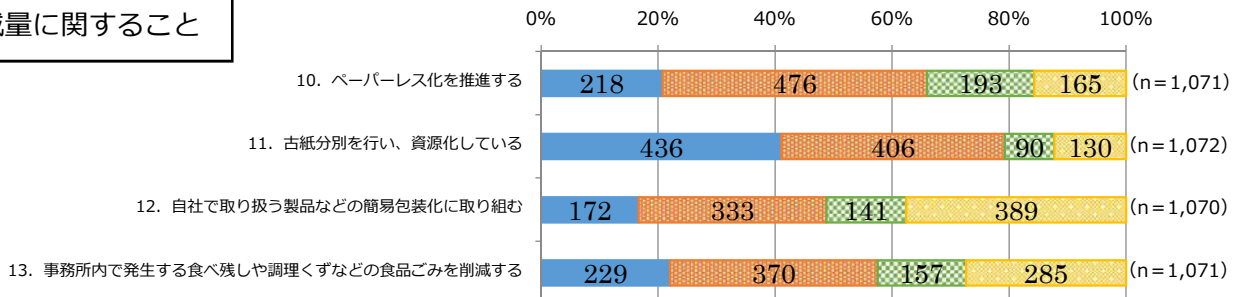
#### エネルギーに関すること



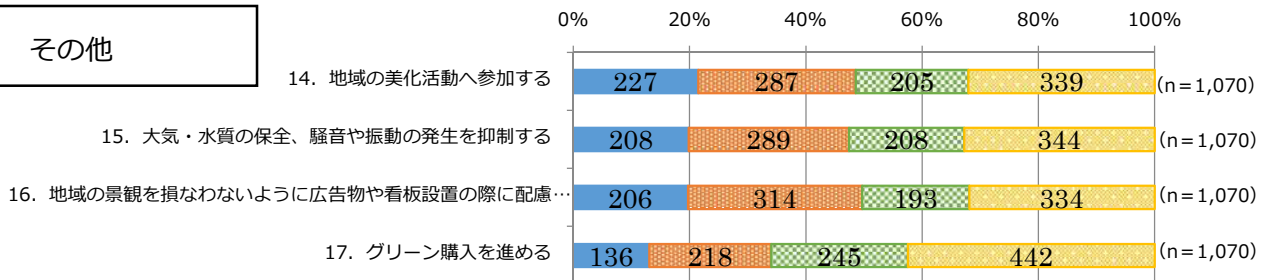
#### 緑・生き物に関すること



#### ごみの減量に関すること



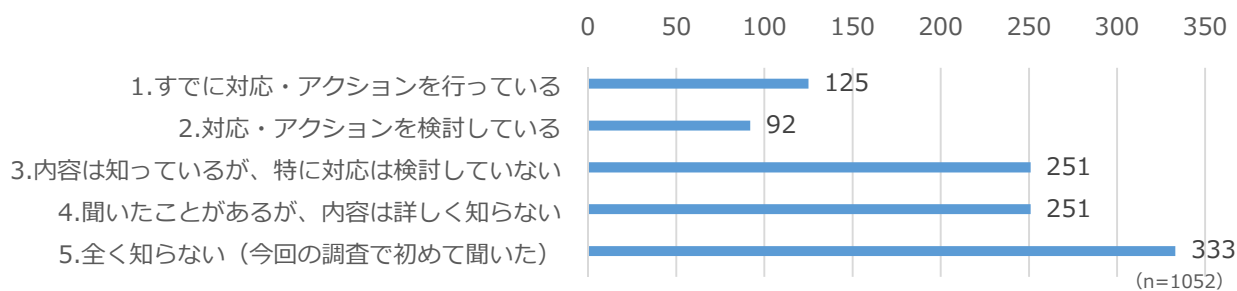
#### その他



- 1. 積極的に取り組んでいる
- 2. 少し取り組んでいる
- 3. 取り組んでいないがこれから取り組むつもりである
- 4. 今のところ取り組むつもりはない

#### 問 14 SDGs（持続可能な開発目標）の取組状況

この設問では「全く知らない（今回の調査で初めて聞いた）」が 333 件と最も多い。次いで「すでに対応・アクションを行っている」又は「対応・アクションを検討している」と回答した事業者が多かった。



## (2) ヒアリング

環境活動をしているグループ、アンケート調査への回答が得られにくいと考えられるグループに対してヒアリングを実施した。

調査期間：平成 28 年 9 月～12 月

対 象 者：①中山間地活動者、②eco-T インタープリター、③学生、④外国人住民

## (3) ワークショップ

### ① 市民向けワークショップ「ミライの環境行動アワード」

開 催 日：全 4 回（平成 28 年 8 月 20 日、9 月 10 日、10 月 15 日、11 月 19 日）

開催場所：再生可能エネルギーセンター会議室等

参加者数：13 名（各回欠席者あり）

概 要：

- ・環境配慮行動を参加者（市民）が考え、順位付けし、見える化（＝「行動」を撮影）することで、参加者の当事者意識を高め、更に意識を行動に結びつけることを目的とした。
- ・タイトルは「ミライの環境行動アワード」とし、「①環境教育・学習分野」、「②低炭素分野」、「③自然共生分野」、「④廃棄物・循環分野」の 4 分野についての市民の環境配慮行動をランキングし、写真付きの市民向けの環境配慮指針を作成した。

### ② 事業者向けワークショップ

開 催 日：平成 28 年 11 月 24 日

開催場所：豊田市中央図書館 7 階会議室（豊田参合館内）

参加者数：15 名

概 要：

- ・「自社にとって得になる環境取組」と「客先にとって得になる環境取組」を参加者（事業者）が考え、この二つを結びつけることで環境経営のヒントを見つけることを目的とした。
- ・「中小企業の環境経営」と題して、環境カウンセラー飯田哲也氏の講演と環境落語を上演した。

## (4) パブリックコメント

計画素案を公表し、素案に対する意見を市民から募集した。

### ア：計画策定時

募集期間：平成 29 年 6 月 15 日～7 月 14 日

内 容：環境政策課、豊田市環境学習施設 eco-T、豊田市自然観察の森、市政情報コーナー、各支所・出張所、各交流館の窓口での各計画素案の閲覧、広報とよたや豊田市ホームページへの掲載、E モニターへのアンケート調査

意見数：222 通（うち E モニター 217 通、メール等 5 通）、470 件

主な内容	件数
1. 低炭素社会に関すること	91 件
2. 自然共生社会に関すること	74 件
3. 廃棄物・循環社会に関すること	106 件
4. 安全・安心社会に関すること	59 件
5. 市民の環境行動力と共働の分野に関すること	119 件
6. 計画全般に関すること	21 件
合計	470 件

## イ：中間見直し時

募集期間：令和3年11月15日～12月15日

内 容：環境政策課、豊田市環境学習施設 eco-T、豊田市自然観察の森、市政情報コーナー、各支所・出張所、各交流館の窓口での各計画素案の閲覧、広報とよたや豊田市ホームページへの掲載、Eモニターへのアンケート調査

回 答 数：90 通（うちEモニター87 通、メール3 通）、157 件（うち、意見は117 件）

主な内容	件数
1. 計画全般に関すること	4 件
2. 脱炭素社会に関すること	85 件
3. 自然共生社会に関すること	3 件
4. 循環型社会に関すること	14 件
5. 市民の環境行動力の向上と共働の分野に関すること	11 件
6. 感想等	40 件
合計	157 件



### 第3節 事業一覧表

- は平成 28 年（計画策定時）に新規事業として設定していた事業。  
 ◎は平成 28 年以降に事業を行っているが、令和 4 年（中間見直し時）に新たに本計画に位置付けた事業。  
 ●は令和 4 年度以降に新たに行う事業。

#### 1) 脱炭素社会

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
エネルギーの地産地消の推進	p.27	★エネルギーの地産地消の仕組みづくり	○地域エネルギー活用モデル構築事業★ 未来都市推進課 環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、エネルギーの地産地消モデルを構築する。 未利用エネルギーの有効活用 (上下水) 企画課 未利用エネルギーの有効活用を進め、エネルギーの効率的な利用を図る。
		再生可能エネルギーの普及促進	スマートハウスの普及促進 環境政策課 スマートハウスの普及促進を図る中で、太陽光発電システムの導入に対する補助を行う。 再エネ事業導入に対する各種支援 未来都市推進課 再生可能エネルギー事業の導入に際し、金融機関と連携した支援等を行う。 再エネ発電設備に係る固定資産税の減免 資産税課 10kw 以上 2,000kw 未満の再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税（償却資産）の減免を行う。 省エネ相談事業の支援 環境政策課 省エネ設備や再生可能エネルギーの導入に関する相談やセミナー等を実施する。 公共施設への再エネ導入 環境政策課 公共施設の新設や改修の際に、再生可能エネルギー施設・設備の導入を進め、CO <sub>2</sub> 排出削減を図る。 ◎グリーン電力証書等の活用 環境政策課 再生可能エネルギーの利用を促進するため、再生可能エネルギーから作られた電力を証書化し、活用を推進する。 ●再エネ PPA や共同購入など民間モデルの活用 環境政策課 再生可能エネルギーの設備初期投資費用を抑えるため、共同購入や PPA などの民間モデルの活用を推進する。
民生・交通の脱炭素化の促進	p.28～29	★街区・住宅等のスマート化	スマートハウス普及促進 (再掲) ★ 環境政策課 スマートハウスの構成機器（太陽光発電システム、HEMS、蓄電池等）を購入する市民への補助を行うことで、エネルギー効率の高い住宅を普及させる。

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
民生・交通の脱炭素化の促進	p.28～ 29	★街区・住宅等のスマート化	<b>スマートハウス減税★</b> 資産税課 ①個人所有の ZEH 仕様の新築住宅に、要件を満たす 3 点全てのシステム（太陽光発電システム、HEMS、蓄電池）を備えると、家屋の固定資産税と都市計画税が 3 年間、最大 120 ㎡分まで減税する。 ②個人所有の既存住宅（R4.3.31 建築までの建物）に要件を満たす 3 点全てのシステム（太陽光発電システム、HEMS、蓄電池）を備えると、家屋の固定資産税と都市計画税が 3 年間、最大 120 ㎡分まで減税する。 <b>●再エネ PPA や共同購入など民間モデルの活用（再掲）</b> 環境政策課 再生可能エネルギーの設備初期投資費用を抑えるため、共同購入や PPA などの民間モデルの活用を推進する。 <b>◎ZEH・ZEB 啓発事業</b> 環境政策課 中小工務店を中心に ZEH 等の建築物を普及させるためのセミナー等を実施する。 <b>スマートタウンの普及促進</b> 未来都市推進課（環境政策課） 民間事業者との連携によるスマートタウンの普及を促進し、地域全体が脱炭素に寄与するまちづくりを進める。
		環境配慮行動の促進	<b>国民運動（COOL CHOICE）等による環境行動転換の促進</b> 環境政策課 国等が行う国民運動（COOL CHOICE）等に協力し、市民・事業者に対し情報提供を行うとともに、環境行動への転換を促す取組を行う。 <b>地産地食の推進</b> 農政企画課 イベント等を通じた豊田産農産物の理解の促進、農家と飲食店・小売店との交流会等により、地産地食の理解や環境づくりを推進する。 <b>「とよたエコアクションプラン」の推進</b> 環境政策課 市が事業所として省エネ・省資源化に取り組む「とよたエコアクションプラン」に取り組むとともに、市民・事業者を先導する役割を果たす。
		★次世代型脱炭素交通システムの導入	<b>次世代自動車の普及促進★</b> 環境政策課 次世代自動車（EV・PHV・FCV 等）を購入する市民・事業者への購入費補助を行う。 <b>電気軽自動車減税★</b> 市民税課 軽 EV 等の軽自動車税を減免する。 <b>SAKURA プロジェクトの推進★</b> 環境政策課（未来都市推進課） 次世代自動車の環境性能や外部給電機能による災害時の有用性などを PR し、次世代自動車の選択を促す。 <b>◎CASE の社会実証・実装の促進</b> 未来都市推進課 Connected、Autonomous、Shared、Electric といった新しい領域での技術革新が進むよう社会実証や実装を支援する。 <b>◎公用車の次世代自動車導入の推進</b> 総務部庶務課 市の事務事業による CO <sub>2</sub> 削減を図るため、公用車への次世代自動車の導入を推進する。

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要		
民生・交通の脱炭素化の促進	p.28～ 29	環境にやさしい交通への転換	<b>エコ交通に関する啓発事業</b>		
			交通政策課 小学生や高齢者向けの出前教室や様々な情報提供などを通して、自発的な交通行動の変化を働きかける。		
			<b>事業者等による TDM（交通需要マネジメント）活動の充実</b>		
					交通政策課 事業者を中心としたエコ交通の活動を更に発展させ、新たな事業の検討・実施を行う。
				<b>パーク&amp;ライドの推進</b>	
				交通政策課 整備されたパーク&ライドの環境を活用し、鉄道やバスの利用促進を図っていく。	
		先進的な交通インフラの導入	<b>充電インフラの普及促進</b>		
			交通政策課 充電施設を活用し、次世代自動車の普及促進を図る。		
			<b>水素ステーションの普及促進</b>		
			未来都市推進課 市内各所への整備に向け、既存の水素ステーションを利用した啓発活動を実施する。		
産業の脱炭素化の促進	p.30	自主的な取組の着実な実施	<b>協定協議会の活動の推進</b>		
			環境保全課 市内の中心的な企業の持つ環境取組やノウハウを共有するとともに、中小企業の環境対策を進める。		
		市内企業等への支援	<b>●カーボンニュートラルに係る設備投資等への支援</b>		
			産業労働課 再生可能エネルギー発電設備等を導入する市内中小企業を支援することで、カーボンニュートラルの取組を促進し、企業の競争力の強化を図る。		
			<b>●カーボンニュートラル相談窓口事業</b>		
			次世代産業課 市内の中小企業に向けて、カーボンニュートラルにかかる支援を行う。		
	<b>●中小企業向け脱炭素スクール</b>				
	環境政策課 脱炭素社会に向けて自主的な排出削減目標や計画を立てるなど、脱炭素経営に率先して取り組む企業の人材育成を行う。				
森林吸収源対策の推進	p.31	健全な人工林づくりの推進	<b>間伐事業★</b>		
			森林課 CO <sub>2</sub> の吸収効果を高めるため、人工林の間伐を強力に進め、過密人工林を健全化する。		
		地域材の利用促進	<b>地域材利用促進事業</b>		
			森林課 地域材の加工流通体制の構築と利用の促進により、CO <sub>2</sub> の木材への貯蔵を推進する。		

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
気候変動適応策の推進	p.32	★気候変動適応策の推進	○気候変動適応推進事業★
			環境政策課 気候変動への適応という新しい考え方を浸透させるため、必要性や対応策について、市民や事業者等に対し普及啓発を行います。また、気候変動による本市への影響の分析・調査や必要な対応策等の検討を進めます。
連携による取組の推進	p.33	連携による取組の推進	次世代社会システム推進事業★
			環境政策課 市民の豊かな暮らしにつながる新たな取組を加速するため、本市をフィールドとした実証支援や社会実装に向けた規制緩和の支援、AI、IoT、ビッグデータの積極的活用等について、関係機関と連携して推進していく。

## 2) 自然共生社会

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
自然とのふれあい 機会の創出	p.36	体験型自然観察 会の充実	<b>自然観察の森を拠点とした自然環境学習事業★</b> 環境政策課 自然観察の森において、自然に親しみながら自然のしくみと機能を学ぶことができる自然体験講座等を実施する。 <b>矢作川学校</b> 矢作川研究所 小中高校・子ども会やコミュニティなどが開催する総合学習・環境学習への講師派遣により、川遊びを通して川の自然や文化を守り継承する子どもを育成する。
		水や緑とのふれ あい空間の形成	<b>ため池整備事業</b> 農地整備課 ため池において、老朽化及び大規模地震による決壊や漏水を防ぐ改修し、ため池の多面的機能を維持する。 <b>身近な公園・緑地の整備★</b> 公園緑地つくる課 憩いと潤いをもたらす緑の空間の創出を実現させるため、環境に配慮した緑の拠点となる公園や緑地を整備する。 <b>河畔環境整備支援事業★</b> 河川課 新たな治水整備などの河川事業に合わせて、河川管理者と市とのタイアップにより、計画段階より市民参加による河畔づくりを実施し、住民による保全活動を促すとともに、新たな水辺愛護会の設立に向けた支援を行う。 <b>多自然川づくり事業</b> 河川課 河川改修工事において、自然の河川が持つ多様な構造を尊重した工法を採用することにより、豊かで多様な生態系を有する河川環境を創出する。 <b>ふるさとの川づくり事業★</b> 矢作川研究所 地域住民の手による身近な小川の自然再生を通して地域の自然への愛着を醸成し、市民と共働で守り続ける自然豊かな川づくりを実施する。
生物多様性への 理解の促進	p.37	★環境教育・環境 学習の充実	<b>自然観察の森の学校支援プログラム★</b> 環境政策課 自然観察の森において、自然環境学習プログラムを充実させ、学校教育における自然体験学習を支援する。 <b>ラムサール条約湿地を活用した環境学習★</b> 環境政策課 ラムサール条約の各湿地に関わりの深い、地元小学校に対して、50年後の人材育成も視野に、湿地を活用した学習プログラムを実施する。 <b>新博物館における人と自然との関わりに関する展示</b> 文化財課 今後整備が予定される博物館において、人と自然との関わりに関する展示をすることにより、市内の自然の歴史を継承する。

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
生物多様性への理解の促進	p.37	★環境教育・環境学習の充実	インタープリター・リーダー育成
			環境政策課
			自然観察の森等において、自然の解説を始め、豊田市の環境が解説できる人材を育成する。
			森林普及事業
			森林課
			森林に関し理解のある市民（森の応援団）を増やす。
		★自然環境調査の充実	希少種モニタリング調査★
			環境政策課
			自然保全施策の基礎資料として市内における希少種の生息・生育状況を把握するとともに調査データを蓄積する。
			標本の適切な管理・活用★
			環境政策課
			自然観察の森で所有する標本などを活用した企画を実施する。
市民参加型調査の推進	市民参加生き物調査★		
	環境政策課		
	市内において、市民参加による生き物調査を実施することにより、市民の自然への興味を喚起する。		
	水生生物調査		
	環境政策課		
	小学校による水生生物調査の実施を支援することにより、身近な川や自然への関心を高める。		
	川しらべ		
	環境保全課		
河川の状況を把握するため、市民と行政のパートナーシップのもと、市民感覚に即し、かつ客観的に評価するため、共働調査による調査を実施する。			
生物多様性保全とネットワーク形成	p.38	生物多様性保全活動の推進	ラムサール条約湿地保全事業
			環境政策課
			各湿地ごとに保全計画を策定し、当該計画に基づく管理及び調査を実施する。

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
生物多様性保全とネットワーク形成	p.38	生物多様性保全活動の推進	水辺愛護会活動
			河川課
			「ふるさとの川」の指定を受けた範囲内で、良好な水辺空間の保全、活用、創造を目的に、清掃及び草刈作業、生態系保全に必要な竹木の間引きを行う。
			共働による外来種防除活動
			環境政策課
			オオキンケイギクやミシシippアカミミガメなどの外来種の防除活動を、自治区や市民活動団体等との共働により実施する。
			生きものと共生する地域づくり支援事業
			環境政策課
			市民による自然環境保全活動を地域のまちづくりとして推進し、生きものと共生する地域づくりを進めるため、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理等を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行う。
			既存制度による保全
		森林計画制度	
		森林課	
		森林法に基づく森林計画制度や保安林制度によって、地域森林計画対象民有林や都市近郊林などを保全していく。	
		緑地保全に関する制度	
都市計画課			
都市計画法の風致地区制度や都市緑地法の緑地保全地域制度などを活用し、都市近郊林を保全する。			
指定緑地制度			
公園緑地つかう課			
市街地における緑の保全条例に基づき、市街地における緑地を保全する。			
農業振興地域制度			
農政企画課			
農業振興地域の整備に関する法律に基づき優良農地を保全していく。			
開発行為に関する承認手続制度			
開発調整課			
周辺環境に影響を与える土地利用に関して、市条例に基づき承認手続を行うことで、環境に配慮した開発を進める。			
豊かな森林づくりと市街地の緑化等の推進	p.39	健全な人工林づくりの推進	間伐事業(再掲)
			森林課
			過密人工林内の植生等の回復やそれに伴う野生生物の生息・生育環境の場を確保するため、人工林の間伐を強力に進める。

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
豊かな森林づくりと市街地の緑化等の推進	p.39	市街地の緑地創出	<b>緑化地域制度</b>
			公園緑地つかう課
			都心中心部において、効果的に緑を創出していくために、一定規模以上の敷地内において、建築物の新築や一定規模以上の増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける。
			<b>都心緑化創出</b>
			公園緑地つくる課
			スタジアムアベニュー、グリーンプロムナード、駅周辺エリアなどで官民連携による緑化を推進する。
			<b>公共施設緑化の推進</b>
			公園緑地つかう課
			公共施設緑化ガイドラインに基づき、環境に優しい良好な都市形成に加え、環境モデル都市として市が率先して緑化に取り組むことにより、官民共働による緑化推進を図る。
			<b>民有地緑化の推進</b>
公園緑地つかう課			
市民や事業者との共働により民有地の緑化を促進し、潤いをもたらす緑あふれる空間を創出する。			
水循環の推進		水循環の推進	<b>水道水源保全基金事業</b>
			森林課、(上下水) 総務課
			水道使用量 1 立方メートル (1 トン) あたり 1 円を積み立て、水道水源林の間伐等により水源かん養機能の維持向上や水質保全対策等を推進する。
			<b>雨水貯留浸透施設整備補助</b>
			下水道建設課
			雨水の流出抑制効果、水循環機能の再生、雨水利用を目的に、雨水貯留浸透施設設置に関して、その工事費の一部を補助する。
環境保全と取組支援の推進	p.40	★ 生物多様性保全に係る企業の理解・行動の促進	<b>○中間支援組織連携事業★</b>
			環境政策課 (企画課、市民活躍支援課)
			生物多様性保全活動の実施を希望する企業と、地域課題を抱える山村部の地域や市民活動団体等とのマッチング支援を行う。
			<b>空き家・空き地情報バンク</b>
都市部と山村部との交流		都市部と山村部との交流	地域支援課
			山村部等に存在する空き家について、賃貸もしくは売却を希望する空き家の所有者と、田舎暮らしを目指す移住希望者が出会えるよう、市が空き家の情報提供と入居者の募集を行う。



施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
環境保全と取組支援の推進	p.40	都市部と山村部との交流	豊田市山村地域等定住応援補助金
			定住促進課
			地域活動への参加を前提として、定住するための住宅を取得した場合、住宅取得に要する費用の一部を補助する。
			山村地域等空き家再生事業補助金
			地域支援課
			空き家情報バンクにより、契約が成立した空き家に対して、改修に必要な経費の一部を補助する。
		農村環境の保全	「農ある暮らし」の推進
			農業振興課
			市民農園等の運営・開設支援及び農ライフ創生センターにおける家庭菜園向け初級農作物栽培技術研修を実施する。
			多面的機能支払交付金事業
			農地整備課
			農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の活動組織が実施する農地・農業用地の草刈や景観植物の植栽・生き物調査等の農村環境の保全に向けた取組を支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。
中山間地域等直接支払交付金事業	農業振興課		
	農産物の生産、環境保全、災害防止等の多面的機能を有する中山間地域の農地を維持する取組として、集落等を単位に農業生産活動等を行う農業者などに対して支援を行う。		
	環境保全型農業直接支援対策事業		
	農業振興課		
			農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで有機農業等の営農活動に取組む場合に対して支援を行う。

### 3) 循環型社会

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
廃棄物の発生抑制の促進	p.42	家庭系廃棄物の減量	◎食品ロス削減啓発ポスターの募集と掲示
			ごみ減量推進課 子どもたちやその保護者に、食品ロスの課題や食品ロスを減らすために何ができるかを考えてもらうことを目的に、小学生を対象に啓発ポスターを募集し、優秀作品を表彰・掲示することで、教育及び学習の振興、普及啓発等を図る。
			◎フードドライブの実施
			ごみ減量推進課 家庭で消費しない(余っている)食品を集め、福祉団体等に寄附し、食品を必要としている人の支援に活用する「フードドライブ」を、市社会福祉協議会、NPO法人、民間事業者と連携して行う。
			◎食品ロス削減「手前どり運動」の開催
			ごみ減量推進課 スーパーやコンビニエンスストア等での食品ロスの削減を目的に、買い物時に、すぐに使う(食べる)ものは手前から取る行動(手前どり)を、啓発ポスターの掲示やPOPの設置を通して推奨する。
			●表彰制度の活用
			ごみ減量推進課 「食品ロス削減推進大賞」等の国の表彰制度を広め、活用していくことで取組の重要性を発信する。
			◎食品ロス量の実態調査等の実施
			ごみ減量推進課 市内の家庭系食品ロスの排出実態を把握するための調査等を定期的に実施する。
			◎食品ロスに関する情報の収集及び提供
			ごみ減量推進課 食品ロスの削減に向けた先進的な取組に関する情報・事例の収集とその発信・提供を実施する。
			水分ひとしぼり運動の促進
			ごみ減量推進課 ごみの減量と安定的な焼却を目的に、生ごみから水分を取り除くように啓発活動を行う。
			◎環境に配慮した食生活の啓発
			保健部総務課 食材の使い切り等、暮らしの中で実施できる食に関する環境配慮行動の推進、啓発をする。
			eco-Tでの環境学習推進事業
			環境政策課 身近な環境問題や日常生活における環境にやさしい行動について学ぶことのできる生活系環境学習の拠点として豊田市環境学習施設 eco-T を活用する。
			清掃施設の見学会の実施
			環境政策課 市内の小学生等に対して清掃施設見学会を開催する。
出前講座「資源・ごみの分別とダイエット作戦」			
ごみ減量推進課 各種団体へ講師を派遣し、ごみ減量・リサイクルの意識啓発、資源・ごみの分け方、出し方を案内する。			
環境委員情報交換会の開催			
ごみ減量推進課 良好な地域環境保全、地域住民の廃棄物に関する意識の向上及びごみの減量を推進するため、自治区の環境委員を対象に情報交換会を開催する。			

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要	
廃棄物の発生抑制の促進	p.42	家庭系廃棄物の減量	◎ダンボールコンポスト等の活用促進	
			ごみ減量推進課	
			ごみの減量化及びその有効利用を図るため、ダンボールコンポスト等の活用を働きかけ、家庭の台所等から排出される生ごみの自家処理を推進する。	
			◎雑紙分別袋の利用促進	
			ごみ減量推進課	
			紙資源のリサイクルを推進するため雑紙分別袋の利用促進を啓発する。	
			◎地域へのごみ減量・分別の啓発強化	
			ごみ減量推進課	
			自治区や各種団体等に対してごみの減量や分別を促進するため啓発を強化する。	
			●ごみチェックリストの活用	
			ごみ減量推進課	
			チェック項目を設定し、チェックリストを活用したごみの減量を促進する。	
			★事業系一般廃棄物の減量	◎フードドライブの実施(再掲)
			ごみ減量推進課	
家庭で消費しない(余っている)食品を集め、福祉団体等に寄附し、食品を必要としている人の支援に活用する「フードドライブ」を、市社会福祉協議会、NPO法人、民間事業者と連携して行う。				
◎食品ロス削減「手前どり運動」の開催(再掲)				
ごみ減量推進課				
スーパーやコンビニエンスストア等での食品ロスの削減を目的に、買い物時に、すぐに使う(食べる)ものは手前から取る行動(手前どり)を、啓発ポスターの掲示やPOPの設置を通して推奨する。				
◎表彰制度の活用(再掲)				
ごみ減量推進課				
「食品ロス削減推進大賞」等の国の表彰制度を広め、活用していくことで取組の重要性を発信する。				
◎食品ロス量の実態調査等の実施(再掲)				
ごみ減量推進課				
市内の家庭系食品ロスの排出実態を把握するための調査等を定期的に実施する。				
◎食品ロスに関する情報の収集及び提供(再掲)				
ごみ減量推進課				
食品ロスの削減に向けた先進的な取組に関する情報・事例の収集とその発信・提供を実施する。				
●ごみチェックリストの活用(再掲)				
ごみ減量推進課				
チェック項目を設定し、チェックリストを活用したごみの減量を促進する。				
廃棄物の再利用・再生利用の促進	p.43～44	家庭系廃棄物の再利用・再生利用	○飲食用ガラスびん等の資源化推進事業★	
			ごみ減量推進課	
			埋めるごみに約1割含まれている飲食用ガラスびん等について、環境委員情報交換会や環境学習、各種イベント時で資源化推進を啓発する。	

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
廃棄物の再使用・再生利用の促進	p.43～44	家庭系廃棄物の再使用・再生利用	<b>雑紙の資源化推進事業★</b>
			<p>ごみ減量推進課</p> <p>燃やすごみに約1割含まれている雑紙について、環境委員情報交換会や環境学習、各種イベント時で資源化推進を啓発する。</p>
			○生ごみの堆肥化等による地域循環の検討
			<p>ごみ減量推進課</p> <p>市内で発生した生ごみを生ごみ処理機器等で資源化して地域で再利用する。</p>
			◎ダンボールコンポスト等の活用促進(再掲)
			<p>ごみ減量推進課</p> <p>市内で発生した生ごみをダンボールコンポスト等で資源化して地域で再利用する。</p>
			<b>粗大ごみの再生施設「リユース工房」事業★</b>
			<p>ごみ減量推進課</p> <p>物を大切に長く使う意識啓発やごみ減量や再使用・リサイクルに対する理解を深めるため、家庭から粗大ごみとして排出された家具等を清掃・補修し、リユース家具として展示販売する。</p>
			<b>ごみステーション管理者等への啓発活動の推進</b>
			<p>清掃業務課</p> <p>ごみ出しマナーの悪いごみステーション管理者等に対して個別に啓発する。</p>
			<b>集団回収活動の促進</b>
			<p>ごみ減量推進課</p> <p>リサイクルを積極的に推進している自治区や子ども会等の団体に対して報奨金を交付し、ごみの減量化及び資源化を促進する。</p>
			◎プラスチック資源の一括回収の検討・促進
			<p>ごみ減量推進課</p> <p>プラスチック製容器包装にプラスチック製品等を加えた「プラスチック資源」の分別収集を検討・促進する。</p>
			◎リサイクルステーションの利用促進
			<p>ごみ減量推進課</p> <p>リサイクルの促進を図るためリサイクルステーションの利用促進を図る。</p>
			◎雑紙分別袋の利用促進(再掲)
			<p>ごみ減量推進課</p> <p>紙資源のリサイクルを推進するため雑紙分別袋の利用促進を啓発する。</p>
			◎地域へのごみ減量・分別の啓発強化(再掲)
			<p>ごみ減量推進課</p> <p>自治区や各種団体等に対してごみの減量や分別を促進するため啓発を強化する。</p>
●資源の水平リサイクルの推進			
<p>ごみ減量推進課</p> <p>回収したペットボトル等の水平リサイクルの推進</p>			

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
廃棄物の再利用・再生利用の促進	p.43～44	事業系一般廃棄物の再利用・再生利用	○販売店における資源の自主回収の促進★
			ごみ減量推進課
			現在行われている販売店の自主回収に対して、市と事業者の連携により更に自主回収を促進する。
			○事業系生ごみの資源化（優良な民間施設の活用を含む）
			ごみ減量推進課
			市内小売店等から発生した事業系生ごみを民間施設等で資源化するため、必要な情報を事業者へ発信する。
			刈草・せん定枝、食品残さの資源化
			清掃施設課
			家庭や事業所から発生した刈草・せん定枝等を緑のリサイクルセンターで堆肥化して販売し、地域内循環を図る。
		分かりやすい情報発信	○分かりやすい情報発信と仕掛けづくり★
			ごみ減量推進課
			分別の徹底を図るため、分別方法の検索機能や、資源やごみの収集日を通知する機能付きの分別アプリの普及促進を図る。分別アプリ以外にも、情報技術等を活用し、年代ごとの特性を考慮した分かりやすい情報発信の実用に向けて検討を行う。また、ごみ問題を楽しく考えてもらうための仕掛けづくりを検討する。
			「資源・ごみの分け方・出し方」ごみカレンダー等を活用した情報発信
			ごみ減量推進課
			全戸配布する「資源・ごみの収集日と資源・ごみの分け方・出し方」を示したパンフレットを活用し、ごみの分別等を促進する。
再生利用の促進	◎多言語によるごみ出しマナーの周知		
	ごみ減量推進課		
	居住する外国人に対して、正しいごみ出しルールの周知を図る。		
	小型家電回収事業		
	ごみ減量推進課、清掃業務課		
	小型家電の資源化を促進するため、家庭から排出された金属ごみの中から、小型家電を取り出し、小型家電に含まれる基盤等からレアメタルを回収する。		
溶融スラグの資源化			
清掃施設課			
埋立物を減量するため、渡刈クリーンセンターで一般廃棄物を熱分解し、その際に発生した灰分を高温で溶かし、冷却・固化して溶融スラグを生成する。生成した溶融スラグは、路盤材などの建設資材に活用する。			
公共工事等で発生する廃棄物の資源化・再生材の活用			
施設管理担当課、工事発注担当課			
施設管理で発生する刈草、せん定枝について、緑のリサイクルセンターや民間事業者を活用して資源化を実施する。公共工事において愛知県リサイクル資材評価制度の再生資材等の活用を促進する。			
リサイクルステーション整備事業★			
ごみ減量推進課			
リサイクルステーションの整備計画に基づき新設、移転、拡充等を行う。			

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
廃棄物エネルギーの活用	p.45	廃棄物からのエネルギー回収・活用	○新たな廃棄物のエネルギー活用の検討
			ごみ減量推進課
			新たな廃棄物によるエネルギー活用を検討する。
			○地域エネルギー活用モデル構築事業★
			未来都市推進課、環境政策課
			焼却施設において回収したエネルギーの活用等、地域特性に応じたエネルギーの需給モデルを検討し、CO2 排出量の削減のために導入すべき再生可能エネルギー等の地域内での利用に関する仕組みづくりを行う。
			植物性廃食用油資源化事業
			ごみ減量推進課
			回収した廃食用油を精製して、資源として再利用する。
			焼却施設におけるエネルギー回収
清掃施設課			
渡刈クリーンセンターで効率的に発電し、エネルギー回収する。			
廃棄物の適正処理の推進	p.46	廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導の推進	廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業★
			廃棄物対策課、ごみ減量推進課
			廃棄物適正処理推進員を設置し、排出事業者へ廃棄物の適正処理と分別を徹底するよう戸別に訪問し、啓発する。
			産業廃棄物処理に関する監視・指導の強化・啓発
			廃棄物対策課
			産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理業者への立入り・指導を強化する。排出事業者や処理業者向けの講習会を開催し、法令を遵守した処理を推進する。警察等と合同での運搬車両の路上検査を実施し、産業廃棄物の適正な運搬・処理を指導する。
			◎搬入前検査の実施
ごみ減量推進課、清掃施設課			
許可業者が搬入する事業系一般廃棄物について検査を実施し、搬入物の適正処理を図る。			

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
廃棄物の適正処理の推進	p.46	不法投棄や不適正処理現場の早期対応の推進	不法投棄対策連絡会による不適正処理対策の連携 清掃業務課 不法投棄の防止対策、監視体制、処理体制を充実させるため、行政内部の組織として、警察、国、県と市の関係部署で連絡会を構成し、密接な連携を図る。
			不法投棄パトロール隊との連携★ 清掃業務課 生活環境の保全や市民一人ひとりによるきれいなまちづくりを推進するため、市民と行政が共働して、不法投棄防止のまち美化活動を行う。
			不法投棄物の回収・処理 清掃業務課 市民や不法投棄対策連絡会からの通報に対し、不法投棄物の回収及び処理を実施する。
			不用品回収業者への監視・指導 ごみ減量推進課 不適正な廃棄物の取扱いを防止するため、不用品回収業者への監視・指導を行う。
			ごみステーションからのごみの持去りの監視・指導 ごみ減量推進課 ごみステーションからのごみの持去り禁止条例に基づいた監視・指導を行い、ごみステーションに排出されたごみの適正処理を図る。
			不法投棄等の早期発見・対応★ 廃棄物対策課 航空写真の解析による調査や通報に関する覚書締結団体からの通報により、不法投棄等を早期に発見し、対応する。
			○ごみ焼却施設の効率的な運転 清掃施設課 施設整備や搬入予定量を踏まえ、施設間での搬入調整を行いながら、ごみ焼却施設を効率的に運転する。
			○災害廃棄物処理の体制整備 ごみ減量推進課 災害廃棄物処理計画に従って、民間事業者等と連携した災害廃棄物処理体制を構築する。
			効率的な収集運搬体制の整備 清掃業務課 広域な市域を効率よく収集するための収集運搬体制を構築する。
			処理施設の維持管理と計画的整備★ 清掃施設課 計画的な設備修繕や延命化整備を実施し、ごみ処理施設を安定的に稼働させる。
安心できるごみ処理体制の確保	p.47	安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	ふれあい収集によるごみ出し支援 清掃業務課 高齢者や障がい者のごみ出し支援を行うため、要介護認定者等を対象とした戸別収集を実施する。市民や関係機関との共働による共助（助け合い）の仕組みづくりについて検討する。
			グリーン・クリーンふじの丘の残余容量の確保 清掃施設課 将来の埋立ごみ量の見込みに対し、外部の最終処分場を活用し、経費の削減と平準化の視点を踏まえ、グリーン・クリーンふじの丘の残余容量を確保する。
			グリーン・クリーンふじの丘第2期埋立処分場の整備★ ごみ減量推進課、清掃施設課 第1期埋立処分場の埋立終了に備え、第2期埋立処分場の開設に向けた整備等を行う。

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
安心できるごみ処理体制の確保	p.47	安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	渡刈クリーンセンター大規模修繕等による整備
			清掃施設課 主要設備の経年劣化が進行していくため、今後も安定稼働を継続する上で大規模修繕等を検討し、適正な時期に必要な整備を行う。
安心できるごみ処理体制の確保	p.47	費用負担の在り方の検討	費用負担の在り方の検討
			ごみ減量推進課 将来の施設整備に備え、基金等の設置を検討する。市のごみ処理費用に対する理解を促進するため、情報提供を行う。排出者負担の公平性を確保するため、排出量に応じたごみ処理費用負担（有料化等）を検討する。



#### 4) 安全・安心社会

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要		
環境汚染の防止 とリスク低減	p.49～ 50	事業者との協定	協定協議会の活動の推進 (再掲) 環境保全課 市内の主要な事業者と「環境の保全を推進する協定」を締結し、協定締結企業による協議会を通して、法令の順守等に関する活動を推進する。		
		大気汚染の防止	工場や事業場への規制・指導	環境保全課 大気汚染防止法や条例に基づき、ばい煙や粉じんなどの大気汚染に関する適正な規制・指導を実施する。	
			環境負荷の少ない燃料・エネルギーへの転換	環境政策課 工場・事業場で使用される燃料について、重油などから天然ガスや再生可能エネルギーなどへの転換を促進する。	
			事業者等による TDM (交通需要マネジメント) 活動の充実 (再掲)	交通政策課 事業者を中心としたエコ交通の活動を更に発展させ、新たな事業の検討・実施を行う。	
			パーク＆ライドの推進 (再掲)	交通政策課 公共交通への転換等により、自動車に起因する大気環境への負荷を低減する。	
			水質汚濁の防止	工場や事業場への規制・指導	環境保全課 水質汚濁防止法や条例に基づき、排水基準等が遵守されるよう、規制・指導を実施する。
				公共下水道の整備 合併浄化槽の普及と適正維持管理の促進	下水道施設課、(上下水) 企画課 公共下水道の整備や合併浄化槽の普及を推進する。また、浄化槽を適正に維持管理し、汚れた水を流さないなど家庭への啓発も実施する。
		土壌・地下水汚染の防止	工場や事業場への規制・指導	環境保全課 土壌汚染対策法に定める特定有害物質を取り扱う工場・事業場に対して、地下への浸透防止対策の徹底を指導する。	
		騒音・振動、悪臭の防止	工場や事業場への規制・指導	環境保全課 騒音規制法や振動規制法、悪臭防止法、条例等に基づき、規制基準の遵守の指導を行う。	
		特定化学物質による環境リスクの低減	化学物質に関する情報提供と適正管理の推進	環境保全課 PRTR 制度や条例に基づき、排出量等を把握する。また、市民・事業者に対して、化学物質に関する情報の提供などの啓発を行う。	
			PCB 使用・保管事業者への指導・監視 PCB 廃棄物処理計画に基づく処理期間内処理 PCB 使用機器・廃棄物の掘り起こし調査の実施	廃棄物対策課 未届の PCB 使用機器・廃棄物の掘り起こしを行うとともに、処分期間内の処理完了に向けて使用・保管事業者に対して処理の指導・監視を行う。	
			工場や事業場への指導	環境保全課 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への規制・指導を行うとともに、環境の調査を行う。	

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
環境汚染の防止とリスク低減	p.49～50	環境情報の収集・発信	環境の常時監視
			環境保全課 大気環境、河川や地下水の水質環境、自動車騒音の状況など、各種環境調査を行い、市内の環境情報を適切に把握する。
良好な生活環境の形成	p.51	★良好な生活環境の形成	環境調査報告書の作成
			環境保全課 環境調査の状況をまとめた報告書の作成を行う。
気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避	p.52	気候変動適応策の推進	不良な生活環境の解消★
			環境保全課 ごみ屋敷等の不良な生活環境の解消に向け、連携しながら支援を行う。
			○路上喫煙防止対策★
			清掃業務課 路上喫煙を防止し、安全で安心して過ごすことができる都心環境を創出する。
			大開発に伴う環境保全調整会議の運用
			環境政策課 大規模開発に伴う生活環境への悪影響を未然に防止するため、事業者と近隣住民等との調整の場を設ける。
			マナーやモラル向上に向けた周知・啓発
			清掃業務課 ポイ STOP 計画等に基づき、ポイ捨てをしないように啓発等を行う。
			電波障害指導
			環境保全課 環境を守り育てる条例に基づき、中高層建築物の建築の際にテレビ受信障害が予測される場合や発生した場合に必要な措置を講じるよう指導する。
		自然の機能を活かす取組の推進	○気候変動適応策推進事業(再掲)★
			環境政策課 気候変動への適応という新しい考え方を浸透させるため、必要性や対応策について、市民や事業者等に対し普及啓発を行います。また、気候変動による本市への影響の分析・調査や必要な対応策等の検討を進める。
			SAKURA プロジェクトの推進(再掲)
			環境政策課(未来都市推進課、防災対策課) 次世代自動車の環境性能や外部給電機能による災害時の有用性などをPRし、次世代自動車の選択を促す。
			間伐事業(再掲)
			森林課 間伐による人工林の健全化等によってもたらされる災害防止、水源かん養などの多面的な機能を向上させる。

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避	p.52	自然の機能を活かす取組の推進	多面的機能支払交付金事業 (再掲) 中山間地域等直接支払交付金事業 (再掲)
			農地整備課、農業振興課 農地は水害時に水がめになるなど災害対策にも有用であるため、国の補助金の活用などを通して農地の維持・活用を図り、農地の多面的機能を維持する。
			多自然川づくり事業 (再掲) 河川課 自然河川のような多様な構造の川づくりを行うことで、災害にも強い河川整備を推進する。
	災害廃棄物処理の体制整備	○災害廃棄物処理の体制整備 (再掲) ごみ減量推進課 災害廃棄物処理計画に従って、民間事業者等と連携した災害廃棄物処理体制を構築する。	

## 5) 市民の環境行動力の向上と共働の分野

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
学習機会・知識の提供	p.54	環境学習機会の提供	eco-Tによる環境学習(再掲) 清掃施設の見学会の実施(再掲) 環境政策課 環境学習施設 eco-T等の環境学習施設を拠点に、身近な環境問題について、体験講座やイベントを通して気軽に楽しく学べる環境学習の機会を提供する。 出前講座「資源・ごみの分別とダイエツト作戦」(再掲) 環境学習施設への送迎支援 環境政策課、ごみ減量推進課 様々な世代に対する環境学習の機会を提供するために、出前講座・学習会等の開催、講師派遣、環境学習施設へのバスによる送迎等の支援を行う。
		環境学習の質の向上	eco-Tによる環境学習(再掲) 環境政策課 様々な世代の市民や企業の環境に関する知識や理解が深まるように、環境学習関係者が連携して、体験型の環境学習プログラムや環境学習補助教材を作成する等、学習内容の充実化を図っていく。
共働の推進	p.55	市民・事業者との共働	◎とよたSDGsパートナー連携事業 未来都市推進課 持続可能なまちづくりに向け、とよたSDGsパートナーを組織し、その登録団体による新たな連携の取組により、地域課題の解決や市民の暮らしの改善を行うことを支援する。
			とよたエコライフ倶楽部の活動支援 環境政策課 「とよたエコライフ倶楽部」と連携を図り、市民から市民へ啓発等を実施する主体的な活動を支援する。
			協定協議会の活動の推進(再掲) 環境保全課、 市内の中心的な企業の持つ環境対策技術やノウハウを共有するとともに、中小企業の環境対策を進める自主活動の支援をする。
			○中間支援組織連携事業(再掲)★ 環境政策課(企画課、市民活躍支援課) おいでん・さんそんセンターや市民活動センター等と連携し、事業者と地域等との橋渡しを行う。
			◎食品ロス削減啓発ポスターの募集と掲示(再掲) ごみ減量推進課 市民に対して食材の使い切り、食べ残しの抑制を啓発する。
			◎フードドライブの実施(再掲) ごみ減量推進課 家庭で消費しない(余っている)食品を集め、福祉団体等に寄附し、食品を必要としている人の支援に活用する「フードドライブ」を、市社会福祉協議会、NPO法人、民間事業者と連携して行う。
			◎食品ロス削減「手前どり運動」の開催(再掲) ごみ減量推進課 スーパーやコンビニエンスストア等での食品ロスの削減を目的に、買い物時に、すぐに使う(食べる)ものは手前から取る行動(手前どり)を、啓発ポスターの掲示やPOPの設置を通して推奨する。

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
共働の推進	p.55	地域との共働	○わくわく事業等との連携★ 環境政策課、(地域支援課) わくわく事業等の市民が主体的に行っている地域活動について、環境課題の解決に向けた連携・支援を行っていく。
			不法投棄パトロール隊との連携(再掲) 清掃業務課 生活環境の保全や市民一人ひとりによるきれいなまちづくりを推進するため、市民と行政が共働して、不法投棄防止のまち美化活動を行う。
			環境委員情報交換会の開催(再掲) ごみ減量推進課 良好な地域環境保全、地域住民の廃棄物に関する意識の向上及びごみの減量を推進するため、自治区の環境委員を対象に情報交換会を開催する。
			集団回収活動の促進(再掲) ごみ減量推進課 リサイクルを積極的に推進している自治区や子ども会等の団体に対して報奨金を交付し、ごみの減量化及び資源化を促進する。
			ふれあい収集によるごみ出し支援(再掲) 清掃業務課 高齢者や障がい者のごみ出し支援を行うため、要介護認定者等を対象とした戸別収集を実施する。
			不良な生活環境の解消(再掲)★ 環境保全課 ごみ屋敷等の不良な生活環境の解消に向け、コミュニティと連携しながら支援をしていく。
			多様な価値観・ライフスタイルに応えられる環境の整備
環境行動を促す支援・仕組みづくり	p.56	★環境行動を促す支援	空き家・空き地情報バンク(再掲) 地域支援課 山村部等の空き家情報を公開し、移住を促進する。
			定住促進プロモーション事業 定住促進課 「ファースト暮らしとよた」を通じて、市内外の家族形成期世代へ豊田市の魅力や住みやすさのPRを実施する。
環境行動を促す支援・仕組みづくり	p.56	★環境行動を促す支援	eco-Tによる環境学習(再掲) 環境政策課 環境学習施設eco-Tや自然観察の森等において、インタープリター等を養成し、地域における環境活動の指導者を増やしていく。

施策の柱	頁	施策(★:重点施策)	事業(★:重点事業)/関係課/事業概要
環境行動を促す支援・仕組みづくり	p.57	★環境行動を促す支援	○中間支援組織連携事業(再掲)★ 環境政策課、(企画課、市民活躍支援課) おいでん・さんそんセンターやとよた市民活動センター等と連携し、事業者と地域等との橋渡しを行う。
		★環境行動を促す仕組みづくり	◎とよたSDGsポイント事業 環境政策課 SDGsな行動をする市民に、SDGsな活動をする加盟店等がポイントを発行等ができるシステムを介して、SDGsに参画する市民等を増加させる。
			国民運動(COOL CHOICE)等による環境行動転換の促進(再掲) 共働による外来種防除活動(再掲) 環境政策課 オオキンケイギクの防除活動やクールシェアの取組など、まち全体で取り組める仕掛けづくりを行い、誰もが環境活動を行える機会をつくる。
			協定協議会の活動の推進(再掲) 環境保全課 市内の中心的企業の持つ環境対策技術やノウハウを共有するとともに、中小企業の環境対策を進める自主活動を推進する。
市内外への情報発信	p.59	市の環境情報の公開	環境報告書・環境調査報告書・清掃事業概要の発行 環境政策課、環境保全課、ごみ減量推進課 自らが暮らすまちの環境施策及び環境活動の実施状況や環境調査結果について、市民に向けてわかりやすく紹介する報告書を作成する。
		環境情報の発信と周知	スマートハウスの普及促進(再掲) 次世代自動車の普及促進(再掲) 環境政策課 環境活動に対する助成制度や環境イベント、環境学習機会の情報など、日常的な情報について、提供する。
			「資源・ごみの分け方・出し方」ごみカレンダーを活用した情報発信(再掲) 分かりやすい情報発信と仕掛けづくり(再掲)★ ごみ減量推進課、環境政策課 環境活動に対する助成制度や環境イベント、環境学習機会の情報など、日常的な情報について、提供する。
		国内外への情報発信	◎SDGs関連プロモーション事業 未来都市推進課 エネルギー・モビリティ・ウェルネス分野での先駆的な取組を中心に、ショーケースとしての都心を有効活用しながら、未来の暮らしを国内外に発信し、世界から認められる先進都市のイメージを構築する。

## 第4節 指標一覧表

### 1) まちの状態指標

社会・分野	指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
脱炭素社会	再生可能エネルギー導入率 再生可能エネルギー発電量/電力需要量（総電力販売量と自家消費量の合計）×100%	24% (2016年)	↑
	市内のCO <sub>2</sub> 排出量 市内の温室効果ガス排出量等の算定結果	479万t-CO <sub>2</sub> (2014年)	↓
	森林によるCO <sub>2</sub> 吸収量 市内の温室効果ガス排出量等の算定結果	12万t-CO <sub>2</sub> (2014年)	↑
	「気候変動への適応」の言葉を知っていて、積極的に取り組みを行っている市民の割合 「豊田市の環境に関する市民アンケート」において「気候変動への適応」という言葉の意味も含めて「知っていた」と回答した市民のうち、適応取組項目の過半数以上を取り組んでいる市民の割合。	23.1% (2016年)	↑
	「地球温暖化対策に取り組むまち」として満足している市民の割合 市民意識調査において、「満足している」と回答した市民の割合（「わからない」「無回答」を除く）	38.2% (2016年)	↑
自然共生社会	「自然とふれあえる場の多さ」として満足している市民の割合 「豊田市の環境に関する市民アンケート」において、「非常に満足」「やや満足」と回答した市民の割合	44.4% (2016年)	↑
	生物多様性を理解している市民の割合 「豊田市の環境に関する市民アンケート」において生物多様性という言葉の意味も含めて「知っていた」と回答した市民の割合（無回答を除く）	30.1% (2016年)	↑
	①希少野生動植物種、②特定外来生物が豊田市にも生息・生育していることを知っている市民の割合 「豊田市の環境に関する市民アンケート」において「知っていた」と回答した市民の割合（無回答を除く）	①35.5% ②68.4% (2016年)	↑
	生物多様性を保全する活動・イベントに参加したことがある市民の割合 「豊田市の環境に関する市民アンケート」において「参加している」と回答している市民の割合（無回答を除く）	13.2% (2016年)	↑

社会・分野	指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
自然共生社会	市内で確認された希少種の種数 豊田市生物調査報告書の掲載種のうち、国県レッドリストに該当する種類の合計	413 種 (2015 年)	→
	健全化に向かっている人工林の割合 (健全化に向かっている人工林面積(基準値) + 切置き間伐面積) / (森づくり基本計画における対象森林面積) × 100%	57% (2015 年)	↑
	「公園や緑地が身近にあるまち」として満足している市民の割合 市民意識調査において、「満足している」と回答した市民の割合(「わからない」「無回答」を除く)	55.3% (2016 年)	↑
	生物多様性保全活動に取り組む企業の割合 「豊田市の環境に関する事業者アンケート」において「地域の生物の生息環境の保全活動を行う」という項目に関し、「積極的に取り組んでいる」又は「少し取り組んでいる」と回答した事業所の割合	15.1% (2016 年)	↑
	市民一人当たりのごみの排出量 家庭ごみ(資源除く)の年間排出総量 / (人口 × 年間日数)	544 g (2015 年)	↓
循環型社会	事業系可燃ごみの排出量 事業系可燃ごみ(収集ごみ + 直接搬入ごみ)の市処理施設への年間搬入量	35,723 t (2015 年)	↓
	廃棄物の不適正処理現場の数 廃棄物の不適正処理現場の数	129 か所 (2015 年)	↓
	最終処分場の容量確保 グリーン・クリーンふじの丘の残余容量	54,624m <sup>3</sup> (2015 年)	↑
	施設の稼働率 (各焼却施設の炉ごとの年間稼働率の平均値 × 各焼却施設の処理能力) の計 / 各焼却施設の処理能力の計 × 100%	60%以上 (2015 年)	→
	周辺環境への満足度(全体) 「豊田市の環境に関する市民アンケート」において「全体として周辺の環境への満足度」について、「非常に満足」又は「やや満足」と回答した市民の割合	44.9% (2016 年)	↑
安全・安心社会	「気候変動への適応」の認知度 「豊田市の環境に関する市民アンケート」において「気候変動への適応」という言葉の意味も含めて「知っていた」と回答した市民のうち、適応取組項目の過半数以上を取り組んでいる市民の割合。	23.1% (2016 年)	↑



社会・分野	指標名	現状値 (把握年度)	目指す方向
市民の環境行動力の向上と共働の分野	「市民や企業が環境に配慮しているまち」として満足している市民の割合 市民意識調査において、「満足している」と回答した市民の割合	55.0% (2016年)	↑
	環境配慮行動を実践している市民の割合 「豊田市の環境に関する市民アンケート」において環境取組13項目のうち、7項目以上で「積極的に取り組んでいる」又は「少し取り組んでいる」と回答した市民の割合	65.6% (2016年)	↑
	環境に関連する取組を行っている事業所の割合 「豊田市の環境に関する事業者アンケート」において環境取組17項目のうち、9項目以上で「積極的に取り組んでいる」又は「少し取り組んでいる」と回答した事業所の割合	35.5% (2016年)	↑
	豊田市や住んでいる地域に対して愛着を感じている市民の割合 市民意識調査において、「愛着を感じている」と回答した市民の割合	76.7% (2016年)	↑

## 2) 成果指標

社会・分野	指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
脱炭素社会	再生可能エネルギーの総発電量（市導入・関与分） 市が直接購入したものと及び市が減税・補助金等により支援したもの	104,333kW (2019年)	—	119,500 kW
	スマートハウス支援件数（累計）新築及び既築	165件 (2016年)	665件	2,000件
	うち、新築 ZEH (スマート・ゼロハウス)	66件 (2020年)	—	280件
	新車販売台数に占める次世代自動車の割合 自動車保有台数に占める自家用及び事業用の次世代自動車（HV・PHV・EV・FCV）の割合	39% (2019年)	—	50%
	(LED化していない) 公共施設の LED 化実施割合 LED化リース等事業によるもの	—	—	50%
	中小企業向け脱炭素スクール修了事業者数 中小企業向け脱炭素スクール修了事業者数	16者 (2021年)	—	100者
	人工林の間伐実施面積 森づくり基本計画対象林の間伐面積 公有林等を除く	830ha (2015年)	1,200ha (2020年)	1,200ha
	適応策推進事業への延べ参加者数（累計） 主催する講座・セミナー等において、参加した延べ人数	83人 (2021年度)	—	1,200人
	環境に関する先進技術実証事業の件数 豊田市つながる社会実証推進協議会における実証事業数のうち、環境分野に関するもの	3件 (2018年)	毎年度 3件	毎年度 3件

社会・分野	指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
自然共生社会	豊田市自然観察の森における講座等の受講者数 豊田市自然観察の森が実施する講座及び出前授業等の受講者数	4,767人 (2015年)	5,200人	5,500人
	新たに整備された水辺や緑地等のふれあい空間の箇所数 都市公園、ため池、河畔林、河川等の整備件数	2か所 (2018年)	3か所 (2020年)	3か所 (2022~2025年)
	環境学習施設を利用した小学生の生物多様性の理解度 「自然観察の森」を利用した小学校による小学生の理解度を点数評価するアンケートの平均得点率	98.9% (2018年)	80%	80%
	サイエンスミュージアムネットに登録された標本の数(累計) サイエンスミュージアムネットに登録した標本の数	14,970件 (2016年)	30,000件	40,000件
	市民参加生き物調査における一般参加者数 市民参加生き物調査における一般参加者の数	927人 (2016年)	1,300人	1,700人
	生物多様性保全に関する活動団体数 生きものと共生する地域づくり支援事業認定団体数及び河川愛護団体数	24団体 (2015年)	31団体	35団体 (2024年)
	人工林の間伐実施面積 公有林等を除く 森づくり基本計画対象林の間伐面積	830ha (2015年)	1,200ha (2020年)	1,200ha
	みどりのまちづくり推進事業補助金による緑地整備面積 みどりのまちづくり推進事業補助金による緑地整備面積	—	—	3,200㎡ (2021~2024年度)
	自然共生に関する企業と地域・市民活動団体とのマッチング件数 おいでん・さんそんセンターや市民活動センターがコーディネートした自然共生に関する活動のマッチング数	年間4件	2件	年間5件
	山村部の暮らしに関する情報受信者数 「おいでん・さんそんセンター」が行うSNSのいいね数	1,640件 (2016年)	増加	増加
	経営耕地面積 第3次農業基本計画における指標(農林業センサスから)	3,381ha (2015年)	維持	維持

社会・分野	指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
循環型社会	市民一人当たりのごみ排出量（家庭系ごみ+資源回収量） 家庭ごみ（資源含む）の年間排出総量 / (人口 × 年間日数)	672 g (2015年)	664 g	660 g
	市民一人当たりのごみ排出量（家庭系ごみ） 家庭ごみ（資源除く）の年間排出総量 / (人口 × 年間日数)	544 g (2015年)	530 g	520 g
	市民一人当たりのごみ排出量（燃やすごみ） 家庭ごみ（燃やすごみ）の年間排出総量 / (人口 × 年間日数)	505 g (2015年)	493 g	485 g
	最終処分量（直接埋立量） 最終処分量のうち、直接埋立量（家庭系、り災ごみ除く）	1,574 t (2015年)	1,563 t	1,527 t
	事業系可燃ごみ排出量 事業系可燃ごみ（収集ごみ+直接搬入ごみ）の市処理施設への年間搬入量	35,723 t (2015年)	35,289 t	35,000 t
	ごみ処理 1 t 当たりの発電量 渡川クリーンセンターで1年間に処理される可燃ごみ 1 t 当たりの発電量	440 kWh/t (2020年)	440 kWh/t 以上	440 kWh/t 以上
	廃棄物の不適正処理現場の数 廃棄物の不適正処理現場の数	129 か所 (2015年)	前年度から 3 か所以上減	前年度から 3 か所以上減
	焼却施設の稼働率 (各焼却施設の炉ごとの年間稼働率の平均値 × 各焼却施設の処理能力) の計 / 各焼却施設の処理能力の計 × 100%	60%以上 (2015年)	60%以上	60%以上
安全・安心社会	環境の保全を推進する協定等で定めた協定値を超過した事業所の数 環境の保全を推進する協定、公害防止協定及び協定に準じた覚書で定めた協定値を超過した事業所の数	1 件 (2016年)	0 件	0 件
	不良な生活環境の解消率 不良な生活環境を解消するための条例に基づき対応した事案の解決率	48% (2016年)	50%	50%
	適応推進事業への延べ参加者数（累計） 主催する講座・セミナー等において、参加した延べ人数	83 人 (2021年度)	-	1,200 人

社会・分野	指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (2021年度)	最終目標 (2025年度)
	環境学習施設を利用した小学生の地球温暖化や生物多様性の理解度 「豊田市環境学習施設 eco-T」及び「豊田市自然観察の森」を利用した小学校による小学生の理解度を点数評価するアンケートの平均得点率	93.2% (2018年)	80%	80%
	とよた SDGs パートナーの連携事業数 とよた SDGs パートナーと連携して行った事業数	5件 (2019年)	—	毎年度 5件以上
	都市部と山村部の暮らしに関する情報受信者数 ①「ファースト暮らしとよた」WEBサイト閲覧数 ②「おいでん・さんそんセンター」FBのいいね数	①45,900件 (2020年) ②1,640件 (2016年)	①60,000件 ②増加	①60,000件 ②増加
	インタープリター養成講座等参加者数 豊田市環境学習施設 eco-T におけるインタープリター育成講座及びインタープリターステップアップ講座、豊田市自然観察の森における森の自然案内人養成講座等の受講者数等	108人 (2020年)	100人体制を維持	100人体制を維持
	とよた SDGs ポイント新規加入者数 とよた SDGs ポイント新規加入者数	—	毎年度 500人以上	毎年度 500人以上
	協定協議会 WEB サイト閲覧者数 環境の保全を推進する協定協議会 Web サイトの閲覧者数 (4年累計)	1,759人 (2020年)	—	10,000人 (2021~2024年度)
	環境情報提供ツールの利用者数 分別あぶりさんあ〜る	8,975件 (2016年)	60,000件	96,000件
	SDGs 関連プロモーション事業数 展示会への出展、国内外に向けた会議等での登壇	5件 (2019年)	—	毎年度 3件以上

## 第5節 用語解説

行	用語	本編の頁	解説
あ	一般廃棄物	p.17、22、42、44、47	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は更に「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
	インタープリター	p.20、35、37、53、57	市民の環境学習や見学を、解説等によりサポートする市民ボランティア。
	雨水貯留浸透施設	p.39	道路の側溝や、家庭内の雨水ますの底に砕石などを詰め、雨水を地中に浸透させる「ます」のこと。このますを設置することによって、流末の水路や河川の負担を軽減し、浸水被害や地盤沈下の防止と地下水の涵養を図る。
	エネルギー回収	p.17、46	廃棄物焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。
	おいでん・さんそんセンター	p.40、56、57	都市と農山村の交流をコーディネートする目的で、豊田市役所足助支所内に設置された機関。2017年2月に一般社団法人化。
	温室効果ガス	p.12、13、34	大気圏にあった地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体の総称。対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC <sub>s</sub> ）、パーフルオロカーボン類（PFC <sub>s</sub> ）、六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）、三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）の7物質。
か	外部電力供給、外部給電	p.53	ハイブリッド車やプラグインハイブリッド車に蓄えた電力を電気製品に供給すること。
	外来種防除	p.38、58	もともとこの地域に生息していなかったのに、他地域・他国から意図しないものも含めて人為的に持ち込まれた生物の繁殖を予防または駆除すること。外来種が繁殖すると、本来の生態系を脅かし、農業、林業などにも影響を与える。
	化石燃料	p.11、13	石炭、石油、天然ガスなど、有機物の化石のうち、人間の経済活動で燃料として用いられるもの。地質時代にかけて堆積した動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできたもので、現在社会の主要エネルギー源となっているが、埋蔵量に限りのある有限の資源。
	合併処理浄化槽	p.50	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。
	環境委員	p.42、44、56	ごみ減量の普及啓発やごみ出しの分別指導、ごみステーションの美化活動などを推進する市民。
	環境価値	p.13、27	再生可能エネルギーの持つ、エネルギーそのものの価値ではない「付加価値」のこと。化石燃料ではない発電によってCO <sub>2</sub> が排出されないことを「付加価値」と認めて、証書化し、取引することができます。
	環境学習施設eco-T（エコット）	p.20、42、55、57	『気づきから行動へ』を合言葉に、エコライフを発信していく環境学習施設として、渡刈クリーンセンター内に設置。
	環境基準	p.18	環境基本法に基づいて、国が定める環境保全上の目標のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染、騒音及びダイオキシン類について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準が設定されている。
	環境行動力	p.10、11、20、21、54	市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境問題を正しく理解し、自分自身の問題として捉え、自発的に環境に配慮した行動を実践する力。

行	用語	本編の頁	解説
か	環境の保全を推進する協定協議会	p.18、49、50、51、56	事業者と共働し持続可能な社会の構築に取り組むために、市内主要事業者と「環境の保全を推進する協定」を締結しており、締結した事業者で構成される協議会。
	環境報告書	p.59、63	豊田市の環境の状況や、環境基本計画に基づき実施した施策の状況等についてまとめた年次報告書。
	環境モデル都市	p.12、20、22	低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている都市として国に選定された都市。
	環境リスク	p.51	人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）。
	間伐	p.13、26、31、35、39、53	植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施して樹木の間隔を広げる伐採。
	気候変動	p.11、12、13、19、25、26、32、49、53	近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。
	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	p.12	Intergovernmental Panel on Climate Change 1998年にUNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機構）によって設立された。世界中の数千人の専門家から成り、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的及び社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ、広く一般に利用してもらうことを目的としている。
	希少種（希少野生動植物種）	p.35、37	一般的には、数が少なく、簡単に見ることが出来ないような（希にしか見ることが出来ない）種を指す。
	（CO <sub>2</sub> の）吸収	p.11、13、26、31	森林が二酸化炭素を吸収・蓄積すること。
	共助	p.17、48	家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うこと。
	強靭性	p.11	強くしてしなやかなこと。大きな変化に対して影響を小さく抑え、速やかに回復できること。
	共働	p.2、3、10、11、13、17、20、21、22、38、47、54、56、58、62、63	「豊田市まちづくり基本条例」に示す共働によるまちづくりの考え方であり、市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下、対等な関係に立って、相互の立場を尊重し、共に働く・行動することを指す。
	共同購入	p.27、28	ある商品やサービスの購入を希望する消費者を募集し、まとめて購入することで、スケールメリットを活かし、導入費の削減を図る事業。
	許可業者	p.47	一般廃棄物処理業の許可を有する業者のこと。
	グリーン・クリーンふじの丘	p.48	豊田市藤岡飯野町にある管理型一般廃棄物最終処分場。
	グリーン電力	p.27	再生可能エネルギーによって発電された電力に含まれる環境価値を認証したもの。
	経営耕地面積	p.35、40	農林業経営体が経営している耕地の面積。
	減災	p.19	災害によって起こりうる被害を最低限にとどめ短期化すること。
	広域連携	p.48、53	近隣自治体と共同で事業に取り組むこと。
	光化学オキシダント	p.18	工場や自動車から排出される炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を受けて、光化学反応で生成された酸化性物質のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康被害の他、農作物など植物へも影響を与える。
公共下水道	p.50	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。	

行	用語	本編の頁	解説
か	公共用水域	p.50	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。
	耕作放棄地	p.20、36	過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付する考えのない耕地。
	小型家電	p.45	小型家電リサイクル法（正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）の対象となる、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器。
	互助	p.17	お互いに助け合うこと。
	ごみステーション	p.44、47	家庭ごみの集積所。
さ	サーキュラーエコノミー	p.17	経済活動におけるあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化し経済成長を目指すこと。
	サイエンスミュージアムネットワーク	p.35、37	独立行政法人国立科学博物館が運営する、全国の博物館等が所有する「標本情報」や「採集に関する情報」などを検索できるサイト。
	最終処分場	p.16、41、48	埋立処分を行う施設。最終処分場にはその構造や基準により安定型処分場・遮断型最終処分場・管理型最終処分場に分類され、一般廃棄物を埋め立てる最終処分場は、管理型最終処分場と同様の構造となる。管理型最終処分場には、埋立地から出る浸出液による地下水や公共水域の汚染を防止するため、しゃ水工（埋立地の側面や底面をビニールシートなどで覆う）、浸出水を集める集水設備、集めた浸出液の処理施設が整備される。
	再生可能エネルギー	p.12、13、22、26、27、28、50	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
	産業廃棄物	p.47	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。
	次世代自動車	p.26、28、29、50、53、59	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等。
	自然共生	p.10、11、14、15、19、35、40	生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間とが調和・共存していること。
	持続可能	p.2、6、10、12、13、19、20、21、22、56	環境保全と経済成長が対立するものではなく、両立し互いに支えあうものであることを示すもの。
	諮問	p.62、64	一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めること。
	循環型社会	p.10、11、16、17、19、20、41、42	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、「循環型社会」を「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
	食品ロス	p.16、17、42、56	食べられるのに捨てられてしまう食品。
	針広混交林	p.39	針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林で、より自然の形に近い森林
	人工林	p.13、20、25、26、31、35、39、53	苗木の植栽や、播種、挿し木などにより人が更新させた森林。



行	用語	本編の頁	解説
さ	水源かん養	p.31、39	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の水量を安定させる機能のこと。また、貯留された降水が森林の土壌を通過する際、水質が浄化される機能も含まれる。
	水素ステーション	p.29	燃料電池自動車（FCV）に水素を補給するための施設。
	スマート化	p.25、28	住宅、ビル、工場の設備に情報処理や通信機能を搭載して高度な運用管理を行いエネルギー利用の効率化を図ること。
	スマートゼロハウス	p.29	スマートハウスに加えて、住宅の高断熱化・高効率化によって年間に消費する正味のエネルギー量を概ねゼロとする住宅。
	スマートタウン	p.28	太陽光発電や蓄電池、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）などを完備したスマートハウスが集合し、住宅間の電力融通やエリア内の太陽光発電システムの共有など、低炭素技術を組み合わせた区画。
	スマートハウス	p.26、27、28、29、59	HEMS（Home Energy Management System）として家庭にエネルギー管理システムを導入し、家電、太陽光発電、蓄電池や電気自動車などを一元的に管理する住宅。
	スローライフ	p.57	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直そうという動き。これまでマイナスと見られた「スロー」に価値を見つけ、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようというもので、欧米で十年ほど前から広がり始めた。
	生態系	p.10、15、35	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。
	生物多様性	p.6、11、14、15、35、36、37、38、39、40、54、55	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
	生産緑地地区	p.38	「都市計画法」（1968年）に基づく「市街化区域」内にある農地等のうち、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等敷地として適している土地で、都市計画の「地域地区」のひとつ（生産緑地地区）として定められた区域。
	ゼロエミッション	p.30	「脱炭素」を参照。
ソーシャルビジネス	p.40	地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。	
た	大気測定局	p.51	「大気汚染防止法」に基づき、国や自治体が設置する、大気汚染の状況を常時監視するための測定局。豊田市に4か所設置。
	太陽光発電	p.13	自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式。
	脱炭素	p.10、11、12、13、19、22、24、25、26、27、28、29、30、31、33	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、吸収作用の保全及び強化によって吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた状態。
	多面的機能	p.35、40、53	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食糧その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。
	地域材	p.25、31	地域内の森林から産出され、地域内で加工された木材。
	地域自治システム	p.17	安心して豊かに暮らせる豊かな地域社会を実現するために、地域の声を的確に行政に反映させることのできる仕組みや、様々な地域課題に対して地域が自ら考え実行することのできる仕組み。

行	用語	本編の頁	解説
た	地球温暖化	p.6、7、12、13、17、26、32、46、54、55	温室効果ガスの増加により、地球から放出される熱量よりも吸収される熱量が増え、地球の平均気温が上昇していく現象。
	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	p.12	平成10年定められた地球温暖化防止を目的とした法で、地方自治体が行計画を定めることとする規定がある。
	地産地消	p.13、26、27、45	「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された生産物や資源・エネルギー等をその地域で消費すること。
	地産地食	p.28	「地産地消」の派生語。地域で生産された農作物や伝統食、旬のものを食べること。
	中間支援組織	p.40、56、57、58	行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織。
	中間処理	p.48	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。
	直接埋立量	p.41、43	廃棄物のうち中間処理をせずに埋め立て処分されるもの。
	超高齢社会	p.48	65歳以上人口の割合が21%超の社会。
	天然林	p.39	天然更新（周辺の樹木から落ちてきた種子が発芽し、生育すること）で成立した森林。
	東海丘陵湧水湿地群	p.6、15、37	矢並湿地、上高湿地及び恩真寺湿地を含む湿地群の総称で、2012（平成24）年7月3日に国際的に重要な湿地として「ラムサール条約」に登録された。
	渡刈クリーンセンター	p.17、46、48	一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を焼却処分する施設（清掃工場）。
	特定外来生物	p.35	外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された生物。
	特定施設	p.50	水質汚濁防止法や大気汚染防止法などに定められている著しく環境に負荷を与える施設を持つ工場・事業所。
	特定有害物質	p.50	土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、「土壤汚染対策法」に基づく調査等の対象となる物質。
	とよたエコアクションプラン	p.28	市自らが、事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画。
	とよたエコフルタウン	p.20	エコな未来の暮らしや最新の環境技術を体験できる、豊田市の低炭素社会モデル地区。
	とよたSDGsポイント	p.21、42、54、56、58	市民等が意識して「SDGsにつながる行動」を実践するためのきっかけや発見につながる取組。
	とよたエコライフ倶楽部	p.20、56	市民、事業者、行政の連携のもと、環境の保全と創造に向け各々が役割を理解し実践することにより、市民一人ひとりに環境に配慮した行動を促すとともに、より多くの市民の参加を得て持続可能な循環型社会「環境のまち・とよた」の構築に寄与することを目的に発足。
	豊田市自然観察の森	p.14、20、35、36、37、55	身近な自然を都市近郊に確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みや機能を学び、自然保護について考える場とする目的で、環境省の指導と補助により全国に10か所設置された施設。豊田市自然観察の森もその1つで、1990（平成2）年6月に開設。
	豊田市総合計画	p.2、7、11	今後の豊田市が目指すまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を市民と共働で進めるための最も基本となる計画。
とよた市民活動センター	p.40、56	自由で柔軟な発想によるボランティア活動や、NPO活動などの公益性のある市民活動の拠点。	
パーク＆ライド	p.29、50	出発地から自動車を利用し、途中で鉄道等の公共交通に乗り換えて目的地まで移動する方式。	

行	用語	本編の頁	解説
は	ばい煙発生施設	p.50	「大気汚染防止法」第2条第2項に基づいて定められている施設で、規制の対象となるもの。
	廃棄物適正処理推進員	p.47	市内の排出事業者を訪問し、マニフェスト制度の周知や使用の徹底などを指導するなど、産業廃棄物の適正処理のための推進員。
	排出事業者責任	p.17	事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと。
	排出者負担	p.48	廃棄物を処理するための費用は、排出した者が負担すべきという考え方。
	バックキャスト型	p.7	望ましい将来がまず描かれ、これらのビジョンを達成するために何が必要とされるかの評価によって、政策形成を導く手法。
	パブリックコメント	p.64	市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見、情報及び専門的知識の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続き。
	パリ協定	p.13	2015年、フランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。
	微小粒子状物質（PM2.5）	p.18	浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル：μm＝100万分の1m）以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。
	平準化	p.17, 48	施設整備等に係る費用の年度変動を押しなべること。
	フードドライブ	p.42, 43	学校や職場等、様々な団体が拠点となり、一般家庭にある未利用食品を集め、集まった食品をフードバンク団体や福祉施設等に寄付する活動。
	ファースト暮らしとよた	p.57	街の賑わいと豊かな自然が共鳴する豊田市の魅力を情報発信し、豊田市への定住促進を推進していくことを目的としたプロジェクト。
	フォアキャスト型	p.7	過去のデータや実績などに基づき、現状で実現可能と考えられることを積み上げて、未来の目標に近づけようとする手法。
	不法投棄	p.17, 47	廃棄物が定められた場所以外、例えば山林や河川敷等に不法に廃棄されること。
	浮遊粒子状物質	p.18	大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm（マイクロメートル：μm＝100万分の1m）以下のもの。
分別アプリ	p.44, 59	豊田市の資源・ごみの分別方法の検索や収集日をお知らせする機能等がついた無料アプリ。	
ま	緑のリサイクルセンター	p.44	市内で発生した刈草、せん定枝及び食品残渣等を使用してたい肥（ecoグリーン）を製造している施設。
	未利用エネルギー	p.27	工場廃熱、地下鉄や地下街の冷暖房廃熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。
	モビリティ	p.13, 22, 26, 59	乗り物。移動手段。
や	有害化学物質	p.51	環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称である。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものなど。

行	用語	本編の頁	解説
や	ユネスコスクール	p.20	1953年にASPnet (Associated Schools Project Network) として、ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整をはかる共同体として発足。そのグローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している。
	要請限度	p.18	騒音規正法及び振動規正法に基づき、住居の集合地域や病院・学校の周辺地域など、法に基づく指定地域において定められている騒音及び振動の一定の限度値のこと。
	溶融スラグ	p.45	焼却灰など焼却後に残った不燃物を高温で溶融した結果生成されるガラス質の固化物。
ら	ラムサール条約	p.6、15、20、37、38	正式名称「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年に採択、1975年に発効し、日本は1980年に加入。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的としている。
	リサイクルステーション	p.44、45	家庭から排出される資源物（古紙・古布・飲料缶・ペットボトル等）を回収する常設の拠点。本市では平成28年4月現在で22か所に設置している。
	緑地整備面積	p.35、39	「みどりのまちづくり推進事業補助金」において屋上、壁面、空地、駐車場の緑化を整備した面積。
わ	わくわく事業	p.20、56	地域資源（人、歴史、文化など）を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体を支援する新しい発想の地域活動支援制度。
英数字	3 R	p.17	Reduce（発生抑制（リデュース））、Reuse（再使用（リユース））、Recycle（再生利用（リサイクル））の総称。
	COOL CHOICE	p.28、58	2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本の省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。
	COP	p.13、14	Conference of Parties 条約を結んだ国々による会議。
	CSR（企業の社会的責任）	p.35、40	Corporate Social Responsibility 企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。
	ESD（持続可能な開発のための教育）	p.20	Education for Sustainable Development 環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことを実現するために、私達一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育。
	EV（電気自動車）	p.28	Electric Vehicle 内燃機関を持たず電気エネルギーで走行する自動車。動力装置は、電気モータ、バッテリー、パワーコントロールユニット（動力制御装置）から構成される。走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ない。
	FCV（燃料電池自動車）	p.28	Fuel Cell Vehicle 燃料電池を搭載し、燃料電池により発電した電力で走行する自動車。自動車用燃料電池では、燃料として水素が用いられ、水素と酸素を触媒により結合する過程で電気を発生させる。
	Iターン	p.6、20	都会から地方へ移住する現象。
	IPCC	p.12	地球温暖化問題に関し科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行う、気候変動に関する政府間パネル。

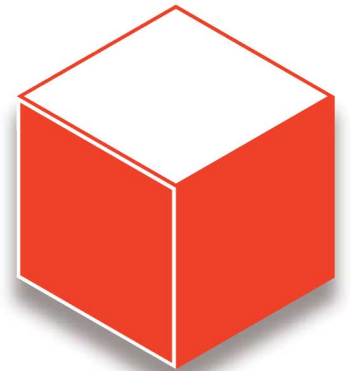
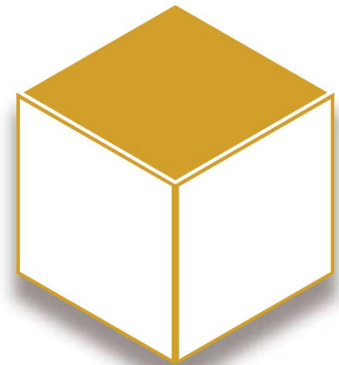
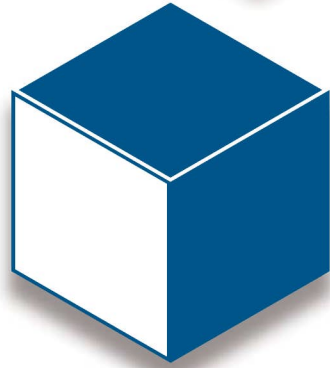
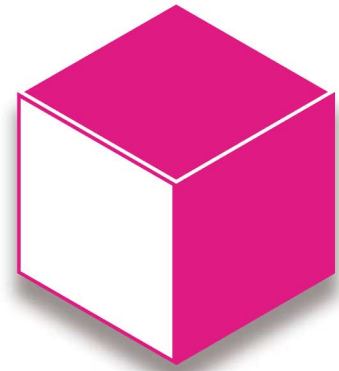
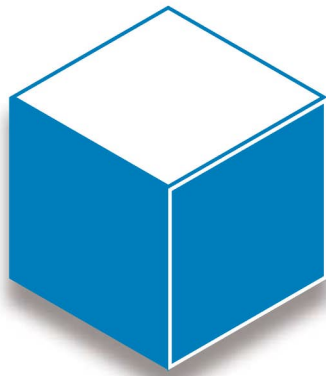
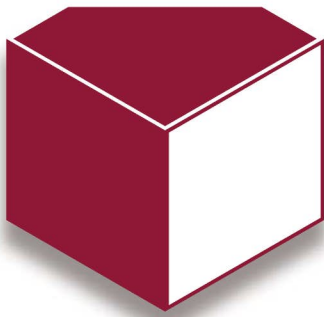
行	用語	本編の頁	解説
英 数 字	J-クレジット	p.27	企業や自治体などが省エネや再エネ設備の導入をしたり、植林などの森林管理を実施したりすることで、削減や吸収できたCO <sub>2</sub> の量を「クレジット」として、販売・購入できる国の制度。
	PCB（ポリ塩化ビフェニル）	p.51	Poly Chlorinated Biphenyl 電気機器の絶縁体などに使われる主に油状の物質で、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されている。
	PHV（プラグインハイブリッド車）	p.28	Plug-in Hybrid Vehicle 家庭用電源で電池を充電できるハイブリッド自動車。ハイブリッド自動車は、異なる二つ以上の動力源・エネルギー源を持つ自動車である。
	PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）	p.51	Pollutant Release and Transfer Register 有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたり、廃棄物として運び出されたりしたかというデータを把握・集計し、公表する仕組み。
	SAKURAプロジェクト	p.28、53	未来都市推進課、防災対策課、環境政策課を中心に、外部給電機能を搭載した次世代自動車を活用した環境対策・防災対策の市民啓発プロジェクト。
	SDGs	p.6	Sustainable Development Goals 2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている「持続可能な開発目標」。
	TDM（交通需要マネジメント）	p.29、50	Transportation Demand Management 自動車利用者の行動を変えることにより、道路渋滞をはじめとする交通問題を解決する方法。
	Uターン	p.6	地方から都会へ移住し、再び地方の生まれ故郷へ戻る現象。
	ZEB	p.28	「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy House）」の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
	ZEH	p.28、29	「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

## 【コラム】 持続可能な開発目標「SDGs」

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的（ユニバーサル）な目標です。





## 豊田市環境基本計画 2018 - 2025



発行：豊田市  
〒471-8501  
豊田市西町3丁目 60 番地  
問合せ：環境部 環境政策課  
TEL：0565-34-6650  
FAX：0565-34-6759  
WEB：<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

2022（令和4）年3月 発行